



新教弘医療保険α(無配当)

医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)

ファミリー教弘医療保険α(無配当)

医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)



ご契約のしおり・約款

ご 挨 拶

このたびは、当社の教弘保険であります新教弘医療保険 *a* ・ファミリー教弘医療保険 *a*（医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型））のお申込をご検討いただきましてありがとうございます。

当社は教育界有数の公益福祉団体である日本教育公務員弘済会の発足以来、その事業のひとつである共済事業（提携保険事業）の基本となる生命保険のお引受を通じて教職員（ご家族）の方々の福祉向上にご奉仕させていただいております。

この冊子は、新教弘医療保険 *a* ・ファミリー教弘医療保険 *a* に関する大切なことがらを記載したものです。ぜひご一読のうえ、保険証券とともにお客さまご自身で管理いただき、ご活用くださいますようお願いいたします。もし、おわかりになりにくい点がございましたら、

当社の担当者、お取扱店舗、または下記のコールセンターまでご照会ください。

永年にわたる日本教育公務員弘済会との提携の実績をふまえ、一層経営の合理化に努め、ご加入者の信頼に応えるよう努力してまいりたいと存じます。

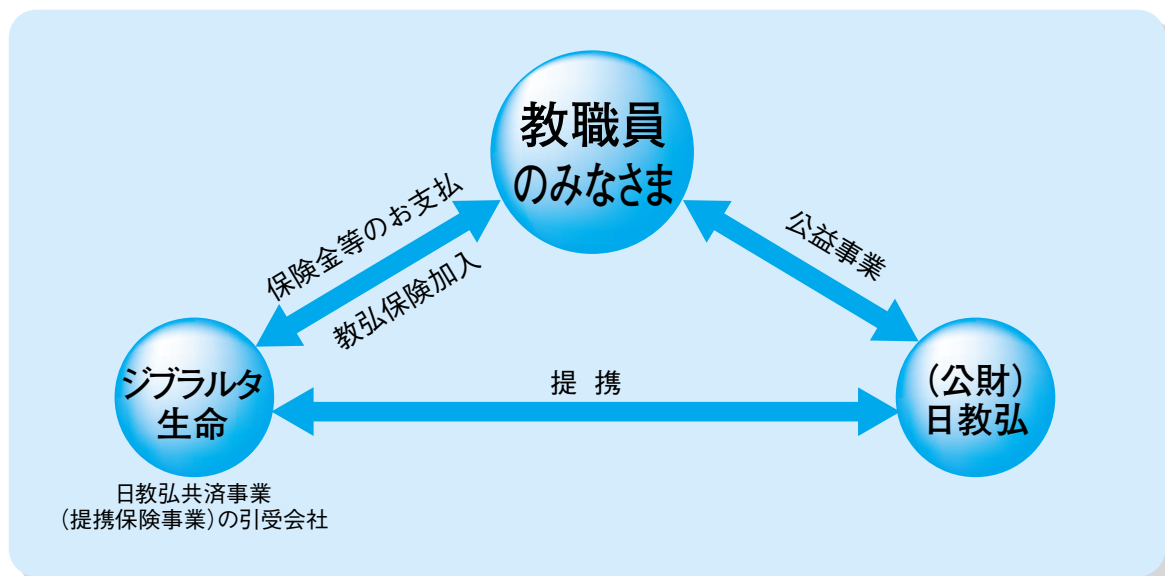
ジブラルタ生命保険株式会社

教 職 員 専 用 0120-37-9419 ^{ミナ キョウイク} 通話料無料

一 般 用 0120-37-2269 ^{ミナ ジブロック} 通話料無料

■ジブラルタ生命が、共済事業（提携保険事業）をお引受しています

ジブラルタ生命は日本教育公務員弘済会創立以来その趣旨に賛同し、共済事業（提携保険事業）の中核である教弘保険の引受会社としてご協力させていただいております。



商品のしくみ比較表

タイプ名		新教弘医療保険α・ファミリー教弘医療保険α			
			初期加算タイプ	シンプルタイプ	シンプル・初期加算タイプ
保 険 期 間		終身型	終身型	終身型 定期型	終身型
1 入院支払限度日数		60日／120日 ^{*1*2}	60日／120日 ^{*1*2}	60日	60日
通算支払限度日数		1,095日 ^{*1}	1,095日 ^{*1}	1,095日	1,095日
給付の型		A型	B型	A型	B型
保 障 内 容	主 契 約	災害入院給付金	○	○	○
		疾病入院給付金	○	○	○
		入院初期加算給付金 ^{*3}	×	×	○
		手術・放射線治療給付金	○	○	○
		骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	○	○	○
		3大生活習慣病入院特則	○	×	×
		支払限度変更特則	○	×	×

* 1 3大生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による入院は、支払限度の日数が無制限となります（3大生活習慣病入院特則付）。

* 2 1入院の支払限度は、支払限度変更日に60日から120日へ変更となります（支払限度変更特則付）。

* 3 入院初期加算給付金は、ご契約時の給付の型により有無が異なります（A型：なし、B型：あり）。

※新教弘医療保険αは教職員ご本人のための医療保険、ファミリー教弘医療保険αは教職員のご家族のための医療保険です。

※加入後のタイプ変更はできません。

※詳細につきましては、ご契約のしおりに記載されているタイプごとの「特徴としくみ」をご覧ください。

○：あらかじめセットされています。

×：セットすることはできません。



チェック表

お申込の主契約・特約を☒チェックして、それぞれの内容をご確認ください。

		主契約/特約名称
主契約		☐ 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）
特約	傷害	☐ 特定損傷特約
	医療	☐ 5大生活習慣病特約（14）
		☐ 女性疾病入院特約（14）
		☐ がん診断一時金特約（14）
☐ 先進医療特約		
就労不能	☐ 就労不能障害特約（無解約返戻金型）	
その他	☐ 指定代理請求特約	
	☐ 疾病障害による保険料払込免除特約	
	☐ 保険金等の支払方法の選択に関する特約	

★：主契約です。
◎：特約を付加することができます。

	新教弘医療保険α・ファミリー教弘医療保険α				ご契約のしおり	約款
		初期加算 タイプ	シンプル タイプ	シンプル・ 初期加算タイプ		
	★	★	★	★	P16・17・18・19	P2
	◎	◎	◎	◎	P36	P34
	◎	◎	◎	◎	P37	P44
	◎	◎	◎	◎	P40	P52
	◎	◎	◎	◎	P41	P61
	◎	◎	◎	◎	P43	P68
	◎ *1	◎ *1	◎ *1	◎ *1	P45	P78
	◎	◎	◎	◎	P27	P105
	◎	◎	◎	◎	P34	P27
	*2	*2	*2	*2	P49	P94

- * 1 就労不能障害特約（無解約返戻金型）は、ファミリー教弘医療保険αには付加することができません。
- * 2 保険金等の支払方法の選択に関する特約は、就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加されている場合のみ、中途付加をお取扱します。



ご契約のしおり・約款について

はじめに

- ◆「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に関する大切なことから記載したものです。ぜひともご一読ください。なお、「ご契約のしおり・約款」に掲載のお取扱は、実際にお取扱を行う時点での当社所定の範囲内となります。また、お申込の経路によっては、ご加入できるプラン、特約等のお取扱に制限があることがあります。詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

ご契約のしおり

約款の中で特に大切な事項（保障内容、諸手続等）、生命保険の税法上の取扱等をわかりやすくご説明しています。

約款

ご契約についてのとりきめを、詳しくご説明しています。ご契約のしおりとあわせてお読みください。
この冊子ではつぎの順番で記載しています。

普通保険約款 (主契約)	この保険のベースとなる部分です。生命保険会社と保険契約者との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの権利義務を規定しています。
特約条項(特約)	保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。
別表	普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。

◆ページ番号のふりかたについて

「ご契約のしおり」と「約款」の2部構成で、ページ番号はそれぞれ1ページ目から順にふっています。

- ・ご契約のしおりのページ番号の記載 ⇒ 「ご契約のしおりーX X」
- ・普通保険約款以降のページ番号の記載 ⇒ 「約款ーX X」

「ご契約のしおり」の読み方

◆知りたい情報を探すときは…

「ご契約のしおり」はお読みいただきたい項目、知りたい情報等を簡単にお探しいただけるよう、「もくじ」に加えて「チェック表」「目的別もくじ」をご用意しています。「チェック表」はお申込の保険種類をチェックいただく場合等、「目的別もくじ」は『保険（主契約）の特徴としくみを知りたい』、『保険金等を請求したい』等、ポイントを絞って本書をお読みいただく場合に便利です。

お申込の保険種類を
チェックいただく場合等

➡ チェック表 4.5ページ

チェック表		新設医療保険Ⅱ・ファミリー型医療保険Ⅱ				初版
		新設医療保険Ⅱ	ファミリー型医療保険Ⅱ	新設医療保険Ⅱ	ファミリー型医療保険Ⅱ	
主契約		★	★	★	★	初版
主契約		医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）				P2
特約	特約	特定医療特約	○	○	○	P36 P34
	特約	5大生活習慣病特約（14）	○	○	○	P37 P44
	特約	女性疾病入院特約（14）	○	○	○	P40 P52
	特約	がん診断一時金特約（14）	○	○	○	P41 P61
	特約	先進医療特約	○	○	○	P43 P68
その他	特約	障害不慮障害特約（無解約返戻金型）	○+1	○+1	○+1	P45 P78
	特約	指定代理店特約	○	○	○	P27 P105
	特約	疾病障害による保険料払込免除特約	○	○	○	P34 P27
		保険金等の支払方法の選択に関する特約	+2	+2	+2	P49 P94

目的から掲載ページを探す

➡ 目的別もくじ 9ページ

ページ順に掲載ページを探す

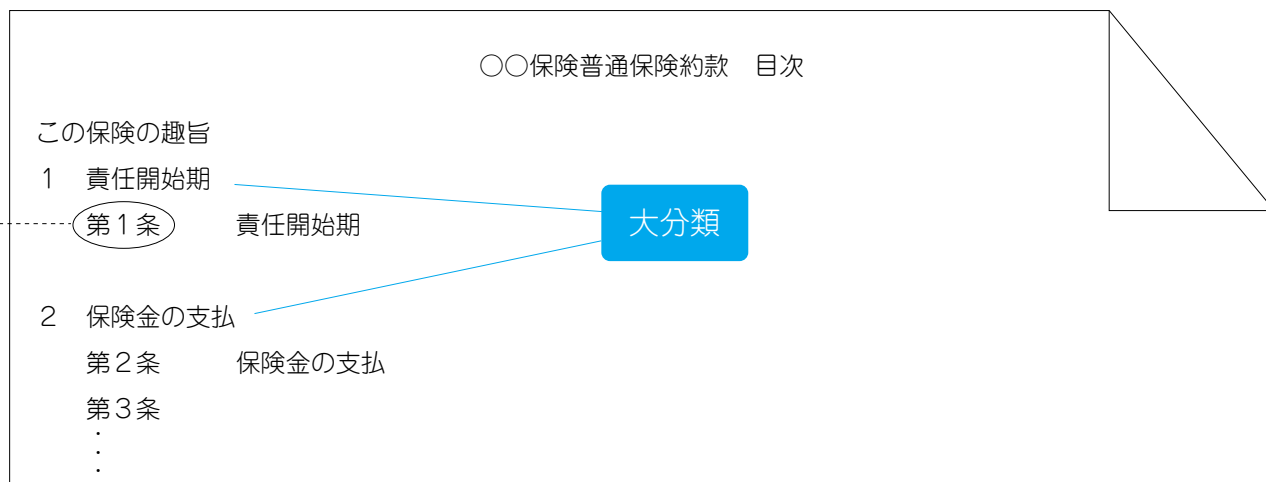
➡ もくじ 10.11ページ

目次	
しおり	4
チェック表	4.5
目的別もくじ	9
主な保険用語のご説明	12
特徴としくみについて	16
特約について	34
ご契約について大切なこと	49
ご契約後について	74
保険会社からのお問い合わせ	85
給付金等の請求方法について	86
その他諸制度について	90
目次	10.11

約款・特約条項の読み方

◆各約款・特約条項の最初のページには、大分類および各条の目次を掲載しています。

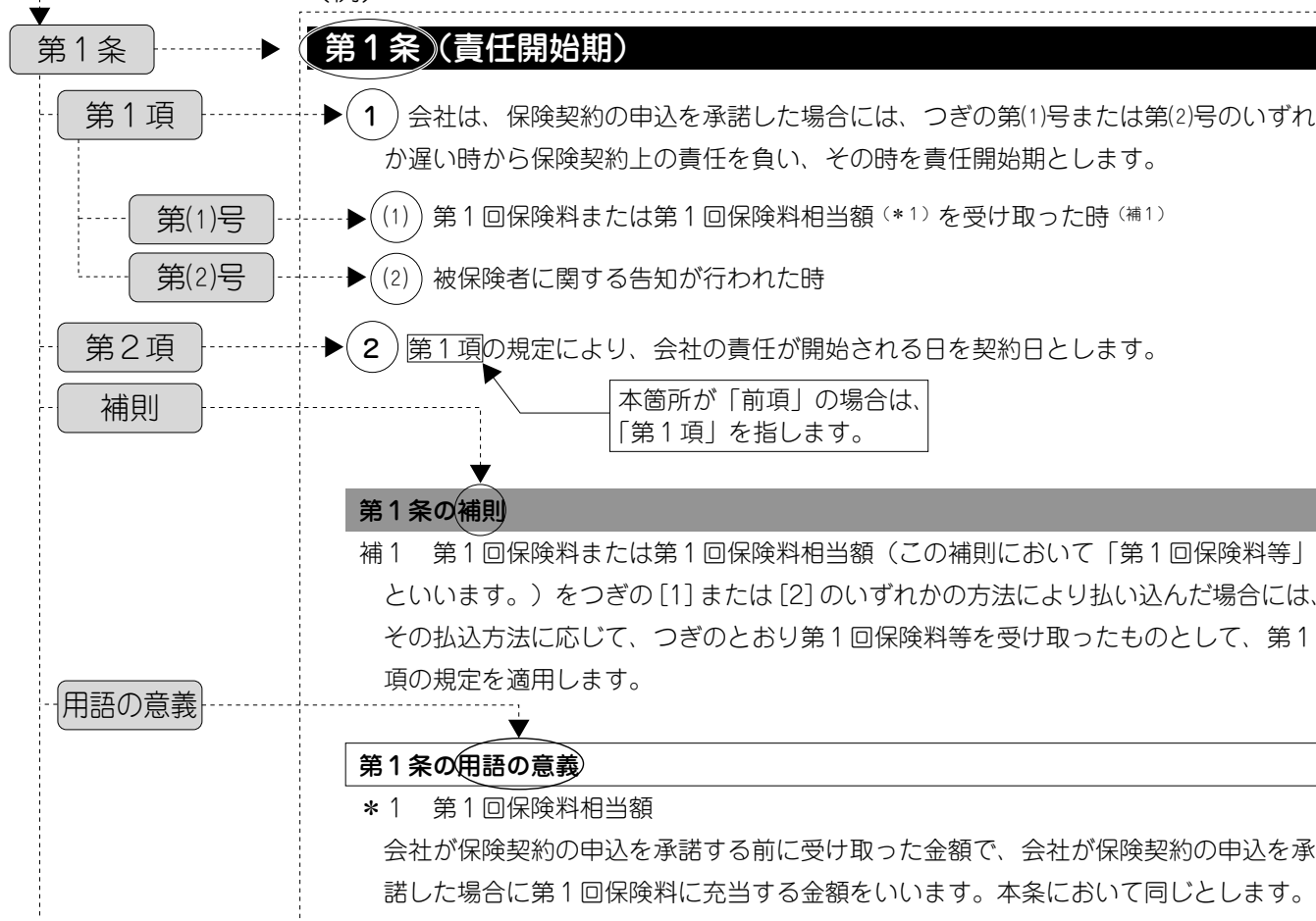
(例)



◆約款・特約条項では、基本的に「条」・「項」・「号」・「補則」・「用語の意義」を用いて規定しています。

(「項」・「号」・「補則」・「用語の意義」がない場合もあります。)

(例)



「補則」と「用語の意義」も約款を構成する規定です。



目的別もくじ

こんなときは、以下のページをご覧ください。

こんなときは・・・	しおりの 記載ページ	このページをご覧ください
保険用語の 意味がわからない	P12	主な保険用語のご説明
保険（主契約）の 特徴としくみを知りたい	P16・17 18・19	新教弘医療保険 α 、ファミリー教弘医 療保険 α のタイプごとの特徴としくみ
告知義務について 知りたい	P58	告知義務とは
いつから保障されるの	P63	保障はつぎの時から開始されま す
保険金・給付金を 請求したい	P20	給付金のお支払等について
保険金・給付金を お支払できない場合	P64	つぎの場合には給付金をお支払できず、 また保険料のお払込を免除できません
申込を撤回したい 契約を解除したい	P56	お申込の撤回または解除（クー リング・オフ制度）について
指定代理請求制度 について知りたい	P27	指定代理請求制度について
保険料の払込が 困難になった	P78	保険料のお払込が困難に なられた場合について
失効した契約を 復活させたい	P75	ご契約の復活について
保険を解約したい	P80	ご契約の解約と解約返戻金に ついて
給付金等の請求手続に ついて	P86	給付金等の請求方法について

目次

しおり



チェック表	4
目的別もくじ	9



主な保険用語のご説明	12
------------	----



特徴としくみについて

●新教弘医療保険α、ファミリー教弘医療保険αの特徴としくみ	16
●新教弘医療保険α 初期加算タイプ、 ファミリー教弘医療保険α 初期加算タイプの特徴としくみ	17
●新教弘医療保険α シンプルタイプ、 ファミリー教弘医療保険α シンプルタイプの特徴としくみ	18
●新教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプ、 ファミリー教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプの特徴としくみ	19
●給付金のお支払等について	20
●指定代理請求制度について	27
●被保険者死亡後の給付金等の請求について	30
●更新について（新教弘医療保険α シンプルタイプ（年満期）、 ファミリー教弘医療保険α シンプルタイプ（年満期）にご加入の場合）	31



特約について

●疾病障害による保険料払込免除特約	34
●特定損傷特約	36
●5大生活習慣病特約（14）	37
●女性疾病入院特約（14）	40
●がん診断一時金特約（14）	41
●先進医療特約	43
●就労不能障害特約（無解約返戻金型）	45
●保険金等の支払方法の選択に関する特約	49



ご契約について大切なことから

●申込書・告知書のご記入について	54
●保険契約締結の「媒介」と「代理」について	55
●生命保険募集人について	55
●当社の組織形態（株式会社）について	55
●お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について	56
●現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について	57
●告知について	58
●保険証券をお確かめください	62
●保障はつぎの時から開始されます	63
●つぎの場合には給付金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません	64
●「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例	68



ご契約後について

●保険料のお払込方法について	74
●保険料の払込猶予期間と失効について	75
●ご契約の復活について	75
●保険金支払等の際の保険料の清算について	76
●保険料のお払込が困難になられた場合について	78
●保障内容を見直す諸制度について	79
●ご契約の解約と解約返戻金について	80

●被保険者による保険契約者への解約の請求について	81
●差押債権者、破産管財人等による解約について	82
●給付金等の受取人による保険契約の存続について	82
●保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について	83
●生命保険と税金について	84



保険会社からのお願い	85
------------	----



給付金等の請求方法について	86
---------------	----



その他諸制度について

●個人情報の取扱いについて	90
●取引時の確認について	91
●保険契約等に関する情報の共同利用について	92
●生命保険会社の業務または財産の状況の変化による 生命保険契約への影響の可能性について	96
●「生命保険契約者保護機構」について	98



●医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款	2
●疾病障害による保険料払込免除特約条項	27
●特定損傷特約条項	34
●5大生活習慣病特約（14）条項	44
●女性疾病入院特約（14）条項	52
●がん診断一時金特約（14）条項	61
●先進医療特約条項	68
●就労不能障害特約（無解約返戻金型）条項	78
●保険金等の支払方法の選択に関する特約条項	94
●特別条件付保険特約条項	100
●特定障害不担保特約条項	103
●指定代理請求特約条項	105
●団体扱特約（B）条項	108
●保険証券等の電子化に関する特約条項	110
●保険契約の失効取消に関する特則（I）	111
●別表1～4、6、10	113

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社からお願いか

給付金等の請求方法について

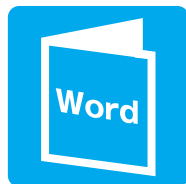
その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表



主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたってご覧ください

か

かい
解

やく
約

ご契約を終了させ、その効力を将来にわたって消滅させることをいいます。

かい やく へん れい きん
解 約 返 戻 金

ご契約が解約された場合等に、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

けい やく おう とう び
契 約 応 当 日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日のことです。特に月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ月ごとまたは半年ごとの契約日に相当する日を指します。

けい やく ねん れい
契 約 年 齢

契約日における被保険者の年齢で、満年齢で計算します。

(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

けい やく び
契 約 日

通常は責任開始日をいい、契約年齢や保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法<経路>等によっては、契約日と責任開始日が異なる場合があります。

こく ち ぎ む
告 知 義 務

保険契約者と被保険者がご契約のお申込をされるとき等に、現在の健康状態や職業、過去の病歴等、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただく義務を告知義務といいます。

こく ち ぎ む い はん
告 知 義 務 違 反

告知の際に、事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反として、ご契約を解除することができます。

さ

しつ
失

こう
効

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることです。

しゅ けい やく とく やく
主 契 約 と 特 約

約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

しん
診

さ
査

診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。

せきにんかいしき
責 任 開 始 期 (日)

当社が、ご契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

た

だい かい ほ けんりょうそうとうかく
第1回保険料相当額

ご契約のお申込の際にお払いただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

は

はらい こみ き げつ
払込期月

毎回の保険料をお払いただく期間のことをいいます。月払は月単位、半年払は半年単位、年払は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。

ひ ほ けん しゃ
被保険者

生命保険の保障の対象となっている人のことをいいます。

ふっ かつ
復活

失効したご契約を当社の承諾を得て、有効な状態に戻すことをいいます。

ほ けん き かん
保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院等の支払事由が発生した場合に、保険金等のお支払の対象となります。なお、歳満期は保険期間が一定の年齢(60歳、70歳等)まで、年満期は保険期間が一定の年数(10年、20年等)のことをいいます。

ほ けん ぎん きゅうふ ぎん
保険金・給付金

被保険者が約款で定めるお支払事由に該当したときにお支払するお金のことをいいます。

ほ けん ぎん きゅうふ ぎんうけとりじん
保険金・給付金受取人

保険契約者が指定した保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。

ほ けん けい やく しゃ
保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利(たとえば、ご契約内容の変更等の請求権)と義務(たとえば、保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。

ほ けん しょう けん
保険証券

ご契約の保険金額や保険期間等、ご契約内容を具体的に記載したものです。

ほ けん ねん ど
保険年度

契約日から起算して満1か年を第1保険年度といたします。以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……となります。

ほ けん りょう
保険料

保険契約者から当社にお払いただくお金のことをいいます。

ほ けん りょう き かん
保険料期間

保険料払込期間中の契約応当日(月払、半年払、年払の場合、月ごと・半年ごと・年ごとの契約応当日)からつぎの契約応当日前日までの期間をいいます。

ま

めん せき じ ゆう
免責事由

被保険者がお支払事由に該当した場合でも、給付金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

主な保険用語
のご説明

特徴として

特約について

ご契約について
大切なことから

ご契約後に
ついて

保険会社から
のお願いか

給付金等の請求
方法について

その他諸制度
について

約 款

主契約

特約

別表

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なこと

ご契約後に

保険会社からお願い

給付金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

や

や
約

か
款

ゆう よ き かん
猶 予 期 間

“ご契約についてのとりきめ”を記載したものです。

払込期月内に保険料のお払込の都合がつかない場合のために、お払込の猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込がないと保険契約は失効します。なお、猶予期間は保険料払込方法〈回数〉によって異なります。



特徴としくみ について

アイコンについての説明

終身型

定期型

保険期間をあらわしています。

入院初期加算
給付金つき

入院初期加算給付金のあるタイプ（B型）をあらわしています。

3大生活習慣病
無制限

3大生活習慣病入院特則が付加されているタイプをあらわしています。

支払限度変更

支払限度変更特則が付加されているタイプをあらわしています。

新教弘医療保険 α^{*1} （教職員向け）、 ファミリー教弘医療保険 α^{*1} （ご家族向け）の特徴としくみ

終身型

3大生活習慣病
無制限

支払限度変更

* 1 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）（3大生活習慣病入院特則・支払限度変更特則付）A型

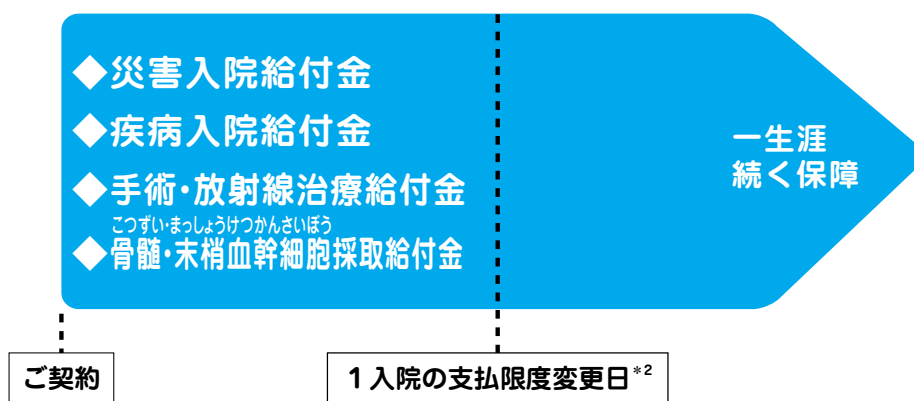
特 徴

- ケガや病気による入院、手術または放射線治療にそなえる保険です。1入院の支払限度は、支払限度変更日に60日から120日へ変更となります。さらに、3大生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による入院は支払限度を無制限とし、手厚く保障します。
 - 一生涯を保障する終身型の医療保険です。
 - 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
 - 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
 - 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。
 - 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、低廉な保険料を実現しています。
- なお、保険料払込期間満了後は、解約返戻金（基本入院給付金日額の10倍）があります。

※この保険は無配当保険です。

し く み

このタイプは、下記の給付金により構成されています。



* 2 支払限度変更日は、保険料払込期間満了日の翌日です。ただし、終身払の場合は65歳を迎えた直後に到来する年単位の契約応当日と同一の日です。



ご参照

各給付金の説明



「ご契約のしおり」の「給付金のお支払等について」をご覧ください。

新教弘医療保険α 初期加算タイプ*¹（教職員向け）、 ファミリー教弘医療保険α 初期加算タイプ*¹（ご家族向け）の特徴としくみ

* 1 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）（3大生活習慣病入院特則・支払限度変更特則付）B型

終身型

3大生活習慣病
無制限

入院初期加算
給付金つき

支払限度変更

ご契約のしおり

主
な
保
険
明
用

特
徴
と
し
く
み
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
の
重
要
な
こ
と

ご
契
約
後
に
の
重
要
な
こ
と

保
険
会
社
の
願
い

給
付
金
等
の
請
求
方
法

そ
の
他
諸
制
度

約 款

主
契
約

特
約

別
表

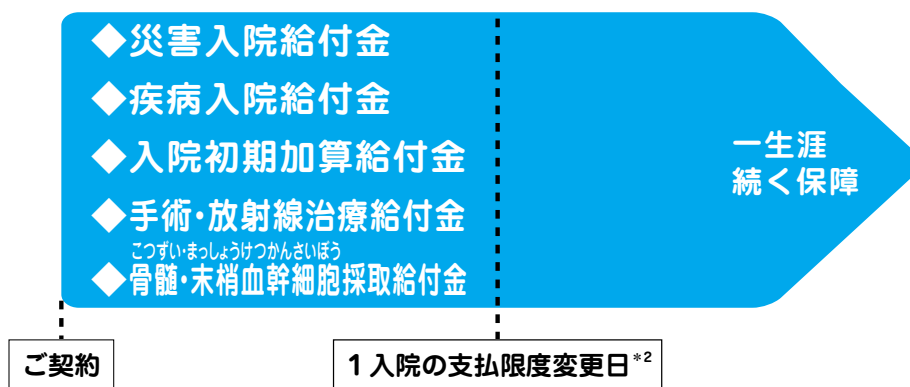
特 徴

- ケガや病気による入院、手術または放射線治療にそなえる保険です。また、入院の初期においては、給付金を加算してお支払します。1入院の支払限度は、支払限度変更日に60日から120日へ変更となります。さらに、3大生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による入院は支払限度を無制限とし、手厚く保障します。
- 一生涯を保障する終身型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。
- 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、低廉な保険料を実現しています。
なお、保険料払込期間満了後は、解約返戻金（基本入院給付金日額の10倍）があります。

※この保険は無配当保険です。

し く み

このタイプは、下記の給付金により構成されています。



* 2 支払限度変更日は、保険料払込期間満了日の翌日です。ただし、終身払の場合は65歳を迎えた直後に到来する年単位の契約応当日と同一の日です。



ご参照

各給付金の説明



「ご契約のしおり」の「給付金のお支払等について」をご覧ください。

新教弘医療保険α シンプルタイプ^{*1}(教職員向け)、 ファミリー教弘医療保険α シンプルタイプ^{*1}(ご家族向け)の特徴としくみ

終身型 定期型

* 1 医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型) A型

特 徴

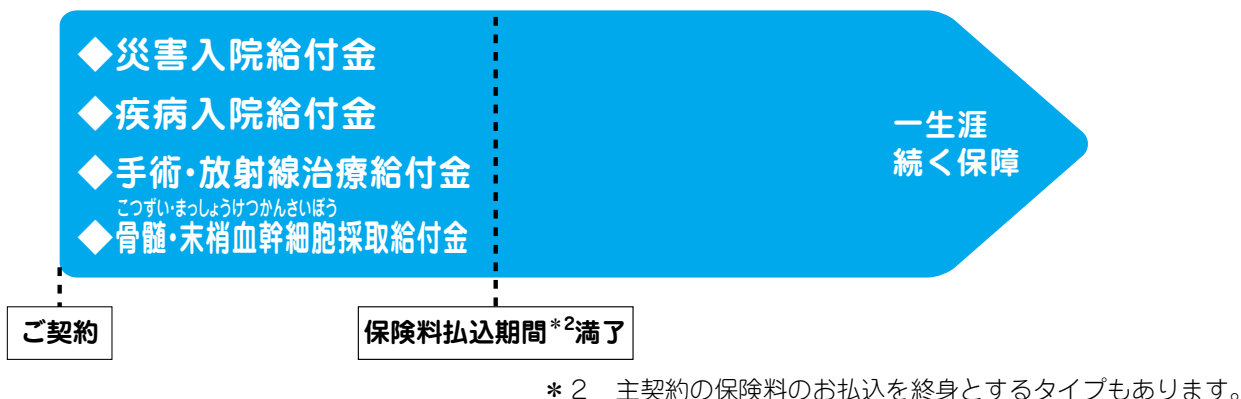
- ケガや病気による入院、手術または放射線治療にそなえる保険です。
- 一生涯を保障する終身型または一定期間を保障する定期型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。
- 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、低廉な保険料を実現しています。
なお、終身型の保険料払込期間満了後は、解約返戻金(基本入院給付金日額の10倍)があります。

※この保険は無配当保険です。

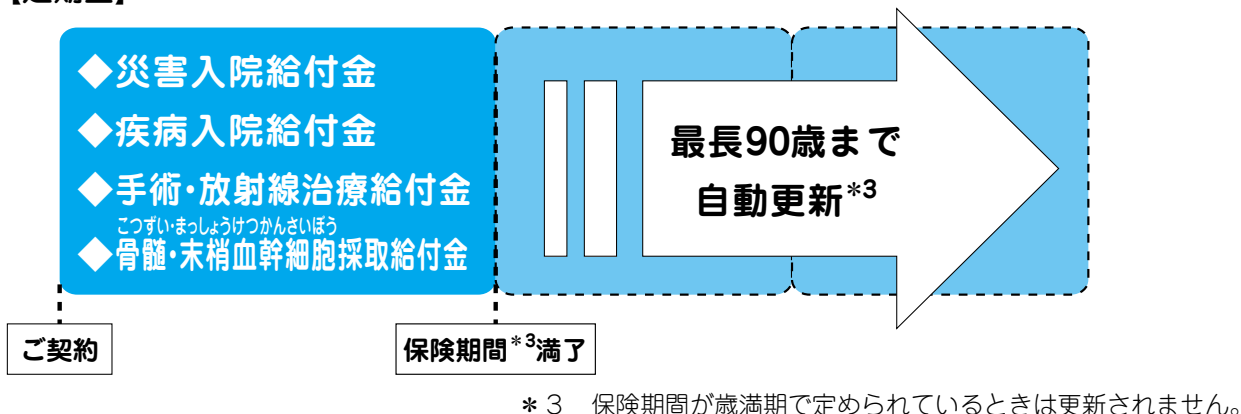
し く み

このタイプは下記の給付金により構成されています。

【終身型】



【定期型】



ご参照

各給付金の説明



「ご契約のしおり」の「給付金のお支払等について」をご覧ください。

新教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプ^{*1}（教職員向け）、 ファミリー教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプ^{*1}（ご家族向け）の特徴としくみ

終身型

入院初期加算
給付金つき

^{*1} 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）B型

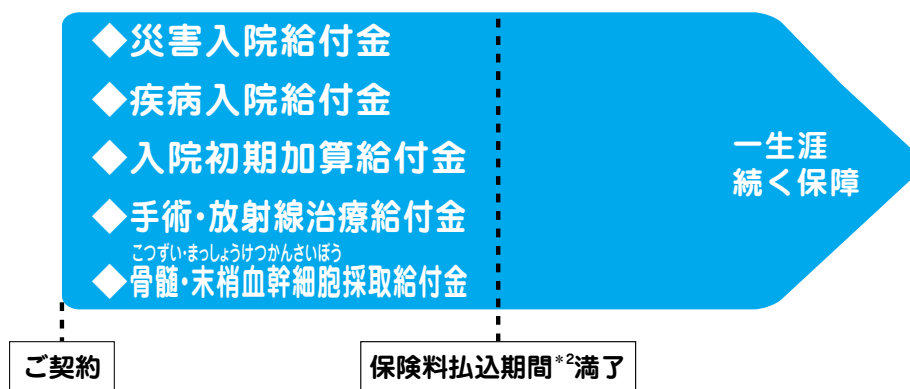
特 徴

- ケガや病気による入院、手術または放射線治療にそなえる保険です。また、入院の初期においては、給付金を加算してお支払します。
 - 一生涯を保障する終身型の医療保険です。
 - 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
 - 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
 - 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。
 - 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、低廉な保険料を実現しています。
- なお、保険料払込期間満了後は、解約返戻金（基本入院給付金日額の10倍）があります。

※この保険は無配当保険です。

し く み

このタイプは、下記の給付金により構成されています。



^{*2} 主契約の保険料のお払込を終身とするタイプもあります。



ご参照

各給付金の説明



「ご契約のしおり」の「給付金のお支払等について」をご覧ください。

主
な
保
険
明
語
の
ご
説
明
用

特
徴
と
し
く
み
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
の
重
要
な
こ
と

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
の
お
願
い
か
ら

給
付
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
の
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

給付金のお支払等について

タイプごとの給付金・特則の構成について

タイプ名	新教弘医療保険α・ファミリー教弘医療保険α			
		初期加算タイプ	シンプルタイプ	シンプル・初期加算タイプ
災害入院給付金	○	○	○	○
疾病入院給付金	○	○	○	○
入院初期加算給付金*1	×（A型）	○（B型）	×（A型）	○（B型）
手術・放射線治療給付金	○	○	○	○
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	○	○	○	○
3大生活習慣病入院特則	○*2	○*2	×	×
支払限度変更特則	○*3	○*3	×	×

※加入後のタイプ変更はできません。

- * 1 入院初期加算給付金は、ご契約時の給付の型により、有無が異なります（A型：なし、B型：あり）。
- * 2 3大生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による入院は、支払限度の日数が無制限となります（3大生活習慣病入院特則付）。
- * 3 1入院の支払限度は、支払限度変更日に60日から120日へ変更となります（支払限度変更特則付）。

給付金のお支払

1 災害入院給付金・疾病入院給付金について

お支払する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取になる人
災害入院給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額 × 入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、 基本入院給付金日額 × 10	被保険者
疾病入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき		被保険者

- 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。
- 災害入院給付金・疾病入院給付金は、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払します。
- 1回の入院についてのお支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度は、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれについてつぎのとおりとします。

【新教弘医療保険α シンプルタイプ、ファミリー教弘医療保険α シンプルタイプ、新教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプ、ファミリー教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプの場合】

給付金	お支払事由	1入院の支払限度	通算支払限度
災害入院給付金	ケガによる入院	60日	1,095日
疾病入院給付金	疾病による入院	60日	1,095日

【新教弘医療保険α、ファミリー教弘医療保険α、新教弘医療保険α 初期加算タイプ、ファミリー教弘医療保険α 初期加算タイプの場合】

給付金	お支払事由	1入院の支払限度*2		通算支払限度
		支払限度 変更日前	支払限度 変更日後	
災害入院給付金	ケガによる入院	60日	120日	1,095日
疾病入院給付金*1	3大生活習慣病以外の疾病による入院	60日	120日	1,095日
	3大生活習慣病 ^① による入院	無制限	無制限	無制限

*1 3大生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）^①による疾病入院給付金は、支払限度が無制限となります（3大生活習慣病入院特則付）。

*2 1入院の支払限度は、支払限度変更日に60日から120日へ変更となります（支払限度変更特則付）。

- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩^②による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 同一の疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日（入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日）の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。



ご参照

不慮の事故

>>> 別表2参照

3大生活習慣病

>>> 普通保険約款附則3参照

異常分娩

>>> 普通保険約款附則1参照

●被保険者が支払限度変更日を含んで継続して入院しているときは、その入院の退院日における災害入院給付金の支払限度または疾病入院給付金の支払限度によりお支払します。

(新教弘医療保険αで、3大生活習慣病以外による疾病を原因として、120日入院された場合の例)

支払限度変更日

1入院 60日限度

1入院 120日限度

①

②

③

各パターンの解説

①のパターン：入院開始日、退院日が支払限度変更日前のとき、疾病入院給付金60日分、入院初期加算給付金30日分が支払われます。

②のパターン：入院開始日が支払限度変更日前、退院日が支払限度変更日以後のとき、疾病入院給付金120日分、入院初期加算給付金30日分が支払われます。

③のパターン：入院開始日、退院日が支払限度変更日以後のとき、疾病入院給付金120日分、入院初期加算給付金30日分が支払われます。

※入院初期加算給付金については、「②入院初期加算給付金について」をご覧ください。

●災害入院給付金の1入院支払限度および疾病入院給付金の1入院支払限度ならびに支払限度変更日は、変更することはできません。

●災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。

2 入院初期加算給付金について

※入院初期加算給付金は、新教弘医療保険α 初期加算タイプ、ファミリー教弘医療保険α 初期加算タイプ、新教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプ、ファミリー教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプのみの給付金です。

お支払 する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取に なる人
入院初期 加算給付金	被保険者が保険期間中に災害入院給付金がお支払される入院または疾病入院給付金がお支払される入院をしたとき	基本入院給付金日額 × 入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、 基本入院給付金日額 × 10	被保険者

22—ご契約のしおり

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後について

保険会社からお願いか

給付金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

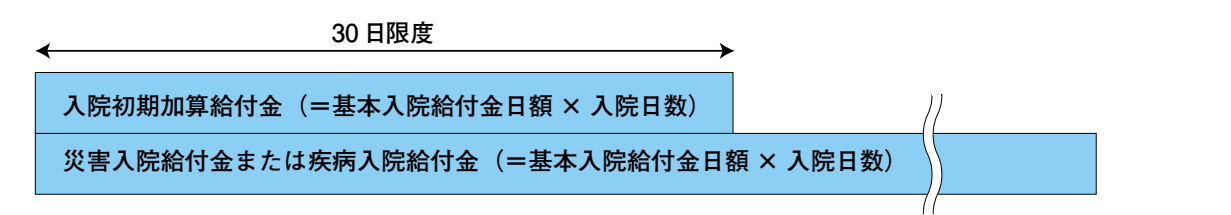
主 契 約

特 約

別 表

■入院初期加算給付金は、ご契約時の給付の型により、有無が異なります（A型：なし、B型：あり）。

■入院の初期においては、災害入院給付金または疾病入院給付金に加え、入院初期加算給付金をお支払します。
（1入院あたりの支払限度30日、通算支払限度540日）



■入院初期加算給付金は、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払します。

■入院初期加算給付金の1回の入院についてのお支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度は、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれについてつぎのとおりとします。

給付金	お支払事由	1入院の支払限度	通算支払限度
入院初期加算給付金	災害入院給付金の支払われる入院	30日	540日
	疾病入院給付金の支払われる入院	30日	540日

3 手術・放射線治療給付金、骨髄・抹消血幹細胞採取給付金について

お支払する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取りになる人
手術・放射線治療給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	①入院日数が2日以上継続した入院中に手術を受けた場合、 基本入院給付金日額 × 20	被保険者
		②①以外で手術を受けた場合、 基本入院給付金日額 × 5	
		③放射線治療を受けた場合、 基本入院給付金日額 × 10	

ご契約のしおり

主な
保険
用語
の
説明

特徴
と
しく
み
につ
いて

特約
につ
いて

ご契
約に
ついて
大切な
こと
がら

ご契
約後
につ
いて

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

給
付
金
等
の
請
求
方
法
につ
いて

そ
の
他
諸
制
度
につ
いて

約 款

主
契
約

特
約

別
表

お支払 する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取り になる人
骨髄・ 末梢血幹 細胞採取 給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて 1年を経過した日以後 に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額 × 20	被保険者

■ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。

- ア. 創傷処理
- イ. 皮膚切開術
- ウ. デブリードマン
- エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
- オ. 抜歯手術
- カ. 分娩時における会陰（陰門）切開および縫合術ならびに分娩時における会陰（膣壁）裂創縫合術
- キ. 外耳道異物除去術
- ク. 鼻内異物摘出術
- ケ. 涙点の閉鎖術
- コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

■ 「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けられた時点において、厚生労働省告示に基づき定められているものをいいます。

■ 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。

■ 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも、**手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術^{*1}**に該当するときは、それらの手術については手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。

■ 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において**手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術^{*1}**に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。

^{*1} 詳細については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）でご覧いただけます。

- 放射線治療を受けた場合で、その放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として手術・放射線治療給付金をお支払します。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- 放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。
- 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術・放射線治療給付金のお支払事由の対象にはなりません。

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。



- 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術・放射線治療給付金、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院、手術、放射線治療に限ります。
- この保険には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。なお、終身型の保険料払込期間満了後は、解約返戻金（基本入院給付金日額の10倍）があります。
- 給付金のお支払事由が発生した場合、「ご契約のしおり」の「給付金等の請求方法について」をご覧ください。すみやかに当社へご通知のうえ、**請求書類**をご提出ください。



病院・診療所

>>> 普通保険約款第1条参照

請求書類

>>> 別表4参照

保険料の払込免除

■ つぎの場合には、当社は保険料のお払込を免除します。

保険料の払込免除事由

- ① 被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に**高度障害状態** ① になられたとき
- ② 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故** ② による傷害を原因として、保険料払込期間中にその事故の日から180日以内に**身体障害状態** ③ になられたとき

■ 保険料の払込免除事由が発生した場合、「ご契約のしおり」の「給付金等の請求方法について」をご覧ください、すみやかに当社へご通知のうえ、**請求書類** ④ をご提出ください。



ご参照

高度障害状態

>>> 別表 1 参照

不慮の事故

>>> 別表 2 参照

身体障害状態

>>> 別表 3 参照

請求書類

>>> 別表 4 参照



ご注意

- この保険に、死亡保険金・高度障害保険金はありません。ただし、終身型の保険料払込期間満了後に被保険者が死亡された場合には、解約返戻金相当額（基本入院給付金日額の10倍）を、保険契約者にお支払します。
- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険のお支払事由を変更する場合があります。

指定代理請求制度について

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、当社所定の保険金等の受取人が保険金等をご請求できない当社所定の事情があるときに、保険金等の受取人にかわり指定代理請求人がご請求を行うことができる制度です。

指定代理請求人について

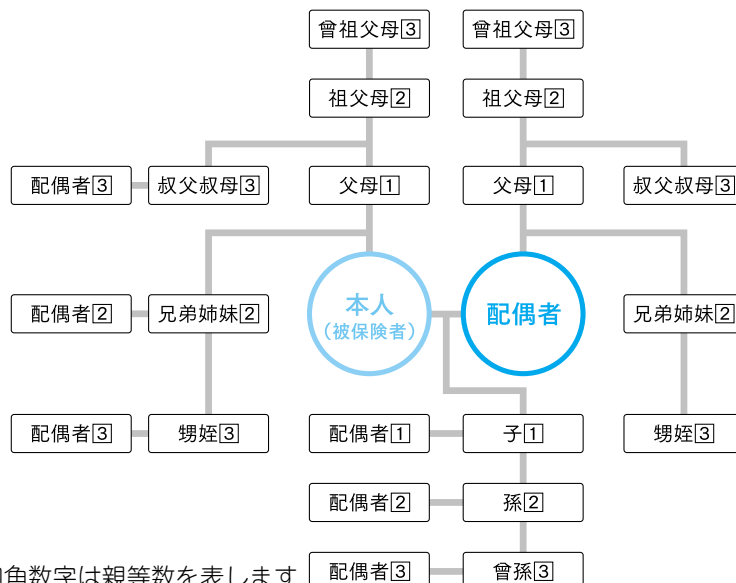
- ・ 指定代理請求人は1名とし、つぎの〈指定代理請求人の範囲〉から指定していただきます。

〈指定代理請求人の範囲〉

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の3親等内の親族
- ③主契約の被保険者と同居し、または生計を一にしている上記①または②に準ずる者として当社が認めた者
- ④上記①～③のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。

親等図



※四角数字は親等数を表します



ご注意

- 指定代理請求特約による代理請求を確実にを行うため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社から

給付金等の請求方法について

その他諸制度について

約款

主契約

特約

別

表

代理請求が可能なケースについて

1 指定代理請求人による代理請求

- ・ つぎの〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等のご請求を行うことができます。

〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉

- ①保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ②当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合



- 故意に保険金等のお支払事由（保険料の払込免除事由を含みます）を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等をご請求できない上記の状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

2 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

- ・ ①の〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者）が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- ①指定代理請求人が保険金等のご請求時において、すでに死亡されている場合
- ②指定代理請求人が保険金等のご請求時において、[指定代理請求人について](#) の〈指定代理請求人の範囲〉の範囲外である場合
- ③指定代理請求人が指定されていない場合

代理請求ができる保険金等について

- ・この特約の対象となる保険金等^{*1}はつぎの範囲内となります。

^{*1} 保険金、給付金、年金、保険料の払込免除を含み、給付の名称のいかんを問いません。

- ①主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- ②主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

※保険金等の支払方法の選択に関する特約により支払われる年金についても当社所定の条件を満たすことで、指定代理請求人による代理請求を行うことができます。



- 保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は、保険契約者）が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。

被保険者死亡後の給付金等の請求について

被保険者が死亡された場合でも、被保険者が受取人となっている給付金等については、以下のとおりご請求が可能となっております。

対象となる主契約・特約

主契約〔医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）〕・特定損傷特約・5大生活習慣病特約（14）・女性疾病入院特約（14）・がん診断一時金特約（14）・先進医療特約・就労不能障害特約（無解約返戻金型）

被保険者の法定相続人のうち、つぎの順位で定まる代表者からご請求を行っていただきます（その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします）。

- ① 指定代理請求人（主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているとき）
- ② 戸籍上の配偶者
- ③ 法定相続人の協議により定めた者



- 当社が給付金等を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払しません。
- 故意に給付金等のお支払事由を生じさせた者、または故意に被保険者を死亡させた者は、被保険者の法定相続人の代表者としてのお取扱を受けることができません。
- 給付金等の受取人が法人である場合は、このお取扱をしません。

更新について（新教弘医療保険α シンプルタイプ（年満期）、ファミリー教弘医療保険α シンプルタイプ（年満期）にご加入の場合）

保険契約の更新

- ・保険期間満了日の2週間前までに、保険契約者から保険契約を継続しない旨のお申し出がない限り、保険期間満了日の翌日（更新日）に自動的に更新され継続します。

- 更新の際にクーリング・オフのお取扱はしません。
- つぎの場合は更新されませんのでご注意ください。
 - (1)保険期間満了日までの保険料が払込まれていないとき
 - (2)保険期間が歳満期で定められているとき
- この保険の最終到達年齢は、90歳までとなります。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一となります。
 - ・ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が当社の定める範囲をこえる場合は当社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。
 - ・更新日の2週間前までに保険契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で保険期間を変更して更新することができます。
- 更新後の基本入院給付金日額は、更新前と同額となります。ただし、更新日の2週間前までに保険契約者からお申し出があれば当社の定める範囲内で基本入院給付金日額を減額して更新することができます。
- 更新後の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
- 更新後の保険契約においては、給付金の支払、給付金の支払限度、保険料の払込免除、給付金等の受取人による保険契約の存続、告知義務および告知義務違反による解除の取扱について、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものとしてお取扱します。
- 保険契約に付加されている特約の更新については、主契約に準じたお取扱となります。
 - ・ただし、以下の特約のお取扱は次のとおりとなります。

特約名称	最終到達年齢
特定損傷特約	60歳
就労不能障害特約（無解約返戻金型）	65歳

※先進医療特約の更新については「ご契約のしおり」中、「特約の保障内容 先進医療特約」の「先進医療特約の更新について」をご覧ください。

- 更新日に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、保険契約は更新されず、更新のお取扱に準じて、更新日に当社の定める他の保険契約に変更され継続するものとします。
- その他当社の定めるところによります。

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社からのお問い合わせ

給付金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

保険期間満了時における保険期間の延長

- ・ 保険期間が定期型の保険契約は、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにお申し出いただくことにより、当社の定める範囲内にて、被保険者の健康状態等にかかわらず保険期間を延長することができます。
- ・ 変更後契約の保険期間は、終身型または変更前契約の保険期間と異なる保険期間の定期型とします。

■ 保険契約が年満期契約の場合で、保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が60歳をこえるときは、このお取扱をしません。



- このお取扱については、上記のほか、当社所定の範囲内でのお取扱となります。したがって、予告なくこのお取扱を変更し、または停止する可能性があります。



特約について

特約の
保 内 容

疾病障害による保険料払込免除特約

疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約

特 徴

この特約を付加された場合には、主契約の保険料の払込免除事由に該当したときのほか、疾病によりつぎのいずれかの状態に該当したときにも、以後の保険料のお払込を免除します。

保 険 料 の 払 込 免 除 事 由

被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として身体障害の状態に該当したとき

お払込の免除の対象となる身体障害の状態

- ① 1 眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ③ 1 上肢を手関節以上で失ったか、または 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
- ④ 1 下肢を足関節以上で失ったか、または 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 10 手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1 手の 5 手指を失ったか、または第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの
- ⑦ 10 足指を失ったもの
- ⑧ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- ⑨ 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
- ⑩ 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
- ⑪ 心臓に人工弁を置換したもの
- ⑫ 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
- ⑬ ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの
- ⑭ 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの



ご参照

身体障害の状態



疾病障害による保険料払込免除特約条項 附則参照

■保険料の計算について

- ①この特約の保険料は、主契約および同一の主契約に付加されている他の特約*の保険料の合計額に基づいて計算されます。
 - ②主契約および同一の主契約に付加されている他の特約*の保険料の額に変更があった場合には、この特約の保険料も更改されます。
- *就労不能障害特約（無解約返戻金型）は含まれません。

■保険期間および保険料払込期間について

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている主契約および同一の主契約に付加されている他の特約*の保険料払込期間がすべて満了するときまでとなります。

*就労不能障害特約（無解約返戻金型）は含まれません。

■保険料の払込免除事由が発生した場合

「ご契約のしおり」の「給付金等の請求方法について」をご覧ください、すみやかに、当社へご通知のうえ、**請求書類**をご提出ください。



ご参照

請求書類

>>> 別表4 参照



ご注意

●この特約には解約返戻金はありません。

保険料のお払込を免除できない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって前ページ記載の「お払込の免除の対象となる身体障害の状態」になられたとき
- ②被保険者の薬物依存によって前ページ記載の「お払込の免除の対象となる身体障害の状態」になられたとき（詳しくは、疾病障害による保険料払込免除特約条項をご覧ください）

※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

特 約 の
保 内 障 容

特定損傷特約

骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故により被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
特定損傷 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した 不慮の事故 による特定損傷（骨折・関節脱臼・腱の断裂）について、その事故の日から180日以内に治療を受けられたとき	特定損傷 給付金額	被保険者

- 特定損傷給付金の支払限度は、お支払回数を通算して10回です。
- 特定損傷給付金をすでにお支払している場合は、その後同一の**不慮の事故**により新たに特定損傷給付金のお支払事由に該当しても、特定損傷給付金はお支払しません。
- 特定損傷給付金のお支払は、**病院・診療所**での治療に限ります。



ご参照

不慮の事故 >>> 別表2 参照

病院・診療所 >>> 特定損傷特約条項附則2 参照



ご注意

● つぎの場合には支払の対象となりません。
筋、靱帯の損傷・断裂

特約の
保
内
容

5大生活習慣病特約（14）

特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に5大生活習慣病（悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取に なる人
5大生活習慣病入院給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した5大生活習慣病④の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	5大生活習慣病入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人
5大生活習慣病手術・放射線治療給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した5大生活習慣病④の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	①入院日数が2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合、 5大生活習慣病入院給付金日額 × 20 ②①以外で手術を受けた場合、 5大生活習慣病入院給付金日額 × 5 ③放射線治療を受けた場合、 5大生活習慣病入院給付金日額 × 10	主契約の給付金の受取人



ご参照

この特約の対象となる5大生活習慣病

5大生活習慣病特約（14）条項附則参照

- 5大生活習慣病入院給付金は入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。
- 5大生活習慣病入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりです。主契約に支払限度変更特則が付加されている場合、この特約についても支払限度変更特則が付加されます。

【支払限度変更特則が付加されていない場合】

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
5大生活習慣病入院給付金	60日	1,095日

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
る

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
の
重
要
な
事
項

ご
契
約
後
に
お
き
こ
え
の
事
項

保
険
会
社
の
説
明
書

給
付
金
等
の
請
求
手
続
書

そ
の
他
の
諸
制
度

約 款

主
契
約

特
約

別
表

【支払限度変更特約が付加されている場合】

給付金	1 入院の支払限度		通算支払限度
	支払限度 変更日前	支払限度 変更日後	
5 大生活習慣 病入院給付金	60日	120日	1,095日

- 同一の5大生活習慣病によって2日以上の上続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 放射線治療を複数回受けた場合、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払しません。
- 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの手術は5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。

ア. 創傷処理
イ. 皮膚切開術
ウ. デブリードマン
エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
オ. 抜歯手術
カ. 分娩時における会陰（陰門）切開および縫合術ならびに分娩時における会陰（膣壁）裂創縫合術
キ. 外耳道異物除去術
ク. 鼻内異物摘出術
ケ. 涙点の閉鎖術
コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

- 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも、**手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術^{*1}**に該当するときは、それらの手術については5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において**手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術^{*1}**に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払します。

*1 詳細については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）をご覧ください。

- 放射線治療を受けた場合で、その放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払します。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- 同一の日に2以上の手術を受けたときは、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれかの1つの手術についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金が支払われます。
- 5大生活習慣病入院給付金、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院・手術・放射線治療に限ります。
- この特約には解約返戻金はありません。**



ご参照

病院・診療所

>>> 5大生活習慣病特約（14）条項第1条参照



ご注意

- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

ご契約のしおり

主な
保険
用語
の
説明

特
徴
と
し
て

特
約
に
関
し
て

ご
契
約
に
関
し
て

ご
契
約
後
に

保
険
会
社
に

給
付
金
等
の
請
求
方
法

そ
の
他
諸
制
度

約 款

主
契
約

特
約

別
表

特 約 の
保 障
内 容

女性疾病入院特約（14）

特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に女性特定疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
女性疾病入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した女性特定疾病の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	女性疾病入院 給付金日額 × 入院日数	主契約の 給付金の 受取人

- 女性疾病入院給付金は入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。
- 女性疾病入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりです。主契約に支払限度変更特則が付加されている場合、この特約についても支払限度変更特則が付加されます。

【支払限度変更特則が付加されていない場合】

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
女性疾病入院給付金	60日	1,095日

【支払限度変更特則が付加されている場合】

給付金	1入院の支払限度		通算支払限度
	支払限度 変更日前	支払限度 変更日後	
女性疾病入院給付金	60日	120日	1,095日

- 同一の女性特定疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- 女性疾病入院給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院に限ります。

- **この特約には解約返戻金はありません。**



この特約の対象
となる女性特定疾病

女性疾病入院特約（14）条項附則参照

病院・診療所

女性疾病入院特約（14）条項第1条参照

特約の
保内
内容

がん診断一時金特約（14）

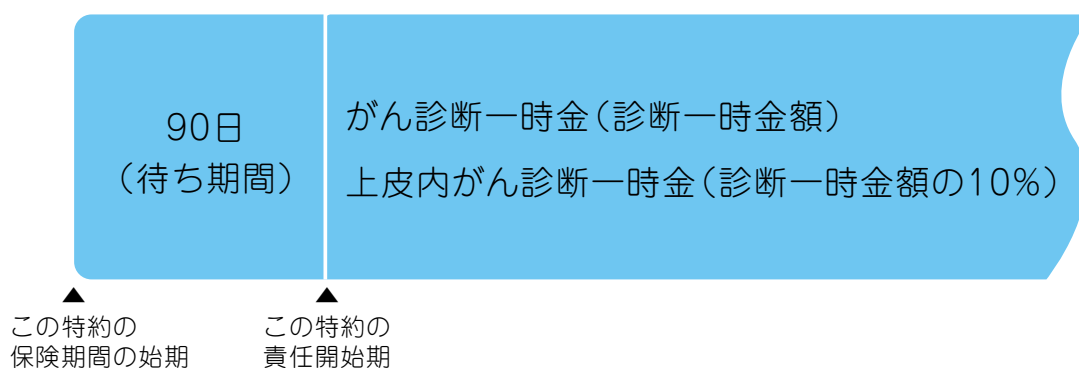
がんの治療にそなえるための特約

この特約の保険期間中にがんにより被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
がん診断 一時金* ¹	つぎのいずれかに該当したとき (1)被保険者がこの特約の責任開始期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて がん （ 上皮内がん を除きます。）と 診断確定 * ² されたとき (2)直前に支払われたがん診断一時金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した後、 がん （ 上皮内がん を除きます。）の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	診断一時金額	主契約の 給付金の 受取人
上皮内 がん診断 一時金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて 上皮内がん と 診断確定 * ² されたとき	診断 一時金額 の10%	主契約の 給付金の 受取人

- * 1 がん診断一時金のお支払対象には、国際対がん連合（U I C C）により発行された「T N M悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。
- * 2 がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的になされた診断確定であることが必要となります。

■この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日目の日の翌日とします。



主な
保険
明用
語の
ご説
明

特
徴と
い
く
み
に
つ
い
て

特
約に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
險
会
社
の
願
い
か
ら

給
付
金
等
の
請
求
に
つ
い
て
方
法

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

- 直前に支払われたがん診断一時金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日にがん（上皮内がんを除きます。）の治療により入院中で、その入院が2日以上継続した場合には、がん診断一時金をお支払します。
- がん診断一時金・上皮内がん診断一時金の支払回数の限度は以下のとおりです。

給 付 金	支払回数の限度
がん診断一時金	なし（ただし、2年に1回まで）
上皮内がん診断一時金	1回

- がん診断一時金のお支払は、病院・診療所での入院に限ります。
- この特約には解約返戻金はありません。



ご参照

がん／上皮内がん

>>> がん診断一時金特約（14）条項第1条および附則参照

病院・診療所

>>> がん診断一時金特約（14）条項第1条（5）参照

特約の
保内
内容

先進医療特約

先進医療による療養にそなえるための特約

つぎの事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取に なる人
先進医療 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた <u>不慮の事故</u> による傷害または疾病を原因として、 <u>先進医療</u> による <u>療養</u> を受けたとき	被保険者が受療した <u>先進医療の技術にかかわる費用の額</u> のうち被保険者が負担すべき金額	被保険者

- 先進医療給付金の通算支払限度は、支払われた先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円です。また、先進医療給付金が通算支払限度に達した場合、この特約は消滅します。
- 先進医療給付金の対象となる療養には、不慮の事故以外の外因、異常分娩による療養を含みます。
- 同じ被保険者については、この特約を含む（高度）先進医療を保障する特約には重複加入できません。
- **この特約には解約返戻金はありません。**
- 先進医療給付金のお支払事由が発生した場合には、「ご契約のしおり」の「給付金等の請求方法について」をご覧ください、すみやかに当社へご通知のうえ、請求書類をご提出ください。



ご参照

療養



診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます（先進医療特約条項 附則 1 の 1. 参照）。

先進医療



厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に定められる先進医療をいいます。ただし、療養を受けた日現在公的医療保険制度の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます（先進医療特約条項 附則 1 の 2. 参照）。

先進医療の技術にかかわる費用の額



先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険適用対象外の先進医療の技術にかかわる費用の額をいいます。先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険適用対象部分は、自己負担分を含めこの特約の支払対象となりません（先進医療特約条項 附則 1 の 4. 参照）。

請求書類



先進医療特約条項 附則 4 参照

不慮の事故



別表 2 参照

異常分娩



先進医療特約条項 附則 2 参照

主な
保険
明用
語の
ご説
明

特
徴と
し
て
み
る

特
約に
ついて

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
の
願
い
か

給
付
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表



ご注意

- ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の保険給付の対象となっている場合等、先進医療でなくなっている場合には、先進医療給付金のお支払はできません。
- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

先進医療特約の更新について

- ・先進医療特約の保険期間満了日の2週間前までに、保険契約者からこの特約を継続しない旨のお申し出がない限り、この特約の保険期間満了日の翌日（更新日）に自動的に更新され継続します。

■この特約の最終到達年齢は、90歳までとなります。

■更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一となります。

ただし、つぎの場合にはお取扱が異なります。

- ・更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が90歳をこえる場合は90歳まで保険期間を短縮して更新します。
- ・更新後のこの特約の満了日が主契約の保険料払込期間をこえる場合は、主契約の保険料払込期間満了日までのお取扱となります。
- ・更新後のこの特約の満了日が主契約の保険期間をこえる場合は、主契約の保険期間満了日までのお取扱となります。

■更新後のこの特約の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

■更新後のこの特約においては、先進医療給付金の支払、先進医療給付金の支払限度、特約の保険料の払込免除、先進医療給付金の受取人によるこの特約の存続、告知義務および告知義務違反による解除の取扱について、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続したものとしてお取扱します。

■更新日に当社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新のお取扱に準じて、更新日に当社の定める他の特約等に変更され継続するものとします。

■その他当社の定めるところによります。

特約の
保内
障容

就労不能障害特約（無解約返戻金型）

当社所定の就労不能障害状態にそなえるための特約

特約の保険期間中に就労不能障害状態により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、保険金をお支払します。

お支払する 保険金	お支払事由	お支払額	お受取に なる人
就労不能障害 保険金	被保険者がつぎの(1)または(2)のいずれかに該当したとき (1)この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として就労不能障害状態のうち「1. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態A」に該当したとき (2)この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として就労不能障害状態のうち「2. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態B」に該当したとき	就労不能障害保険金額	主契約の 給付金の 受取人



ご参照

就労不能障害状態



就労不能障害特約（無解約返戻金型）条項 附則 1
参照

■就労不能障害保険金のお支払は1回限りとします。

■この特約には解約返戻金はありません。

主な保
険用
語の
ご説
明

特
徴と
し
て

特
約に
つ
い
て

ご契
約に
つ
い
て
の
重
要
な
事
項

ご契
約後
に

保
険会
社か
ら

給付
金等
の請
求
方
法

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

就労不能障害保険金の支払対象となる就労不能障害状態について

- 詳細につきましては、就労不能障害特約（無解約返戻金型）条項「附則 1 対象となる就労不能障害状態」をご覧ください。

【「1. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態 A」の概要について】

「1. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態 A」とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当したものをいいます。

(1) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件（国民年金法施行令第 4 条の 6 別表に定める障害等級 1 級または 2 級の状態をいいます。）のうち、1 級の第 1 号から第 9 号もしくは第 11 号または 2 級の第 1 号から第 15 号もしくは第 17 号のいずれかに該当したと認定されたもの

(2) つぎの 1. ～ 8. のいずれかに該当したもの

1. 所定の疾患等による障害

① つぎのいずれかの状態に該当したもの

- ・ 心臓移植を受けたもの
- ・ 人工心臓を装着したもの
- ・ CRT（心臓再同期医療機器）または CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの
- ・ 永続的な人工透析療法を受けたもの
- ・ 人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの
- ・ 人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの

② つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの

呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、悪性新生物、高血圧

2. 眼の障害		3. 耳の障害	
4. 平衡機能の障害		5. そしゃく機能の障害	
6. 言語機能の障害		7. 上・下肢の障害	
8. 体幹の障害			

【「2. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態B」の概要について】

「2. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態B」とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当したものをいいます。

(1)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第10号または2級の第16号に該当したと認定されたもの

(2)

9. 精神の障害



法令等の改正に伴うお支払事由の変更について

- 当社は、国民年金法^{*1}の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を国民年金法の改正内容に応じて変更することがあります。
- この場合、当社は法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨を、お支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、お支払事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) お支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) お支払事由変更日の前日に解約する方法
- 指定がなされないままお支払事由変更日が到来したときは、「(1)お支払事由の変更を承諾する方法」が指定されたものとみなします。

*1 国民年金法施行令、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）その他関連する法令等を含みます。

特約の保険料の払込免除

■つぎの場合には、当社はこの特約の保険料のお払込を免除します。

特約の保険料の払込免除事由

- ①被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険料払込期間中に**高度障害状態**⑤になられたとき
- ②被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険料払込期間中に**身体障害の状態**⑥になられたとき



ご参照

高度障害状態

>>> 別表1 参照

身体障害の状態

>>> 別表3 参照

特約の
保内
障容

保険金等の支払方法の選択に関する特約

保険金等を年金支払または据置支払するための特約

特 徴

この特約を付加することにより、保険金等の支払方法を年金支払または据置支払から選択することができます。

選 択 で き る 年 金 の 種 類 ・ 据 置 支 払

確定年金 (年金支払 期間指定 型)	- 指定された年金支払期間中、その年金支払期間により定まる一定額の年金を、お支払します。 - 年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。	
確定年金 (年金額指 定型)	- 指定された年金額を、その年金額により定まる年金支払期間中、お支払します。 - 年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。	
保証期間付 終身年金	- 年金受取人が年金支払日に生存されている場合、毎年の年金支払日に一定額の年金をお支払します。 - 保証期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。	
保証期間付 夫婦連生 終身年金	- 年金受取人またはその配偶者のいずれかが年金支払日に生存されている場合、毎年の年金支払日に一定額の年金をお支払します（以下「夫婦年金」といいます）。 - 保証期間中に年金受取人およびその配偶者のいずれかが死亡された場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。	
据置支払	保険金等や解約返戻金の全部または一部を据え置くことができます。据置期間満了の際に元金と据置期間に対応する利息をお支払します。	

●詳細につきましては、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項をご覧ください。

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
る

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
あ
る

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
の
お
願
い
が
あ
る

給
付
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

■保険金等の支払方法の選択に関する特約はつぎのとおり付加することができます。

- ①保険金等を年金支払または据置支払によりお支払する場合、保険契約者または保険金の受取人からのお申し出により付加することができます。
- ②当社所定の要件を満たした解約返戻金を年金支払または据置支払によりお支払する場合、保険契約者からのお申し出により付加することができます（ご契約によっては、お取扱できない場合があります）。

※保険金等のお支払後には、この特約は付加できません。

■年金支払または据置支払の対象となる金額はつぎのとおりです。

- ①保険金等の場合、保険金等の全部または一部
- ②解約返戻金の場合、解約返戻金の全部または一部

年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置が開始された時における、当社所定の利率および計算方法により計算します。



ご注意

- 年金受取人が保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することができるのは、年金基金設定日以後年金開始日前に限ります。
また、据置保険金等の受取人は、保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することはできません。
ただし、年金支払や据置支払にかえて、一時支払をご請求いただけます。
詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項の年金または据置保険金等の一時支払の項目をご覧ください。
- 年金受取人が法人の場合、保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金のお取扱はしません。
- その他、この特約のお取扱等詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

- 保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金、死亡一時金および据置保険金等のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「年金等の請求方法について」をご覧ください。すみやかに当社へご通知のうえ、**請求書類**  をご提出ください。



ご参照

請求書類

>>> 別表 4 参照

死亡一時金等をお支払できない場合

- ① 死亡一時金受取人が、故意に**年金受取人** ^{*1} を死亡させたときはこの特約による死亡一時金のお支払はできません。
- ② 配偶者が、故意に年金受取人を死亡させたときはこの特約による夫婦年金のお支払はできません。

* 1 保証期間付夫婦連生終身年金の場合は、年金受取人または配偶者

※ 重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

Memo



ご契約について
大切なことから

申込書・告知書のご記入について

ご契約の申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で正確に記入ください。
当社所定の情報端末を利用した場合は、表示されたお手順画面に保険契約者および被保険者ご自身で正確に入力してください。

記入もしくは入力した内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で署名・捺印（捺印が必要な場合）をお願いします。

また、ご契約の際に書面により告知していただいた場合にお渡しする告知書（被保険者さま控）は、お手元で大切に保管してください。

なお、当社所定の情報端末を利用し告知していただいた場合は、お客さま専用の申込内容確認ウェブサイトにて告知内容をご確認いただけますので、閲覧のうえ印刷またはダウンロードをお願いします。

告知の詳細について



詳しくは、「ご契約のしおり」の「告知について」をご覧ください。

主な保険
語のご説明

特徴とし
くについて

特約につ
いて

ご契約につ
いて大切な
ことがら

ご契約後
について

保険会社
からお願い
か

給付金等
の請求につ
いて

その他諸
制度につ
いて

約 款

主契
約

特約

別表

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。**したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。**

また、ご契約の成立後にご契約内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容の変更等のお手続の例）

・ 保険契約の復活 ・ 特約の中途付加 等

それぞれのお手続の内容について、詳しくは「ご契約のしおり」または約款をご覧ください。

当社の組織形態（株式会社）について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

主な保険用語のご説明

特約について

特約について

ご契約について大切なことがら

ご契約後に

保険会社からのお願いか

給付金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

お申込の撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます。

生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださるようお願いいたします。

お申込者または保険契約者（以下「お申込者等」といいます）は、ご契約の「お申込日」または「クーリング・オフ制度について記載された注意喚起情報の説明が完了した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（以下「お申込の撤回等」といいます）をすることができます。

お申込の撤回等の方法

- ・電磁的記録を当社所定のメールアドレスに送信
- ・書面を当社に直接持参
- ・書面を当社に郵送（はがき・手紙）（10日以内の消印まで有効）

お申込の撤回等の際には「お申込の撤回等をする旨」を明記のうえ、お申込者等の氏名・住所・電話番号・第1回保険料相当額を記載ください。

記載例

私は、下記の保険契約の申込みを撤回します。

お申込者等氏名：○○ ○○

住 所：○○県○○市○○町○ー○ー○

電話番号：○○○ー○○○○○ー○○○○○

第1回保険料相当額：○○○, ○○○円

お申込の撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお払いただいた金額をお返しします。

なお、つぎの場合にはクーリング・オフのお取扱をしません。

- ①当社の指定した医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合



- ご契約のお申込を撤回することのできる期間およびご契約をその成立時にさかのぼって解除することができる期間には、上記のとおり制限があります。

現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について

現在ご契約の保険契約を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 解約または減額の際にお払戻できる金額は、多くの場合、お払込保険料（減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料）の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約または減額されたときの解約返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- ご契約後、当社所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

新たな保険契約につきましては、つぎのお取扱となることがありますのでご注意ください。

- お申込に際して、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金・給付金等をお支払しません。
- 新たな保険契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、主契約または各特約に定める保険金または給付金等のお支払事由には該当しません。
- 新たな保険契約の告知をいただく際、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金等が支払われない場合があります。

新たな保険契約のお申込をされる場合でも、現在ご契約の保険契約は、保険契約者の意思により、いつでも、将来に向かって、解約することができます。

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
る

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
の
重
要
な
事
項

ご
契
約
後
に
つ
き
ま
る
事
項

保
険
会
社
の
願
い

給
付
金
等
の
請
求
方
法

そ
の
他
の
諸
制
度

約 款

主
契
約

特
約

別
表

告知について

ご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。

告知義務とは

- 保険契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体障がい状態、職業**等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知の方法

ご健康状態や職業については、ありのままお伝えください。

■診査を行うご契約の場合（診査医扱）

当社指定の医師が、被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）等についておたずねしますので、**その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえご署名ください。

■診査を行わないご契約の場合（診査医扱以外）

告知書に保険契約者または被保険者自身のありのままを記入もしくは入力ください。過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）等、告知書に記入もしくは入力いただく事項は、当社がご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことがらですから、書面（当社所定の情報端末を利用した場合は、表示された告知画面）でおたずねすることにしております。

このお取扱は勤務先の健康診断の結果によって健康状態を確認する場合も同様です。



- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- なお、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等は、ご契約をお断りする場合があります。

傷病歴・通院事実等を告知された場合

■当社所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。

■ご契約のお引受について、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

1. 無条件でご契約をお引受させていただく
2. 特別な条件付（保険料の割増、保険金の削減、特定部位の不担保等）のうえでご契約をお引受させていただく
3. 今回のご契約はお断りさせていただく

傷病歴等がある方への引受対応について

■特別条件付引受制度について

当社では、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者のおからだの状態すなわち保険金等のお支払が発生するリスクに応じて、下記の特約を付加し、特別な条件をつけてご契約をお引受する場合があります。

■特別条件付保険特約

「保険料の割増」「保険金・給付金の削減」「特定部位・特定疾病不担保」

■特定障害不担保特約

「特定障害の不担保」

この場合には、当社よりその条件をご提示しますので、この「ご契約のしおり・約款」の特別条件付保険特約条項または特定障害不担保特約条項をご熟読のうえ、お示しした条件をご承諾いただければ、ご契約をお引受します。ご承諾に当っては、当社所定の「承諾書」にご署名、ご捺印（捺印が必要な場合）ください。



●特別条件付保険特約条項が適用されたご契約については、普通保険約款に定めるご契約内容の変更等のうち、つぎのお取扱をすることができなくなります。

- (1)原保険契約への復旧
- (2)医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）の保険期間満了時ににおける保険期間の延長等

告知義務違反について

- もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、**保険金等をお支払できないことがあります。**
- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活日・復旧日）から2年以内であれば、当社は「**告知義務違反**」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。



- 責任開始日（復活日・復旧日）から2年を経過していても、保険金や給付金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払する事由が発生していても、**これをお支払することはできません。**また、保険料のお払込を免除する事由が発生していても、**お払込を免除することはできません^{*1}。**

この場合には、解約の際にお支払する返戻金があれば保険契約者にお支払します。

*1 「保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払または保険料のお払込を免除することがあります。

- なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。**

この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。
- ・また、すでにお払込いただいた保険料はお返ししません。

主
な
ご
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
る

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
に
お
願
い
か
ら

給
付
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- ・ 一般のご契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

- ・ また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

- ・ よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもあります**ので、ご留意くださいますようお願いいたします。

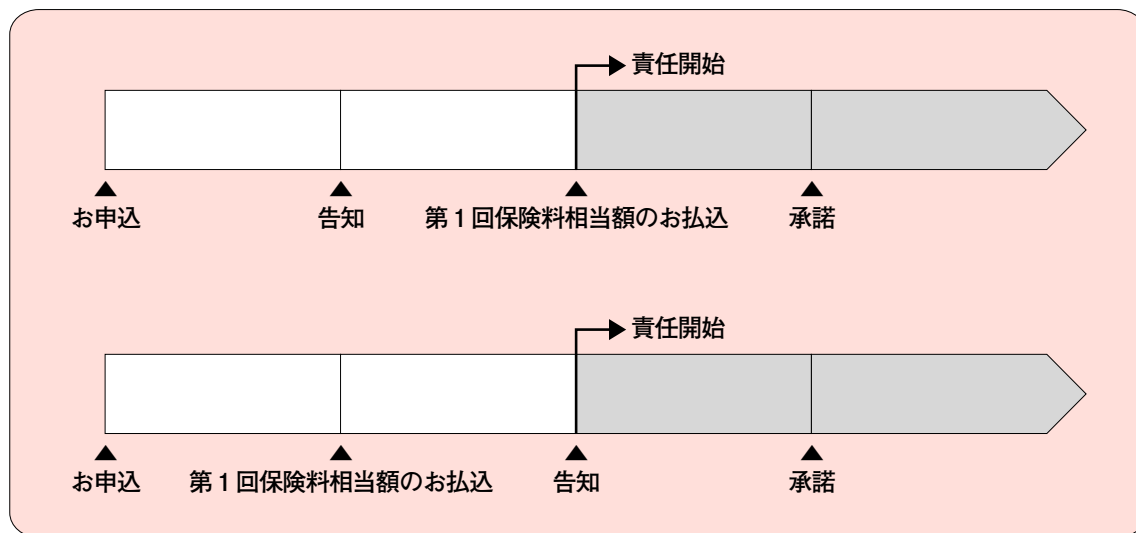
当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込の免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

保険証券をお確かめください

- ご契約をお引受しますと、当社は、保険証券を保険契約者に交付します。保険証券に書いてあることがらが、ご自身がお申込された内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申込内容と保険証券が違っているときには、当社にご連絡ください。
- 保険証券等の電子化に関する特約を付加されている場合は、電磁的方法により提供します。詳しくは、保険証券等の電子化に関する特約条項をご覧ください。
- 保険証券は、ご契約上のさまざまなお手続きにかかせないものですので、お客さまご自身で管理してください。**

保障はつぎの時から開始されます

当社がご契約のお申込を承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込と告知とがともに完了した時から保険契約上の責任を負います。



- クレジットカードを利用して第1回保険料相当額をお払込になる場合、クレジットカードの有効性等を確認した時に第1回保険料相当額が払い込まれたものとします。その他のお払込方法の場合は、当社までお問い合わせください。
- 通常は責任開始日が契約日となりますが、保険料のお払込方法＜回数＞・＜経路＞によっては契約日が責任開始日の属する月の翌月1日となります。

主な保険
のご説明

特
徴と
い
く

特
約に
つ
い
て

ご契約について
大切なことがら

ご契約後に
ついて

保険会社
のお願い

給付金等の請求
方法について

その他諸制度
について

約 款

主
契
約

特
約

別
表

つぎの場合には給付金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません

免責事由に該当する場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかによりお支払事由に該当したときは、給付金等のお支払はできません。

給付金等の名称	免責事由（お支払できない事由）
災害入院給付金^{*1} 疾病入院給付金^{*2} 入院初期加算給付金^{*2} 手術・放射線治療給付金^{*2} 特定損傷給付金^{*1} 先進医療給付金^{*2} 就労不能障害保険金^{*3}	① 保険契約者の故意または重大な過失 ② 被保険者の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧ 被保険者の薬物依存（普通保険約款の附則 2、先進医療特約条項の附則 3、就労不能障害特約（無解約返戻金型）条項の附則 3）

* 1 免責事由**①**～**⑦**適用

* 2 免責事由**①**～**⑧**適用

* 3 免責事由**①**～**⑧**適用（就労不能障害特約（無解約返戻金型）のお支払事由(1)に該当した場合）
 免責事由**①②③⑧**適用（就労不能障害特約（無解約返戻金型）のお支払事由(2)に該当した場合）

保険料のお払込を免除できない場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかにより保険料のお払込を免除する場合に該当したときは、保険料の払込免除のお取扱はできません。

被保険者が、つぎの理由により高度障害状態（別表 1）になられたとき

① 保険契約者または被保険者の故意

被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害状態（別表 3）になられたとき

① 保険契約者の故意または重大な過失

② 被保険者の故意または重大な過失

③ 被保険者の犯罪行為

④ 被保険者の精神障害を原因とする事故

⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

⑧ 被保険者の薬物依存（就労不能障害特約（無解約返戻金型）条項の附則 3）*

* 就労不能障害特約（無解約返戻金型）の場合のみ

※ 疾病障害による保険料払込免除特約については、疾病障害による保険料払込免除特約のページをご覧ください。

保障の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合

保障の責任開始期前に生じた不慮の事故による傷害または疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）を原因として、保障の責任開始期以後に給付金のお支払事由等に該当した場合は、給付金のお支払等はできません。

ただし、以下の場合には給付金のお支払等の対象になることがあります。

保障の責任開始期前に生じた疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されたことがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」（がんの診断確定を要件とするお支払事由はこのお取扱の対象となりません）。

告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合は、給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

重大事由による解除の場合

つぎのような重大事由に該当し、ご契約が解除された場合は、給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

当社が重大事由により保険契約を解除するのはつぎのような場合です。

- ① 給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
- ② 給付金等のご請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
- ③ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ④ 保険契約者、被保険者、給付金等の受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められる場合
- ⑤ この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者、給付金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①～④と同等の事由がある場合
- ⑥ 保険契約者、被保険者、給付金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①～⑤と同等の重大な事由がある場合

この場合、上記に定める事由が生じた後に、給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、当社は給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

ただし、上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、給付金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払します。

また、すでに給付金等をお支払していたときでも、当社はその返還を請求することができ、すでに保険料のお払込を免除していたときでも、当社はその保険料のお払込を求めることができます。

- * 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- * 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金等を不法に取得する目的によりご契約が無効とされた場合は、給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

この場合、すでにお払込いただいた保険料は払い戻しません。

失 効 の 場 合

保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合は、給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。



- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によりお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加等により、この保険・特約のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金・給付金・一時金・年金等を削減してお支払するか、お支払しないこと、または保険料のお払込を免除しないことがあります。

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例

ご契約内容によっては、記載された事例と異なる場合があります。「お支払する場合」の事例でも、保険金・給付金をお支払できない他の事由にあてはまるときは、お支払できないことがあります。

事例 1 責任開始期前の発病

高度障害保険金

入院給付金

手術給付金

等

保障の責任開始期前に生じた不慮の事故による傷害または疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）を直接の原因として、保障の責任開始期以後に入院された場合や手術を受けられた場合は、入院給付金や手術給付金のお支払はできません。

<入院給付金の例>

お支払する場合

●責任開始期以後に発病した「糖尿病」で入院された場合。



お支払できない場合

●責任開始期前から「糖尿病」に対する継続的な治療を行っており、責任開始期以後に「糖尿病」で入院された場合。



ただし、以下の場合には入院給付金または手術給付金は、支払対象になることがあります（がんの診断確定を要件とするお支払事由はこの取扱の対象となりません）。

- ・保障の責任開始期前に生じた疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されなかった場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」。
- ・保障の責任を開始してから2年をこえてお支払事由が発生した場合

事例 2 1回の入院についての支払限度日数

入院給付金

医療保険・入院関係特約には、1回の入院に対する支払限度日数があります。

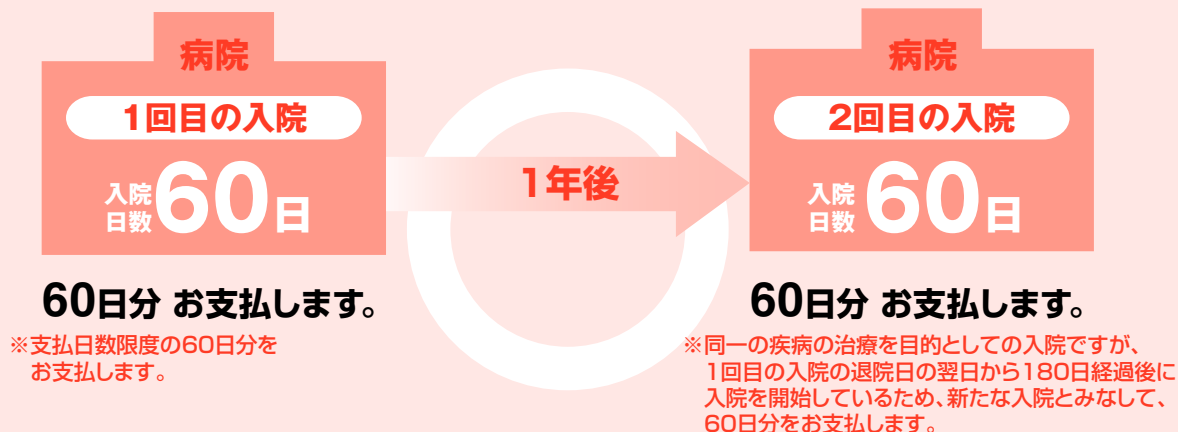
なお、お支払事由に該当する入院が2回以上あり、それらの入院が同一疾病の治療を目的とする場合は、原則1回の入院とみなし、入院日数を通算します。ただし、前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始された入院については新たな入院とみなし、入院日数の通算は行いません。

< 医療保険（1入院限度60日）での入院給付金の例 >

お支払する場合

●「肝硬変」で60日入院。

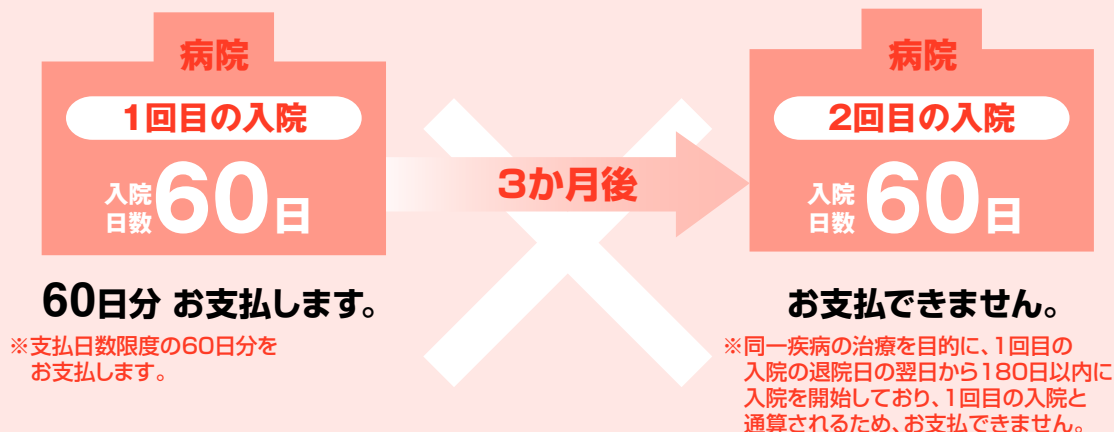
退院した1年後に同一疾病で60日入院された場合。



お支払できない場合

●「肝硬変」で60日入院。

退院した3か月後に同一疾病で60日入院された場合。



ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

特約について

特約について

ご契約について大切なことがら

ご契約後に

保険会社から

給付金等の請求方法について

その他諸制度について

約款

主契約

特約

別表

災害死亡保険金

障害給付金

災害入院給付金 等

事例 3 不慮の事故

災害死亡保険金や災害入院給付金等は、約款（別表2）で定める「対象となる不慮の事故」を直接の原因とする場合にお支払します。

「対象となる不慮の事故」とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**で、約款に定める分類項目に該当する事故をいいます。

※疾病または体質的な要因をお持ちの方が、「軽微な外因」（身体の外部からの軽微な要因）により発症または症状が増悪したときには、その「軽微な外因」は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

ご病気を原因とする場合や事故が約款に定める分類項目に該当しない場合は、「対象となる不慮の事故」に該当しないため、お支払できません。

< 災害死亡保険金、災害入院給付金の例 >

お支払する場合

- 作業中に誤って高所から転落し、亡くなられた場合。
- 野球の練習中、ボールが足に当たって骨折し、入院された場合。

※「対象となる不慮の事故」の要件である急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ約款に定める分類項目に該当するため、お支払します。

お支払できない場合

- えん げ しょうがいご病気による嚥下障害のある方が、喉に食物等をつまらせ、窒息によって亡くなられた場合。

※窒息の原因が疾病であり外来性がないため、「対象となる不慮の事故」に該当しません。

- 腰痛をお持ちの方が、床に落ちた物を拾おうと腰をかがめた時に、腰痛が悪化し入院された場合。

※疾病をお持ちの方が、日常動作を原因（軽微な外因）に症状が悪化したもので、「対象となる不慮の事故」に該当しません。

事例 4 約款に定める手術の種類

手術・放射線治療給付金

手術・放射線治療給付金のお支払事由はつぎのとおりです。

公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき

手術・放射線治療給付金のお支払は、約款にお支払対象として定められた手術または放射線治療であることが必要になりますので、手術または放射線治療の種類によってはお支払できないものがあります。

< 手術・放射線治療給付金の例 >

お支払する場合

< お支払する手術・放射線治療の例 >

- 「扁桃炎」に対する、口蓋扁桃手術
- 「虫垂炎」に対する、虫垂切除術
- 「胆嚢炎」に対する、腹腔鏡下胆嚢摘出術
- 「肺癌」に対する、放射線体外照射 等

※医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されていることが前提になります。

お支払できない場合

< お支払できない手術・放射線治療の例 >

- 「頭部外傷」に対する、創傷処理
- 「鎖骨骨折」に対する、非観血的整復術
- 美容整形目的の手術
- 視力矯正を直接の目的とする手術（レーシック等）
- 医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されていない放射線治療 等

事例 5 特別条件の付加されたご契約でのご請求

入院給付金
手術給付金 等

特定のご病気またはおからだの特定の部位を保障対象外とする条件が付加されたご契約の場合、この条件の不担保期間中で、特定のご病気または特定の部位に発症したご病気を原因とする入院、手術等は、保障の対象外となります。

<入院給付金の例>

お支払する場合

「異常妊娠・異常分娩」を保障対象外とする特別条件が付加されたご契約で、「急性虫垂炎」での入院をご請求される場合。

お支払できない場合

「異常妊娠・異常分娩」を保障対象外とする特別条件が付加されたご契約で、「切迫早産」での入院(不担保期間中)をご請求される場合。

※保障対象外である「異常妊娠・異常分娩」に該当するため、お支払できません。

事例 6 就労不能障害保険金

就労不能障害保険金

就労不能障害保険金のお支払事由の詳細については、約款をご覧ください。

<就労不能障害保険金の例>

お支払する場合

- 両眼の視力(矯正視力)がそれぞれ0.07以下で、その状態が180日以上継続したと医師によって診断された場合。
- うつ病で、入院治療を受けていたが、うつ状態を繰り返し、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助を受ける状態が180日以上継続したと医師によって診断された場合。

お支払できない場合

- 両眼の視力がそれぞれ0.07以下で、180日以内に矯正することでそれぞれ0.07を超える場合。
- うつ病を外来で治療を受けていたが、うつ状態を繰り返し、単純な日常生活は送れるが、時として援助の必要がある場合。

ご契約のしおり

主な
保険
説明特
徴
と
い
く特
約
に
つ
い
てご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
らご
契
約
後
に
つ
い
て保
険
会
社
の
お
願
い
か給
付
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
てそ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約特
約別
表

Memo



ご契約後に
ついて

保険会社から
のお願い

給付金等の
請求方法について

保険料のお払込方法について

保険料のお払込＜経路＞について

保険料は団体を経由してお払込いただきます。

団体からの脱退等をされた場合には、すみやかに当社までお申し出ください。

保険料のお払込方法＜回数＞について

保険料のお払込にはつぎの方法＜回数＞があります。

- ①月払……………毎月1回お払込いただく方法です。
- ②半年払……………半年に1回の当社所定の月にお払込いただく方法です。
- ③年払……………年1回の当社所定の月にお払込いただく方法です。

保険料のお払込方法＜回数＞の変更について

お払込方法＜回数＞の変更を希望される場合、すみやかに当社までお申し出ください。お払込方法＜回数＞の変更についてお申し出があった場合、当社所定の事務手続を経て、新たなお払込方法＜回数＞に変更させていただきます。詳しくは、当社にご相談ください。

保険料の払込猶予期間と失効について

保険料は払込期月中にお払ください。払込期月中にお払がない場合でも、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料のお払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力を失います（失効）。猶予期間はつぎのとおりです。

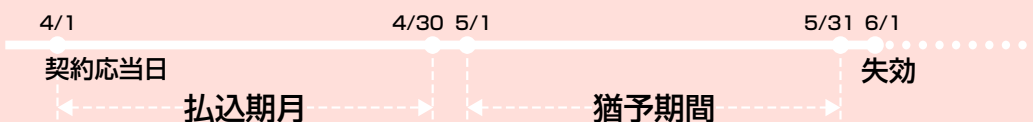
①月払

払込期月の翌月初日から末日までです。

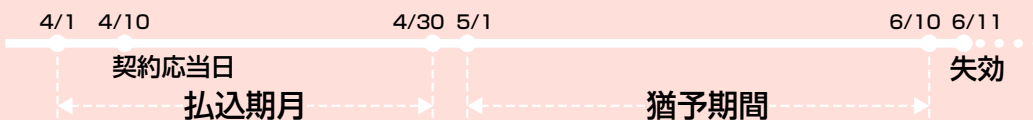
②年払・半年払

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（翌々月に契約応当日がない場合は、翌々月の末日）までです。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとなります。

（例）月払契約



（例）年払・半年払契約



失効取消制度について

失効取消可能期間^{*1}に失効取消にかかる延滞保険料^{*2}のお払込があったときは、保険契約が失効しなかったものとして取扱う制度があります。この場合、診査や告知はありません。詳しくは、保険契約の失効取消に関する特則（I）をご覧ください。

- * 1 猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。
- * 2 失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。

ご契約の復活について

万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから3年以内であれば、当社所定のお手続をとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合、改めて告知または診査をしていただき、当社が承諾したときに、ご契約の復活をすることができます。

主な保険用
語のご説明

特約について
特徴として

特約について

ご契約について
大切なこと

ご契約後について

保険会社から
のお願い

給付金等の請求
方法について

その他諸制度
について

約 款

主
契
約

特
約

別
表

またその際、失効期間中にお払込いただけなかった保険料を当社所定の期日までにお払込いただくことになります。

なお、復活されたご契約については、お払込いただけなかった保険料のお払込と、告知または診査がともに完了した時から新たに保険契約上の責任を負います。

ただし、責任開始日からその日を含めて90日（待ち期間）以内に復活された場合、がんの保障については、責任開始日からその日を含めて90日（待ち期間）目の日の翌日から保障します。

この場合には、つぎの点にご注意ください。

■復活日から2年以内の自殺等の場合には、保険金・給付金をお支払しません。

■復活の際に、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金が支払われない場合があります。



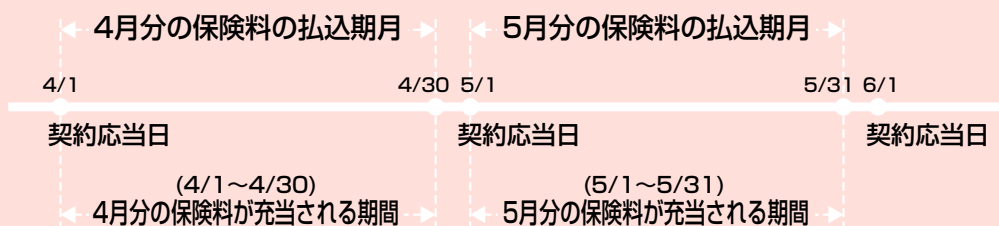
●復活をご請求される際の被保険者の健康状態等によっては復活ができないことがあります。

保険金支払等の際の保険料の清算について

保険金のお支払事由、給付金のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合の保険料のお取扱はつぎのとおりです。

保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、その期間の期始（払込期月中の契約応当日）に払い込まれるものとして計算されています。

（例）月払契約



主
な
ご
保
険
明
語
の
ご
説
明
用

特
徴
と
し
て
み
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
の
お
願
い
か

給
付
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

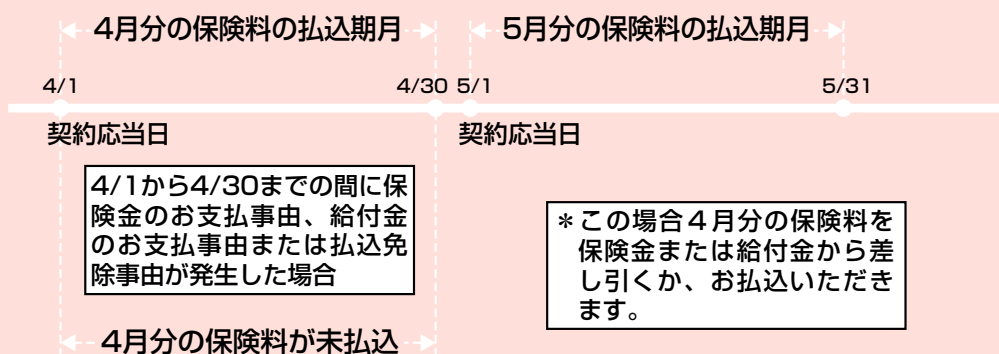
主
契
約

特
約

別
表

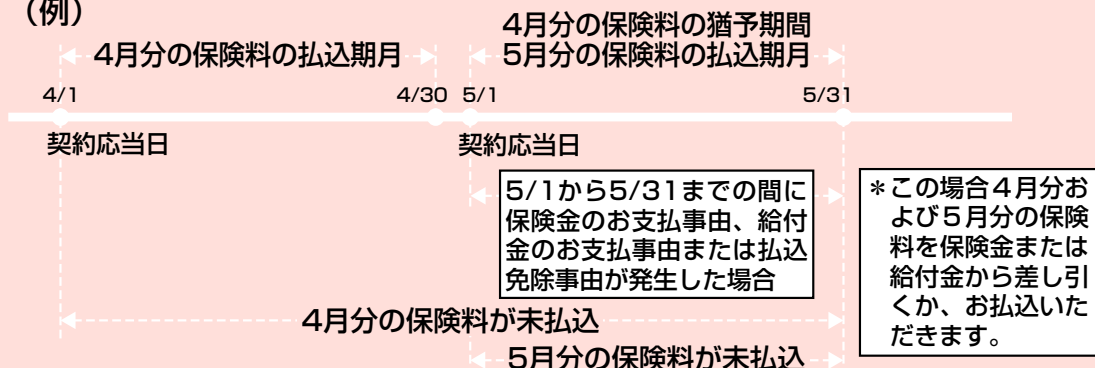
①したがって、保険金のお支払事由、給付金のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合には、保険金または給付金を支払うときはその未払込の保険料を保険金または給付金から差し引き、保険料のお払込を免除するときはその未払込の保険料をお払込いただきます。

(例)



②なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金のお支払事由、給付金のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険金または給付金を支払うときは2か月分の保険料を保険金または給付金から差し引き、保険料のお払込を免除するときは2か月分の保険料をお払込いただきます。

(例)



ご注意

●保険料のお支払がないまま猶予期間を過ぎたことによりご契約が効力を失った場合（失効）には、保険金や給付金をお支払することができず、また保険料のお払込を免除することができません。

保険料のお払込が困難になられた場合について

保険料のお払込ができなくなった場合でも、当社ではつぎのような方法で、できるだけご契約が有効に継続できるように、保険契約者の便宜をおはかりしています。詳しくは、当社にお問い合わせください。

【新教弘医療保険 α 、ファミリー教弘医療保険 α 、新教弘医療保険 α シンプルタイプ、ファミリー教弘医療保険 α シンプルタイプ】

このようなとき	このような方法で
保険料の負担を軽くしたとき	基本入院給付金日額の減額 ●基本入院給付金日額を当社の定める金額の範囲内で減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。 ●減額後の基本入院給付金日額が当社の定める限度を下まわる場合は、お取扱できません。

その他の詳細について

- 保険期間および保険料払込期間の変更はお取扱はしません。

主な
保険
説明

特
徴
と
し
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
あ
る

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

給
付
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

保障内容を見直す諸制度について

ご契約後に保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	特約等の中途付加	追加契約
特 徴	・ 現在のご契約の保障内容や保険期間はかえずに、保障を充実させることができます。	・ 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	・ 現在の当社のご契約に特約等を新たに付加して保障を充実させる方法です。	・ 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ・ ご契約は2件になります。
図 解	〈現在のご契約〉 → 〈特約〉	〈現在のご契約〉 + 〈追加契約〉
現在のご契約は	・ 継続します。	・ 継続します。
保険料	・ 中途付加時の契約年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払いいただきます。	・ 新しい保険のご契約時の契約年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払いいただきます。

- それぞれの方法のご利用に際しては、当社所定の条件を満たすことが必要になります。現在のご契約の種類や内容によってはお取扱できない場合もあります。
- 保障内容見直し後の保険料は、どの方法を利用するかによって異なります。
- いずれの方法をご利用いただく場合でも、あらためて診査（または告知）、被保険者の同意が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
る

特
約
に
関
し
て

ご
契
約
に
関
し
て
の
重
要
な
事
項

ご
契
約
後
に
関
し
て

保
険
会
社
の
お
願
い

給
付
金
等
の
請
求
方
法

そ
の
他
の
諸
制
度

約 款

主
契
約特
約別
表

ご契約の解約と解約返戻金について

- ご契約いただいた生命保険はご家族の生活保障、資金づくり等にお役に立つ大切な財産ですからぜひご継続ください。
- 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）は、保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険料払込期間を満了した後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお返しします。
- 生命保険では払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、**その一部は年々の死亡保険金等のお支払に、また他の一部は生命保険事業の運営に必要な経費にそれぞれあてられています。それらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。**
したがって、特にご契約後、しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金のお支払や、販売、診査、保険証券の作成等の経費にあてられますので、**解約されたときの解約返戻金は多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです。**また、解約返戻金の額は、契約年齢、保険期間、経過年数等によって異なります。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。各種特約の解約返戻金は、特約の種類、経過年数等によって異なりますが、多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです。
- やむをえず、ご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約のご請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① 保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金等の受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付のご請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

主な保険用語のご説明

特徴について

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後について

保険会社からお願いか

給付金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

差押債権者、破産管財人等による解約について

保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

給付金等の受取人による保険契約の存続について

■債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、以下のすべてを満たす給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

■給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべてのお手続を行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に対して支払うべき金額を債権者等に支払うこと
- ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について

保険料のお払込方法＜回数＞が半年払、年払のご契約の場合、ご契約が消滅したとき（ただし、被保険者の死亡により消滅したときを除きます。）または保険料のお払込を要しなくなったとき等^{*1}は、当社は未経過期間に対応する保険料相当額を保険契約者に払い戻すことがあります（詳細は当社にお問い合わせください）。

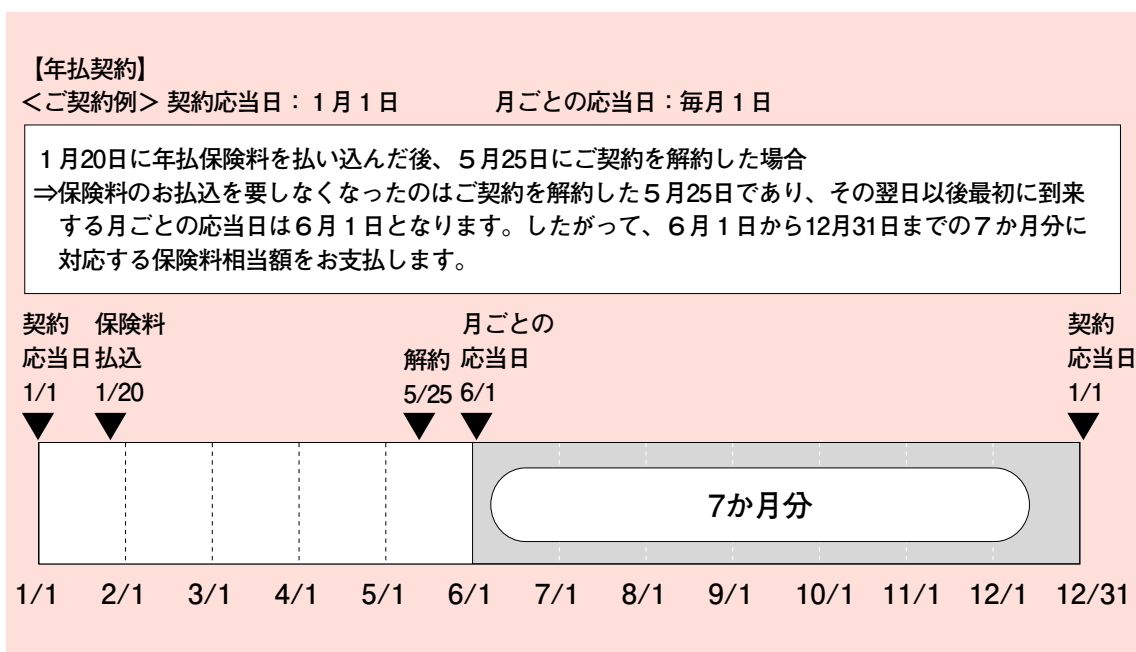
保険料相当額を払い戻す場合のお支払額の例はつぎのとおりです。

＜お支払する額（未経過期間に対応する保険料相当額）＞

すでに払い込まれた保険料^{*2}のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以降最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

*1 ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

*2 保険料の一部のお払込を要しなくなった場合は、そのお払込を要しなくなった部分に限ります。



- お払込方法＜回数＞が月払もしくは一時払のご契約については、上記「保険料のお払込が不要となった場合のお取扱」はありません。
- ご契約のご加入時期等によっては保険料相当額が払い戻されないことがあります。

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
る

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
の
重
要
な
事
項

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
の
お
願
い
か
ら

給
付
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

生命保険と税金について

以降の記載は、2024年11月現在の税法に基づいております。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。また、税務取扱は将来変更されることがあります。

保 険 料 について

お払込になった保険料は所得控除（介護医療保険料控除）を受けることができ、所得税・住民税の負担が軽減されることがあります。

控除の対象となるご契約

》》》 保険金の受取人が本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっているご契約

控除の対象となる保険料

》》》 当年度中（1月から12月まで）のお払込保険料の合計額

■生命保険料控除のお手続

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

給 付 金 について

■病気やケガでお支払する「入院給付金、手術給付金、先進医療給付金、就労不能障害保険金等」は、受取人がつぎに該当する場合、全額非課税となります。
（受取人）：主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族

保険会社からのお願い

- 給付金等のお支払事由が生じた場合には、当社までご連絡ください。
- 転居、町名変更の場合には、お手数でも当社へすみやかにお知らせください。
- 名義変更、改姓、証券の紛失、改印、印鑑の紛失等の場合には、当社にすみやかにお知らせください。
- 保険金等の受取人の変更について
 - ・保険契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金等の受取人を変更することができます。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません（保険契約者と保険金等の受取人が法人の場合、法人を受取人とすることができません）。
 - ・保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等のご請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。
- 遺言による保険金等の受取人の変更について
 - ・保険契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません。
 - ・保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、保険金等の受取人変更の効力を生じません。

※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等のご請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。
- 保険契約者または保険金の受取人について
 - ・家庭裁判所の審判により補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、お早めに当社にお知らせください。
- ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- さまざまなお手続きに保険証券は欠かせないものですので、お客さまご自身で管理してください。
- 保険契約についてのお問い合わせやご相談は、当社にお申し出ください。

ご契約のしおり

主な
保険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
い
く
み
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
あ
る

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

給
付
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

給付金等の請求方法について

死亡保険金や入院・手術給付金等の迅速で正確なお支払には、お客さまからの早期のご連絡が大変重要な情報となります。

ご契約関係者（保険契約者、被保険者等）にご不幸があった場合やご入院・手術をされた場合には保険金・給付金等がお支払できる可能性がありますので、ご不明な点のご質問等も含めて、当社までご連絡ください。

給付金等請求のお手続は、以下（１～４）の手順にて行います。

1 当社にて、ご請求のお申し出をお受けした後、
ご請求に関する書類*1を交付または郵送します。

* 1 給付金等の各種請求書類は当社ホームページからダウンロードすることができます（一部ホームページからダウンロードできない書類があります）。

2 当社所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、
診断書等をご準備ください。
すべての書類が整いましたら、当社へご提出ください。

3 当社にて、ご提出いただいた書類の内容を拝見します。

4 ご契約の約款の内容に従い、給付金等をご指定の
口座へお支払します。

※給付金等のご請求について、上記の方法のほかに情報端末によるお手続を認めることがあります。

※必要書類に不備がありますと、お支払が遅れることがありますのでご注意ください。



ジブラルタ生命コールセンター

受付時間 平日9:00～18:00
土曜9:00～17:00
(日・祝・年末年始を除く)

教 職 員 専 用 **0120-37-9419**

通 話 料 無 料

一 般 用 **0120-37-2269**

通 話 料 無 料

■各種請求書類については、普通保険約款等をご覧ください。

■ご請求についてのご注意

- ・給付金等・返戻金の元利金または保険料払込免除のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- ・給付金等のお支払等の際し、事実の確認を行う場合があります。事実の確認に際し、当社からの事実の照会をしましたらありのままをお答えください。正当な理由がなく回答または同意を拒まれたときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等をお支払しません。当社が指定した医師による診断をお願いしたときも同様です。

■給付金等のお支払場所について

- ・給付金等は、本社または当社の指定した場所（指定口座等）でお支払します。

■給付金等のお支払期限について

給付金等は、そのご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払します。

ただし、給付金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めました。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は給付金等をご請求した方にその旨を通知します。

給付金等をお支払するために(1)から(4)の確認が必要な場合	(1)給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 (2)給付金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合 (3)告知義務違反に該当する可能性がある場合 (4)重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合	お支払期限	給付金等のご請求のための書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日
--------------------------------	--	-------	--

上記(1)から(4)を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款等をご覧ください。

普通保険約款等で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、当社所定の利息を付けて、給付金等をお支払します。

※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。

※給付金等をお支払するための上記の確認等の際し、保険契約者・被保険者・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払しません。

ご契約のしおり

主な
ご説明
用

特
徴
と
し
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い
か

給
付
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

■管轄裁判所について

給付金等または保険料の払込免除のご請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします）をもって合意による管轄裁判所とします。



その他諸制度について

個人情報の取扱について

■個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。
 なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法の定める個人番号関係事務を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

■個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。
 なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める場合を除き、第三者へ提供いたしません。

■保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コールセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者をご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等いたします。

■個人情報に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱に関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】

●ジブラルタ生命 コールセンター

ミナ キョウイク
0120-37-9419（教職員専用）

ミナ ジブロック
0120-37-2269（一 般 用）

受付時間：平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00（日・祝・年末年始を除く）

【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱に関する苦情・相談を受け付けております。

・お問い合わせ先

（一社）生命保険協会 生命保険相談室 TEL 03（3286）2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00（土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く）

・ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

当社の個人情報の取扱についての詳細は、当社ホームページで公表しております。

<https://www.gib-life.co.jp/>

取引時の確認について

ご契約時に確認させていただいたご本人を特定するための事項等に変更があった場合には、当社へすみやかにお知らせください。

※「ご本人を特定するための事項等」とは、本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者（法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等）をいいます。

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後について

保険会社からお願い

給付金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

保険契約等に関する情報の共同利用について

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込があった場合、お申込の対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）をご確認ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきます。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料およびお払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読みかえます。

※「**支払査定時照会制度**」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「**支払査定時照会制度**」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）をご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険契約が長期にわたるご契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところにより、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めております。

ただし、万一、生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

■保険業法に基づく契約条件の変更手続

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保険契約者の異議申立て手続を経て、保険金額の削減その他のご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます。）が行われることがあります。

■保険業法に基づく破綻処理

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません。）が行われることがあります。

- (1)他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
- (2)他の保険会社との合併が行われるとき
- (3)他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

■一般の倒産法制の利用

会社更生法等の倒産法に基づく手続が行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

【生命保険契約者保護機構について】

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込を行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。

ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時にお約束した保険金額等が保証されているものではありません。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

特約としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社からお願い

給付金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

「生命保険契約者保護機構」につきましては



「ご契約のしおり」中の「生命保険契約者保護機構」について」をご参照ください。



- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等の受取人にお支払する金額が、お払いただいた保険料の合計額を下まわる可能性があります。

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

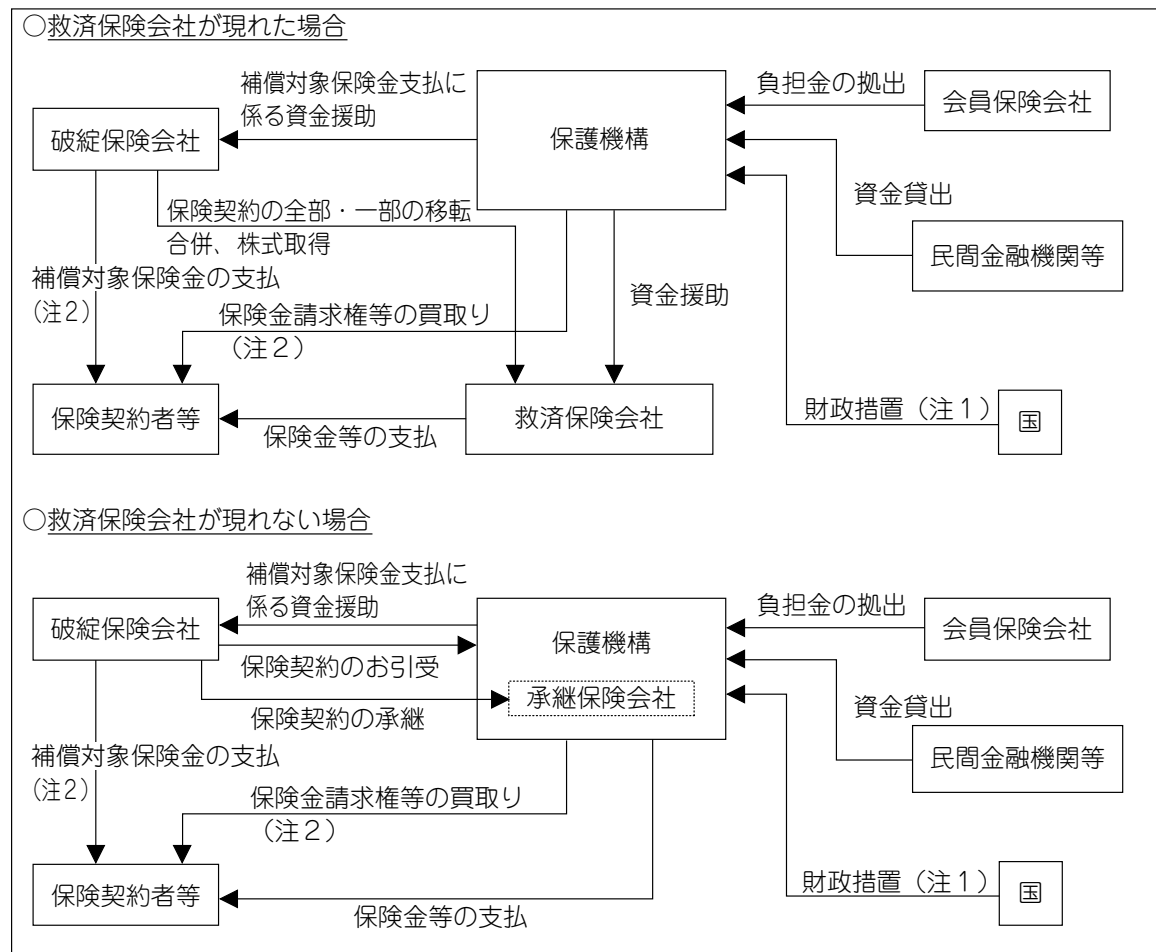
- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によってはご契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※４））。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- ※１ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- ※２ 破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）をこえていたご契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
- 高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去５年間に於ける各年の予定利率－基準利率)の総和÷２}
- (注１) 基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
- (注２) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎

に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払にそなえ、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】



（注1）上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2022年4月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

Memo



約 款

医療保険(14) (保険料払込中無解約返戻金型) 普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 責任開始期、保険期間および保険料払込期間

第2条 責任開始期、保険期間および保険料払込期間

3 給付金の支払

第3条 給付の型

第4条 災害入院給付金の支払

第5条 疾病入院給付金の支払

第6条 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合の取扱

第7条 入院初期加算給付金の支払

第8条 手術・放射線治療給付金の支払

第9条 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金の支払

第10条 給付金の削減支払

第11条 給付金の支払限度

第12条 給付金の請求手続

4 保険料の払込免除

第13条 保険料の払込免除

5 保険料の払込

第14条 保険料の払込

第15条 保険料の払込方法<経路>

第16条 保険料の前納

6 猶予期間および保険契約の失効

第17条 猶予期間および保険契約の失効

第18条 猶予期間中に保険事故が生じた場合

7 保険契約の復活

第19条 保険契約の復活

8 解約、解約返戻金および給付金の受取人による保険契約の存続

第20条 解約

第21条 解約返戻金

第22条 給付金の受取人による保険契約の存続

9 契約内容の変更

第23条 基本入院給付金日額の減額

第24条 原保険契約への復旧

10 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第25条 詐欺による取消

第26条 不法取得目的による無効

11 告知義務および告知義務違反による解除

第27条 告知義務

第28条 告知義務違反による解除

第29条 告知義務違反による解除ができない場合

12 重大事由による解除

第30条 重大事由による解除

13 被保険者の死亡による保険契約の消滅

第31条 被保険者の死亡による保険契約の消滅

14 給付金の受取人

第32条 給付金の受取人の成年後見等の開始

15 保険契約者

第33条 保険契約者の代表者

第34条 保険契約者の変更

第35条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

16 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第36条 契約年齢の計算

第37条 契約年齢および性別の誤りの処理

17 契約者配当

第38条 契約者配当

18 時効

第39条 時効

19 管轄裁判所

第40条 管轄裁判所

20 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第41条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

21 保険契約の自動更新

第42条 保険契約の自動更新

22 保険期間満了時における保険期間の延長

第43条 保険期間満了時における保険期間の延長

23 特則

3大生活習慣病入院特則

支払限度変更特則

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に関する特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

附則1 異常分娩

附則2 薬物依存

附則3 対象となる3大生活習慣病

医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が入院した場合、手術を受けた場合または放射線治療を受けた場合に、給付の型によりそれぞれ所定の給付金（災害入院給付金、疾病入院給付金、入院初期加算給付金、手術・放射線治療給付金または骨髄・末梢血幹細胞採取給付金を指します。以下、同じとします。）を支払うことを主な内容とするものです。また、保険料払込期間中の解約返戻金を0に設定し、それを保険料に反映しています。

1 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎの各号のとおりとします。

用語	意義
(1) 入院	「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等（第3号に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、第3号に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(2) 治療を目的とする入院	「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。したがって、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。
(3) 病院または診療所	「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。 ② ①の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設
(4) 医学上重要な関係	「医学上重要な関係」とは、傷病名の異同にかかわらず、医学上特に関連があるとされる一連の傷病間の関係をいいます。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
(5) 治療を直接の目的とする手術	「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）および診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。
(6) 公的医療保険制度	「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済組合法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
(7) 医科診療報酬点数表	「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
(8) 歯科診療報酬点数表	「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
(9) 治療を直接の目的とする放射線治療	「治療を直接の目的とする放射線治療」とは、治療のために必要な放射線治療で、被保険者に放射線を照射するもの（電磁波温熱療法を含みます。）をいいます。したがって、治療のために必要な放射線治療であっても、血液照射など被保険者に放射線を照射しない治療は含みません。
(10) 放射線を常時照射する治療	「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。
(11) 骨髄幹細胞採取手術	「骨髄幹細胞採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

用語	意義
(12) 末梢血幹細胞採取手術	「末梢血幹細胞採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して末梢血幹細胞を移植することを目的とした末梢血幹細胞採取手術をいいます。ただし、末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2 責任開始期、保険期間および保険料払込期間

第2条（責任開始期、保険期間および保険料払込期間）

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時。ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

2 前項の規定により、会社の責任が開始される日を契約日とします。

3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。

4 この保険の保険期間は、終身または定期のいずれかとし、保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める範囲内で選択するものとします。この場合、保険期間の計算に当っては、契約日から起算します。

5 保険契約者は、保険契約締結の際、前項の規定により選択されたこの保険の保険期間に応じて、会社の定める期間の範囲内でこの保険の保険料払込期間を選択するものとします。

6 第3項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 給付金の受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険期間
- (6) 基本入院給付金日額
- (7) 保険料およびその支払方法
- (8) 契約日
- (9) 保険証券の作成年月日
- (10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

7 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額（以下、本項において「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり第1回保険料等を受け取ったものとして、第1項の規定を適用します。この場合、本項の取扱により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

- (1) クレジットカードにより払い込む方法
 ……クレジットカードが有効であり、かつ、第1回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社が利用票を作成した時）に第1回保険料等を受け取ったものとします。
- (2) 会社の指定した金融機関等のキャッシュカード（以下、本号において「カード」といいます。）を、会社所定の端末機（以下、本号において「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力することにより保険料を払い込む方法
 ……端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に第1回保険料等を受け取ったものとします。

3 給付金の支払

第3条（給付の型）

- 1 保険契約者は、保険契約締結の際、この保険契約による給付の型として、会社の定める範囲内で、つぎのいずれかの型を指定するものとします。

給付金の名称 給付の型	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術・放射線治療給付金 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	入院初期加算給付金
A型	○	—
B型	○	○

- 2 前項の規定により指定された給付の型は、変更することができません。

第4条（災害入院給付金の支払）

- 1 災害入院給付金の支払はつぎのとおりとします。

名 称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
災害入院給付金	被保険者が保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する入院をしたとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。復旧の取扱が行われた後の基本入院給付金日額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期とします。以下、同じとします。）以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害の治療を目的とする入院 (2) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 (3) 病院または診療所における入院 (4) 入院日数が2日以上継続した入院	基本入院給付金日額 × 入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日の基本入院給付金日額 × 10	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 2 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金の支払われる期間（入院開始の日からその日を含めて10日目の日まで）に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、入院開始の日からその日を含めて10日目の日。以下、本項において同じとします。）が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、前項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じた金額とします。
- 3 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。ただし、それぞれの入院は、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日（入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日）の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
- (2) それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一の入院
- 4 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条および第11条（給付金の支払限度）第1項第1号の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 5 被保険者が第1項に定める入院中に保険契約の保険期間が満了した場合には、保険契約の保険期間満了後継続したその入院については、保険契約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合、保険期間満了後の入院日数に第1項の支払額に関する規定を適用するときは、保険期間満了日の基本入院給付金日額により計算しま

す。ただし、入院開始の日からその日を含めて 10 日目までは、入院開始の日の基本入院給付金日額により計算します。

- 6 被保険者の入院中に基本入院給付金日額が減額された場合には、災害入院給付金の支払額はつぎの各号のとおりとします。
- (1) 入院開始の日からその日を含めて 10 日目までの入院については、入院開始の日における基本入院給付金日額により計算します。
- (2) 入院開始の日からその日を含めて 11 日目以降の入院については、各日現在の基本入院給付金日額に応じて計算します。
- 7 保険契約者は、災害入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、被保険者の同意を得て保険契約者（法人である場合に限りです。以下、本条において同じとします。）から申出があった場合には、第 1 項の規定により被保険者に支払われる災害入院給付金は、保険契約者に支払うこととし、その旨を保険証券に表示します。

第 5 条（疾病入院給付金の支払）

- 1 疾病入院給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
疾病入院給付金	被保険者が保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する入院をしたとき (1) つぎのいずれかの治療を目的とする入院 ① 責任開始期以後に発病した疾病（附則 1 に定める異常分娩を含みます。以下、同じとします。） ② 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に入院を開始した場合に限りです。） ③ 責任開始期以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 病院または診療所における入院 (3) 入院日数が 2 日以上の継続した入院	基本入院給付金日額 × 入院日数 ただし、入院日数が 2 日以上 10 日以下の場合は、 入院開始の日の基本入院給付金日額 × 10	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 附則 2 に定める被保険者の薬物依存（以下、「被保険者の薬物依存」といいます。）

- 2 会社は、被保険者が前項に定める入院を開始した時に異なる疾病（不慮の事故による傷害（不慮の事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に入院を開始した場合に限りです。）および不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。）を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した 1 回の入院とみなして第 1 項の支払事由に関する規定を適用します。
- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日（入院日数が 2 日以上 10 日以下の場合は、入院開始の日からその日を含めて 10 日目の日）の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が 30 日以内の入院
- (2) それぞれの入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故その他の外因による傷害が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認める入院
- 4 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故その他の外因による傷害が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1 回の入院とみなして本条および第 11 条（給付金の支払限度）第 1 項第 1 号の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日（入院日数が 2 日以上 10 日以下の場合は、入院開始の日からその日を含めて 10 日目の日）の翌日からその日を含めて 180 日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 5 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第 1 項の規定を適用します。
- 6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。）を直接の原因として責任開始期以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第 1 項の規定を適用します。

- (1) その疾病について、保険契約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 7 本条の場合、前条第5項から第7項までの規定を準用します。

第6条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合の取扱）

被保険者が疾病入院給付金が支払われる入院を開始した時またはその入院中に不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院を開始した場合および災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を目的とする入院を開始した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 災害入院給付金が支払われる期間に対しては疾病入院給付金は支払いません。
- (2) 疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院を開始した場合、災害入院給付金の支払額は、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数（不慮の事故による傷害の治療のための入院日数をいいます。）に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (3) 災害入院給付金が支払われる期間が終了した後も疾病（不慮の事故による傷害（不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に入院を開始した場合に限りします。）および不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。本条において同じとします。）の治療を目的として引き続き入院しているときは、疾病入院給付金の支払額は、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (4) 第1号から前号までの規定にかかわらず、入院開始の日からその日を含めて10日以内の入院については、入院開始の直接の原因となった傷害または疾病により、入院開始の日における基本入院給付金日額×10の災害入院給付金または疾病入院給付金を支払います。

第7条（入院初期加算給付金の支払）

- 1 この保険契約による給付の型がB型の場合、本条の規定を適用します。
- 2 入院初期加算給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
入院初期加算給付金	つぎの各号のいずれかに該当したとき (1) 被保険者が保険期間中に災害入院給付金が支払われる入院をしたとき (2) 被保険者が保険期間中に疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき	基本入院給付金日額 × 保険契約者が保険契約締結の際に会社の定める範囲内で指定した入院初期加算給付金の給付倍率 × 入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合は、 入院開始の日の基本入院給付金日額 × 保険契約者が保険契約締結の際に会社の定める範囲内で指定した入院初期加算給付金の給付倍率 × 10	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の薬物依存

- 3 前項の支払事由の第1号の規定による入院初期加算給付金については第4条（災害入院給付金の支払）の規定を、前項の支払事由の第2号の規定による入院初期加算給付金については第5条（疾病入院給付金の支払）の規定を、それぞれ準用します。

第8条（手術・放射線治療給付金の支払）

- 1 手術・放射線治療給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
手術・放射線治療給付金	被保険者が保険期間中につきの各号のいずれかに該当する手術または放射線治療を受けたとき (1) つぎのいずれにも該当する手術 ① 責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における手術 ③ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、つぎに定めるものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 オ. 抜歯手術 カ. 分娩時における会陰（陰門）切開および縫合術ならびに分娩時における会陰（膣壁）裂創縫合術 キ. 外耳道異物除去術 ク. 鼻内異物摘出術 ケ. 涙点の閉鎖術 コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 (2) つぎのいずれにも該当する放射線治療（以下、「放射線治療」といいます。） ① 責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とする放射線治療 ② 病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における放射線治療 ③ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療（公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を含みます。）	a. 入院日数が2日以上継続した入院中に手術を受けた場合 その手術日現在の基本入院給付金日額 × 20 b. a. 以外で手術を受けた場合 その手術日現在の基本入院給付金日額 × 5 c. 放射線治療を受けた場合 その放射線治療日現在の基本入院給付金日額 × 10	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の薬物依存

- 被保険者が同一の日に2以上の手術を受けた場合（1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。）には、最も手術・放射線治療給付金の支払額の多いいずれか1つの手術を受けたものとみなして前項の規定を適用します。
- 被保険者が同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、それらの手術については最も手術・放射線治療給付金の支払額の多いいずれか1つの手術に対してのみ手術・放射線治療給付金を支払います。
- 被保険者が同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ手術・放射線治療給付金を支払います。
- 被保険者が同一の日に2以上の放射線治療を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、いずれか1つの放射線治療についてのみ手術・放射線治療給付金を支払います。
- 被保険者が放射線治療を受けた場合で、当該放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として手術・放射線治療給付金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、当該放射線治療の開始日に受けたものとみなします。

- 7 被保険者が2回以上の放射線治療を受けた場合には、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて 60 日経過後に受けた放射線治療について、手術・放射線治療給付金を支払います。
- 8 本条の場合、第4条（災害入院給付金の支払）第7項ならびに第5条（疾病入院給付金の支払）第3項、第5項および第6項の規定を準用します。

第9条（骨髓・末梢血幹細胞採取給付金の支払）

- 1 骨髓・末梢血幹細胞採取給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人
骨髓・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が保険期間中に、病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髓幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けたとき	その手術日現在の基本入院給付金日額 × 20	被保険者

- 2 本条の場合、第4条（災害入院給付金の支払）第7項の規定を準用します。

第10条（給付金の削減支払）

第4条（災害入院給付金の支払）、第5条（疾病入院給付金の支払）、第7条（入院初期加算給付金の支払）および第8条（手術・放射線治療給付金の支払）の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかにより給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、その影響の程度に応じ、給付金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第11条（給付金の支払限度）

- 1 この保険の同一の不慮の事故による災害入院給付金の支払限度（以下、「災害入院給付金の支払限度」といいます。）および1回の入院についての疾病入院給付金の支払限度（以下、「疾病入院給付金の支払限度」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、それぞれ、保険契約者が保険契約の締結の際に会社所定の取扱範囲内で指定した支払日数とします。
 - (2) 災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、同一とします。
 - (3) 本条の規定により指定された災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、変更することはできません。
- 2 この保険の災害入院給付金および疾病入院給付金の通算支払限度は、それぞれについて支払日数を通算して1,095日とします。
- 3 入院初期加算給付金の支払限度および通算支払限度は、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 入院初期加算給付金の支払限度は、災害入院給付金の支払われる同一の不慮の事故による入院および疾病入院給付金の支払われる1回の入院について、それぞれ支払日数30日とします。
 - (2) 通算支払限度は、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払われる入院についての入院初期加算給付金それぞれについて、支払日数を通算して540日とします。
- 4 手術・放射線治療給付金の支払回数の限度はありません。
- 5 骨髓・末梢血幹細胞採取給付金の支払限度は1回とします。

第12条（給付金の請求手続）

- 1 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
- 2 給付金の受取人は、給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、給付金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) この保険契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
 - (3) 第1号および前号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により会社が給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- 5 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 6 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 7 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、給付金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第2号および前号に定める事項、第30条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、給付金の受取人もしくは第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までににおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第6項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、給付金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 9 第7項および前項の場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。
- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて給付金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、給付金を支払います。
- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

4 保険料の払込免除

第13条（保険料の払込免除）

1 保険料の払込の免除はつぎのとおりとします。

保険料の払込を免除する場合（以下、「保険料の払込の免除事由」といいます。）	払込を免除する保険料	保険料の払込を免除しない場合
つぎの各号のいずれかに該当したとき (1) 被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に別表1に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 (2) 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に、別表3に定める身体障害の状態（以下、「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の不慮の事故による傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	保険料の払込の免除事由に該当した日の直後に到来する払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後の保険料	① 保険契約者または被保険者の故意により、保険料の払込の免除事由の第1号に該当したとき ② つぎのいずれかにより、保険料の払込の免除事由の第2号に該当したとき ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 前項の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかに該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料の払込を免除しないことがあります。

- (1) 被保険者が戦争その他の変乱により前項の保険料の払込の免除事由の第1号に該当したとき
- (2) 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により前項の保険料の払込の免除事由の第2号に該当したとき

3 第1項の規定により保険料の払込を免除したときは、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

4 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由が生じた時以後、第23条（基本入院給付金日額の減額）および第24条（原保険契約への復旧）の規定は適用しません。

5 保険契約者または被保険者は、保険料の払込の免除事由が生じたときは、すみやかに会社に通知してください。

6 保険契約者は、保険料の払込の免除事由が生じたときは、すみやかに請求書類を会社に提出して、保険料の払込の免除を請求してください。

7 第5条（疾病入院給付金の支払）第6項および前条第6項から第11項までの規定は、本条の場合に準用します。

8 本条の規定により保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

5 保険料の払込

第14条（保険料の払込）

1 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次条第1項に定める方法にしたがって、月払、年払または半年払の金額を払込期月内に払い込んでください。

2 前項の払込期月は、払込方法〈回数〉に応じて、つぎのとおりとします。

保険料の払込方法〈回数〉	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じとします。）の属する月の初日から末日まで
(2) 年払または半年払	年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

3 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

- 4 年払契約または半年払契約の場合において、保険契約が消滅したとき（ただし、被保険者の死亡により消滅したときを除きます。）または保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、会社の定める計算方法により計算した金額を保険契約者に払い戻すことがあります。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きします。
- 6 前項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- 7 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- 8 第6項および前項の未払込保険料の払込については、第18条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）第2項および第3項の規定を準用します。
- 9 保険契約者は、会社所定の取扱範囲内で、第1項の保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。
- 10 保険契約者が前項の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。

第15条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、会社の定める経路の範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法〈経路〉を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体扱契約または集団扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の定める経路の範囲内で、前項各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法〈経路〉が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第16条（保険料の前納）

- 1 保険契約者は、会社の定める回数の範囲内で、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、会社所定の利率で割り引きします。
- 2 前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 3 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。

6 猶予期間および保険契約の失効

第17条（猶予期間および保険契約の失効）

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法〈回数〉	猶予期間
(1) 月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

- 2 猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

第18条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

- 1 猶予期間中に給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を、給付金から差し引きします。
- 2 前項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日まで未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
- 3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日まで未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

7 保険契約の復活

第19条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。

- 2 保険契約者が保険契約の復活を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4 本条の規定により保険契約を復活した場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 5 第2条（責任開始期、保険期間および保険料払込期間）第1項および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第2条（責任開始期、保険期間および保険料払込期間）第2項中、「契約日」を「復活日」と読み替えます。

8 解約、解約返戻金および給付金の受取人による保険契約の存続

第20条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。

第21条（解約返戻金）

- 1 この保険契約に対する解約返戻金は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約については、解約返戻金はありません。
 - (2) 保険料払込期間満了後の保険契約については、基本入院給付金日額に10を乗じた金額とします。ただし、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合、解約返戻金はありません。
- 2 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第12条（給付金の請求手続）第6項の規定を準用します。

第22条（給付金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9 契約内容の変更

第23条（基本入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かって基本入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の基本入院給付金日額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本入院給付金日額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 3 保険契約者が基本入院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により基本入院給付金日額を減額したときは、保険証券に表示します。

第24条（原保険契約への復旧）

- 1 保険契約者は、基本入院給付金日額を減額した日からその日を含めて3年以内ならば、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。
- 2 保険契約者が原保険契約への復旧を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社が原保険契約への復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4 本条の規定により原保険契約に復旧したときは、保険証券に表示します。
- 5 第2条（責任開始期、保険期間および保険料払込期間）第1項および第2項の規定は、本条の規定により増額された部分に準用します。この場合、第2条（責任開始期、保険期間および保険料払込期間）第2項中、「契約日」を「復旧日」と読み替えます。

10 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第25条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約を取り消す（保険契約を復旧したときは基本入院給付金日額の増額部分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第 26 条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約を無効（保険契約を復旧したときは基本入院給付金日額の増額部分を無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

11 告知義務および告知義務違反による解除

第 27 条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された告知画面。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第 28 条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には復旧による基本入院給付金日額の増額部分）を解除することができます。
- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。なお、すでに給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込の免除を行います。
- 4 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 5 会社は、本条の規定により保険契約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

第 29 条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 前条第 1 項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約を解除することができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第 27 条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 27 条（告知義務）に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日（復活または復旧の場合には復活日または復旧日とします。以下、本号において同じとします。）からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年以内に給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じ、かつ、解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第 2 号および第 3 号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 27 条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

12 重大事由による解除

第 30 条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がつぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由があるとき
- (6) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由があるとき
- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由による給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定により保険契約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

13 被保険者の死亡による保険契約の消滅

第31条（被保険者の死亡による保険契約の消滅）

- 1 被保険者が死亡したときは、保険契約は消滅します。
- 2 前項に該当した場合には、保険契約者は、すみやかに請求書類を会社に提出してください。
- 3 第1項の規定により保険契約が消滅した場合、解約返戻金があるときは、解約返戻金相当額の返戻金を保険契約者に支払います。

14 給付金の受取人

第32条（給付金の受取人の成年後見等の開始）

給付金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者もしくは給付金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

15 保険契約者

第33条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第34条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が保険契約者の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により保険契約者を変更したときは、保険証券に表示します。

第35条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

16 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第36条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第37条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された申込画面。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (2) 前号以外のときは、実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

17 契約者配当

第38条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

18 時効

第39条（時効）

給付金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

19 管轄裁判所

第40条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地と同一都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

20 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第41条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの保険契約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

21 保険契約の自動更新

第42条（保険契約の自動更新）

- 1 保険期間が定期の保険契約において、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間満了日の翌日（以下、「更新日」といいます。）に自動的に更新され継続するものとしてします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の更新を取り扱いません。

- (1) 保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 更新日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (3) 更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (4) 保険期間が歳満期で定められているとき
- 2 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、更新前の保険契約の保険期間と同一とすると前項第3号に該当する場合には、会社の定める範囲（更新日において会社が取り扱っている範囲とします。以下、本条において同じとします。）内で、保険期間を短縮して更新します。
 - 3 更新後の保険契約の保険料払込期間は、更新前の保険契約の保険料払込期間と同一とします。ただし、更新前の保険契約の保険料払込期間と同一とすると会社の定める範囲外となる場合には、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更して更新します。
 - 4 第2項および前項の規定にかかわらず、保険契約者は、更新日の2週間前までに申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
 - 5 更新後の保険契約の基本入院給付金日額は、更新前の保険契約の基本入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新日の2週間前までに申し出ることにより、会社の定める範囲内で、基本入院給付金日額を減額して更新することができます。
 - 6 更新後の保険契約の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。
 - 7 更新後の保険契約には、更新日における普通保険約款を適用します。
 - 8 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第14条（保険料の払込）、第17条（猶予期間および保険契約の失効）第1項および第18条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）の規定を準用します。
 - 9 猶予期間中に前項の保険料の払込がないときは、保険契約は更新されなかったものとし、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
 - 10 更新後の保険契約において、第3条（給付の型）から第9条（骨髄・末梢血幹細胞採取給付金の支払）まで、第11条（給付金の支払限度）、第13条（保険料の払込免除）、第22条（給付金の受取人による保険契約の存続）および第27条（告知義務）から第29条（告知義務違反による解除ができない場合）までの規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - 11 更新日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合には、第37条（契約年齢および性別の誤りの処理）の規定を準用します。
 - 12 第1項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、保険契約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の保険契約に変更され継続するものとし、
 - 13 本条の規定により保険契約が更新された場合または会社の定める他の保険契約に変更された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

22 保険期間満了時における保険期間の延長

第43条（保険期間満了時における保険期間の延長）

- 1 保険期間が定期の保険契約において、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、次項に定める保険期間のこの保険契約を締結（以下、「変更」といいます。）して保険期間を延長することができます（以下、本条の規定により変更された保険契約を「変更後契約」といい、変更前の保険契約を「変更前契約」といいます。）。この場合、変更前契約の保険期間満了日の翌日を変更日とします。
- 2 変更後契約の保険期間は、終身または変更前契約の保険期間と異なる保険期間の定期とし、前項に定める申出と同時に、保険契約者が会社の定める範囲（変更日において会社が本条の変更に関して取り扱っている範囲とします。以下、本条において同じとします。）内で指定するものとします。
- 3 第1項および前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更前契約の保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 変更前契約の保険料の払込が免除されているとき
 - (3) 変更日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (4) 変更前契約の契約日（変更前契約が前条の規定により更新が行われた保険契約である場合には、最初の保険契約の契約日とします。）から起算して、変更日において5年以上経過していないとき
 - (5) 変更日において、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- 4 変更後契約の保険料払込期間は、第1項に定める申出と同時に、保険契約者が会社の定める範囲内で指定するものとします。
- 5 変更後契約の基本入院給付金日額は、変更前契約の基本入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、第1項に定める申出と同時に申し出ることにより、会社の定める範囲内で、変更後契約の基本入院給付金日額を変更前契約の基本入院給付金日額に満たない金額で指定することができます。
- 6 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。
- 7 変更後契約には、変更日における普通保険約款を適用します。
- 8 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更後契約の第1回保険料の払込については、第14条（保険料の払込）、第17条（猶予期間および保険契約の失効）第1項および第18条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）の規定を準用します。

- 9 猶予期間中に前項の保険料の払込がないときは、保険契約は変更されなかったものとし、変更前契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 10 変更後契約において、第3条（給付の型）から第9条（骨髄・末梢血幹細胞採取給付金の支払）まで、第11条（給付金の支払限度）、第13条（保険料の払込免除）、第22条（給付金の受取人による保険契約の存続）および第27条（告知義務）から第29条（告知義務違反による解除ができない場合）までの規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 11 変更日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合には、第37条（契約年齢および性別の誤りの処理）の規定を準用します。
- 12 本条の規定により保険期間が延長された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

23 特則

3大生活習慣病入院特則

- 1 保険契約者は、保険契約締結の際、3大生活習慣病入院特則を付加することができます。
- 2 本特則を付加した保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第5条（疾病入院給付金の支払）をつぎのとおり読み替えます。

「第5条（疾病入院給付金の支払）」

- 1 疾病入院給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
疾病入院給付金	被保険者が保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する入院をしたとき (1) つぎのいずれかの治療を目的とする入院 ① 責任開始期以後に診断確定された附則3に定める悪性新生物（以下、「悪性新生物」といいます。）または責任開始期以後に発病した附則3に定める心疾患（以下、「心疾患」といいます。）もしくは脳血管疾患（以下、「脳血管疾患」といいます。悪性新生物、心疾患または脳血管疾患を「3大生活習慣病」といいます。以下、同じとします。） ② 責任開始期以後に発病した3大生活習慣病以外の疾病（附則1に定める異常分娩を含みます。以下、同じとします。） ③ 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に入院を開始した場合に限りします。） ④ 責任開始期以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 病院または診療所における入院 (3) 入院日数が2日以上継続した入院	基本入院給付金日額 × 入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合は、入院開始の日の基本入院給付金日額 × 10	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 附則2に定める被保険者の薬物依存（以下、「被保険者の薬物依存」といいます。）

- 2 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的になされたものであることを要します。
- 3 会社は、被保険者が3大生活習慣病の治療を目的として第1項に定める入院を開始した時に異なる3大生活習慣病を併発していた場合またはその入院中に異なる3大生活習慣病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった3大生活習慣病により継続して入院したものとみなして第1項の規定を適用します。
- 4 会社は、被保険者が3大生活習慣病以外の疾病（不慮の事故による傷害（不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に入院を開始した場合に限りします。）および不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項および第6項において同じとします。）の治療を目的として第1項に定める入院を開始した時に異なる3大生活習慣病以外の疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる3大生活習慣病以外の疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった3大生活習慣病以外の疾病により継続して入院したものとみなして第1項の規定を適用します。
- 5 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規

定を適用します。

- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日（入院日数が2日以上10日以下の場合は、入院開始の日からその日を含めて10日目（日）の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
 - (2) それぞれの入院の直接の原因となった3大生活習慣病、3大生活習慣病以外の疾病または不慮の事故その他の外因による傷害が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認める入院
- 6 被保険者が3大生活習慣病以外の疾病により疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった3大生活習慣病以外の疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および第11条（給付金の支払限度）第1項第1号の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日（入院日数が2日以上10日以下の場合は、入院開始の日からその日を含めて10日目（日）の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 7 被保険者が責任開始期前に発病した疾病（悪性新生物を除きます。）の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- 8 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病（悪性新生物を除き、不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。）を直接の原因として責任開始期以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) その疾病について、保険契約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 9 被保険者が第1項に定める入院中に保険契約の保険期間が満了した場合には、保険契約の保険期間満了後継続したその入院については、保険契約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合、保険期間満了後の入院日数に第1項の支払額に関する規定を適用するときは、保険期間満了日の基本入院給付金日額により計算します。ただし、入院開始の日からその日を含めて10日目までは、入院開始の日の基本入院給付金日額により計算します。
- 10 被保険者の入院中に基本入院給付金日額が減額された場合には、疾病入院給付金の支払額はつぎの各号のとおりとします。
- (1) 入院開始の日からその日を含めて10日目までの入院については、入院開始の日における基本入院給付金日額により計算します。
 - (2) 入院開始の日からその日を含めて11日目以降の入院については、各日現在の基本入院給付金日額に應じて計算します。
- 11 保険契約者は、疾病入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、被保険者の同意を得て保険契約者（法人である場合に限りです。以下、本条において同じとします。）から申出があった場合には、第1項の規定により被保険者に支払われる疾病入院給付金は、保険契約者に支払うこととし、その旨を保険証券に表示します。」
- (2) 第6条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合の取扱）をつぎのとおり読み替えます。

「第6条（災害入院給付金および疾病入院給付金または3大生活習慣病による疾病入院給付金および3大生活習慣病以外の疾病による疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合の取扱）

- 1 被保険者が3大生活習慣病以外の疾病（不慮の事故による傷害（不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に入院を開始した場合に限りです。）および不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項および第3項において同じとします。）による疾病入院給付金が支払われる入院を開始した時またはその入院中に不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院を開始した場合および災害入院給付金が支払われる入院中に3大生活習慣病以外の疾病の治療を目的とする入院を開始した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 災害入院給付金が支払われる期間に対しては疾病入院給付金は支払いません。
- (2) 疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院を開始した場合、災害入院給付金の支払額は、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数（不慮の事故による傷害の治療のための入院日数をいいます。）に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (3) 災害入院給付金が支払われる期間が終了した後も3大生活習慣病以外の疾病の治療を目的として引き続き入院しているときは、疾病入院給付金の支払額は、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (4) 第1号から前号までの規定にかかわらず、入院開始の日からその日を含めて10日以内の入院については、入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または3大生活習慣病以外の疾病により、入院開始の日における基本入院給付金日額×10の災害入院給付金または疾病入院給付金を支払いま

- す。
- 2 被保険者が災害入院給付金が支払われる入院を開始した時またはその入院中に3大生活習慣病の治療を目的とする入院を開始した場合および3大生活習慣病による疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院を開始した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 疾病入院給付金が支払われる期間に対しては災害入院給付金は支払いません。
 - (2) 災害入院給付金が支払われる入院中に3大生活習慣病の治療を目的とする入院を開始した場合、疾病入院給付金の支払額は、3大生活習慣病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数（3大生活習慣病の治療のための入院日数をいいます。）に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (3) 疾病入院給付金が支払われる期間が終了した後も不慮の事故による傷害の治療を目的として引き続き入院しているときは、災害入院給付金の支払額は、疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 第1号から前号までの規定にかかわらず、入院開始の日からその日を含めて10日以内の入院については、入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または3大生活習慣病により、入院開始の日における基本入院給付金日額×10の災害入院給付金または疾病入院給付金を支払います。
- 3 被保険者が3大生活習慣病以外の疾病による疾病入院給付金が支払われる入院を開始した時またはその入院中に3大生活習慣病の治療を目的とする入院を開始した場合および3大生活習慣病による疾病入院給付金が支払われる入院中に3大生活習慣病以外の疾病の治療を目的とする入院を開始した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 3大生活習慣病による疾病入院給付金が支払われる期間に対しては3大生活習慣病以外の疾病による疾病入院給付金は支払いません。
 - (2) 3大生活習慣病以外の疾病による疾病入院給付金が支払われる入院中に3大生活習慣病の治療を目的とする入院を開始した場合、3大生活習慣病による疾病入院給付金の支払額は、3大生活習慣病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数（3大生活習慣病の治療のための入院日数をいいます。）に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (3) 3大生活習慣病による疾病入院給付金が支払われる期間が終了した後も3大生活習慣病以外の疾病の治療を目的として引き続き入院しているときは、3大生活習慣病以外の疾病による疾病入院給付金の支払額は、3大生活習慣病による疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 第1号から前号までの規定にかかわらず、入院開始の日からその日を含めて10日以内の入院については、入院開始の直接の原因となった3大生活習慣病または3大生活習慣病以外の疾病により、入院開始の日における基本入院給付金日額×10の疾病入院給付金を支払います。」
- (3) 第7条（入院初期加算給付金の支払）をつぎのとおり読み替えます。

第7条（入院初期加算給付金の支払）

- 1 この保険契約による給付の型がB型の場合、本条の規定を適用します。
- 2 入院初期加算給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
入院初期加算給付金	つぎの各号のいずれかに該当したとき (1) 被保険者が保険期間中に災害入院給付金が支払われる入院をしたとき (2) 被保険者が保険期間中に疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき	基本入院給付金日額 × 保険契約者が保険契約締結の際に会社の定める範囲内で指定した入院初期加算給付金の給付倍率 × 入院日数 ただし、入院日数が2日以上 10 日以下の場合、 入院開始の日の基本入院給付金日額 × 保険契約者が保険契約締結の際に会社の定める範囲内で指定した入院初期加算給付金の給付倍率 × 10	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の薬物依存

- 3 前項の支払事由の第1号の規定による入院初期加算給付金については第4条（災害入院給付金の支払）

の規定を、前項の支払事由の第2号の規定による入院初期加算給付金については第5条（疾病入院給付金の支払）の規定を、それぞれ準用します。この場合、つぎの各号については、第5条（疾病入院給付金の支払）の規定を準用せず、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 第5条（疾病入院給付金の支払）第3項および第4項の規定にかかわらず、被保険者が入院を開始した時に異なる疾病を併発していたときまたはその入院中に異なる疾病を併発したときの取扱については、その疾病が3大生活習慣病か否かを問わず、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- (2) 第5条（疾病入院給付金の支払）第6項の規定にかかわらず、被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときの取扱については、その疾病が3大生活習慣病か否かを問わず、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして取り扱います。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日（入院日数が2日以上10日以下の場合は、入院開始の日からその日を含めて10日目の日）の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。」
- (4) 第8条（手術・放射線治療給付金の支払）をつぎのとおり読み替えます。

第8条（手術・放射線治療給付金の支払）

1 手術・放射線治療給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
手術・放射線治療給付金	被保険者が保険期間中につぎの各号のいずれかに該当する手術または放射線治療を受けたとき (1) つぎのいずれにも該当する手術 ① 責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における手術 ③ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、つぎに定めるものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 オ. 抜歯手術 カ. 分娩時における会陰（陰門）切開および縫合術ならびに分娩時における会陰（膣壁）裂創縫合術 キ. 外耳道異物除去術 ク. 鼻内異物摘出術 ケ. 涙点の閉鎖術 コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 (2) つぎのいずれにも該当する放射線治療（以下、「放射線治療」といいます。） ① 責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とする放射線治療 ② 病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における放射線治療 ③ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療（公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を含みます。）	a. 入院日数が2日以上継続した入院中に手術を受けた場合 その手術日現在の基本入院給付金日額 × 20 b. a. 以外で手術を受けた場合 その手術日現在の基本入院給付金日額 × 5 c. 放射線治療を受けた場合 その放射線治療日現在の基本入院給付金日額 × 10	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の薬物依存

- 2 被保険者が同一の日に2以上の手術を受けた場合（1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。）には、最も手術・放射線治療給付金の支払額の多いいずれか1つの手術を受けたものとみなして前項の規定を適用します。
 - 3 被保険者が同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、それらの手術については最も手術・放射線治療給付金の支払額の多いいずれか1つの手術に対してのみ手術・放射線治療給付金を支払います。
 - 4 被保険者が同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ手術・放射線治療給付金を支払います。
 - 5 被保険者が同一の日に2以上の放射線治療を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、いずれか1つの放射線治療についてのみ手術・放射線治療給付金を支払います。
 - 6 被保険者が放射線治療を受けた場合で、当該放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として手術・放射線治療給付金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、当該放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
 - 7 被保険者が2回以上の放射線治療を受けた場合には、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日経過後に受けた放射線治療について、手術・放射線治療給付金を支払います。
 - 8 本条の場合、第5条（疾病入院給付金の支払）第5項、第7項、第8項および第11項の規定を準用します。」
- (5) 第11条（給付金の支払限度）をつぎのとおり読み替えます。

「第11条（給付金の支払限度）」

- 1 この保険の同一の不慮の事故による災害入院給付金の支払限度（以下、「災害入院給付金の支払限度」といいます。）および1回の入院についての疾病入院給付金の支払限度（以下、「疾病入院給付金の支払限度」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度（3大生活習慣病以外の疾病（不慮の事故による傷害（不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に入院を開始した場合に限りま）す。）および不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。）による疾病入院給付金の支払限度をいいます。以下、第3項を除き、本条において同じとします。）は、それぞれ、保険契約者が保険契約の締結の際に会社所定の取扱範囲内で指定した支払日数とします。
 - (2) 災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、同一とします。
 - (3) 本条の規定により指定された災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、変更することはできません。
 - 2 この保険の災害入院給付金および疾病入院給付金の通算支払限度（疾病入院給付金の通算支払限度とは、3大生活習慣病以外の疾病（不慮の事故による傷害（不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に入院を開始した場合に限りま）す。）および不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本条において同じとします。）による疾病入院給付金の通算支払限度をいいます。以下、第3項を除き、本条において同じとします。）は、それぞれについて支払日数を通算して1,095日とします。
 - 3 疾病入院給付金（3大生活習慣病による疾病入院給付金をいいます。）の支払限度および通算支払限度はありません。
 - 4 入院初期加算給付金の支払限度および通算支払限度は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 入院初期加算給付金の支払限度は、災害入院給付金の支払われる同一の不慮の事故による入院および疾病入院給付金の支払われる1回の入院について、それぞれ支払日数30日とします。
 - (2) 通算支払限度は、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払われる入院についての入院初期加算給付金それぞれについて、支払日数を通算して540日とします。
 - 5 手術・放射線治療給付金の支払回数の限度はありません。
 - 6 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金の支払限度は1回とします。」
- 3 本特則を解約することはできません。

支払限度変更特則

- 1 保険契約者は、保険契約締結の際、支払限度変更特則を付加することができます。
- 2 本特則を付加した保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この保険の災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、次号に定める支払限度変更日に変更されます。ただし、3大生活習慣病入院特則が付加されている場合には、3大生活習慣病による疾病入院給付金の支払限度は変更されません。
 - (2) 保険契約者は、保険契約締結の際、会社所定の取扱範囲内で、災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度が変更される日として、年単位の契約応当日を、その日における被保険者の満年齢により指定するものとし、この日を支払限度変更日とします。

- (3) 第 11 条（給付金の支払限度）第 1 項第 1 号の規定により指定する災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、つぎのそれぞれの期間についての支払限度とします。
- ① 契約日から支払限度変更日の前日まで
 - ② 支払限度変更日から保険期間満了日まで（保険期間が終身の場合は支払限度変更日以後）
- (4) 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払限度変更日は、同一とします。
- (5) 支払限度変更日は、変更することはできません。
- (6) 被保険者が支払限度変更日を含んで継続して入院しているときは、その入院の退院日における災害入院給付金の支払限度または疾病入院給付金の支払限度により取り扱います。
- (7) 被保険者が支払限度変更日以後に入院し、その入院が第 4 条（災害入院給付金の支払）第 3 項もしくは第 4 項または第 5 条（疾病入院給付金の支払）第 3 項もしくは第 4 項（3 大生活習慣病入院特則が付加されている場合には、第 5 条（疾病入院給付金の支払）第 5 項もしくは第 6 項）の規定によりその入院前の入院と 1 回の入院とみなされるときは、当該支払限度変更日以後の入院の退院日における災害入院給付金の支払限度または疾病入院給付金の支払限度により取り扱います。
- (8) 第 6 号または前号の場合、当該支払限度変更日前の災害入院給付金の支払限度または疾病入院給付金の支払限度に達したことにより災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われていない入院の期間があるときは、その入院の期間も含めた 1 回の入院（1 回の入院とみなす場合を含みます。）について、第 6 号または前号の退院日における災害入院給付金の支払限度または疾病入院給付金の支払限度の判定を行い、その入院の期間に対して支払うべき災害入院給付金または疾病入院給付金があればこれを支払います。
- (9) 第 42 条（保険契約の自動更新）の規定は適用しません。
- (10) 第 43 条（保険期間満了時における保険期間の延長）の規定によりこの保険の保険期間が延長される場合には、変更後契約の災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、変更後契約の保険期間を通じて一定とします。
- 3 本特則を解約することはできません。

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行に関する特則

令和 2 年 3 月 31 日以前に締結された保険契約が、令和 2 年 4 月 1 日以後に保険契約の自動更新に関する規定により更新された場合には、契約年齢および性別の誤りの処理に関する規定中、「会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、」を「保険契約は無効とし、」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（O80）は除く）	081～084
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

附則2 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

附則3 対象となる3大生活習慣病

対象となる3大生活習慣病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

3大生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物	D00～D09
	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	・骨髓異形成症候群	D46
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	○虚血性心疾患	I20～I25
	○肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	○その他の型の心疾患	I30～I52
	○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の	
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の	
	・心（臓）切開後症候群	I97.0
	・心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1
脳血管疾患	○挿間性および発作性障害（G40～G47）中の	
	・一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の	
	・椎骨脳底動脈症候群	G45.0
	・頸動脈症候群（半球性）	G45.1
	・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群	G45.2
	・一過性全健忘	G45.4
	・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群	G45.8
	・一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.9
	○脳血管疾患	I60～I69

疾病障害による保険料払込免除特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 疾病障害による保険料払込免除
- 第3条 保険料の払込を免除しない場合
- 第4条 保険料の払込免除の請求手続
- 第5条 特約保険料
- 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の解約
- 第11条 解約返戻金
- 第12条 特約の復旧
- 第13条 特約の消滅
- 第14条 告知義務および告知義務違反
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 契約者配当
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 主約款の規定の準用
- 第19条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第20条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第21条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第22条 平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則
- 第23条 医療保険(04)に付加されている場合の特則
- 第24条 米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則
- 第25条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
- 医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加された主契約に付加されている場合の特則
- 附則 対象となる身体障害の状態

疾病障害による保険料払込免除特約条項

この特約の趣旨

この特約は主たる保険契約の被保険者が疾病により所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社所定の取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社が、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合には、この特約の責任開始期は、主契約の払込方法〈回数〉に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（疾病障害による保険料払込免除）

- 1 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したときは、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（附則）に該当したときを含みます。
- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、主約款およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の特約条項（以下、「特約条項」といいます。）の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および特約条項の規定を準用します。

- 3 第1項の規定にかかわらず、主契約またはこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約が保険料一時払の場合には、主契約の保険料または特約の保険料の払込を免除しません。

第3条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項の規定に該当した場合には、会社は保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被保険者の薬物依存（平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。）によるとき

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

第4条（保険料の払込免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、前項の保険料の払込の免除事由が生じたときは、すみやかに請求書類（別表4）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
- 3 前2項のほか、保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

第5条（特約保険料）

- 1 この特約の保険料は、会社の定める方法により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額（保険料一時払の主契約および特約の保険料を除きます。以下、本条において同じとします。）に基づいて計算します。
- 2 この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の額に変更があった場合には、会社の定める方法により、将来に向かってこの特約の保険料を更改します。

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料払込期間がすべて満了する時までとします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社が行っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - (1) 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割引きます。
 - (2) 年払で払い込む方法
- 4 前項の場合、払込期間満了後特約保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 第3項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 6 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第7条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第10条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項に定める保険料の払込の免除事由の発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第11条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

第12条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしてします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。

第13条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主約款の規定により保険金を支払ったとき。
 - (2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき。
 - (3) 不慮の事故（別表2）を直接の原因として、主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。
 - (4) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき。
- 2 前項第4号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条（管轄裁判所）

この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第19条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部が介護保障に移行した場合において、この特約と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約を継続するときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第4項の規定を準用して取り扱います。
 - (2) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
 - (3) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部が介護保障に移行したときは、この特約は消滅することなく継続するものとします。

第20条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第21条（新医療保険に付加されている場合の特則）

- 1 第13条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第13条（特約の消滅）」

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき。
- (2) 主約款および特約条項の規定により、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。
- (3) 主契約が払済保険に変更されたとき。

2 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」

2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 3 この特約が付加されている主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、この特約を締結（以下、本項において「変更」といいます。）することにより、この特約の保険期間を延長することができます（以下、本項において、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - (2) 前号の場合、変更後特約において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (3) 前2号のほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

第22条（平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本条において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第23条（医療保険(O4)に付加されている場合の特則）

1 第13条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第13条（特約の消滅）」

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき。
- (2) 主約款および特約条項の規定により、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。」

2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。

- (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第24条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が生存給付金特則の付加された米国ドル建終身保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第1号中、「保険金」を「死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。

第25条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

第13条（特約の消滅）第1項第1号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

- 1 第13条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第13条（特約の消滅）」

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき。
 - (2) 主約款および特約条項の規定により、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。」
- 2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (4) 第1号から前号までのほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 3 この特約が付加されている主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、この特約を締結（以下、本項において「変更」といいます。）することにより、この特約の保険期間を延長することができます（以下、本項において、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - (2) 前号の場合、変更後特約において、第2条（疾病障害による保険料払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (3) 第1号および前号のほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加された主契約に付加されている場合の特則

この特約が就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加された主契約に付加されている場合には、特約条項中、この特約と同一の主契約に付加された他の特約には就労不能障害特約（無解約返戻金型）は含まれません。

附則 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの（備考 1. 参照）
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考 2. 参照）
3. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの（備考 3. 参照）
4. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの（備考 3. 参照）
5. 10 手指の用を全く永久に失ったもの（備考 4. (1)および(3)参照）
6. 1 手の 5 手指を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの（備考 4. (1)および(2)参照）
7. 10 足指を失ったもの（備考 5. 参照）
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考 6. 参照）
9. 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考 7. 参照）
10. 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考 8. (1)参照）
11. 心臓に人工弁を置換したもの（備考 8. (2)参照）
12. 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考 9. 参照）
13. ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考 10. (1)および(2)参照）
14. 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考 10. (3)および(4)参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和 57 年 8 月 14 日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が 90 デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5 手指をもって 1 手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第 1 指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動のうち 2 種以上の運動が生理的範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。

7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量 1 秒率が 20% 以下または動脈血酸素分圧が 55 Torr 以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して 180 日以上継続して受けたものをいいます。

8. 心臓の障害

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含まれません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

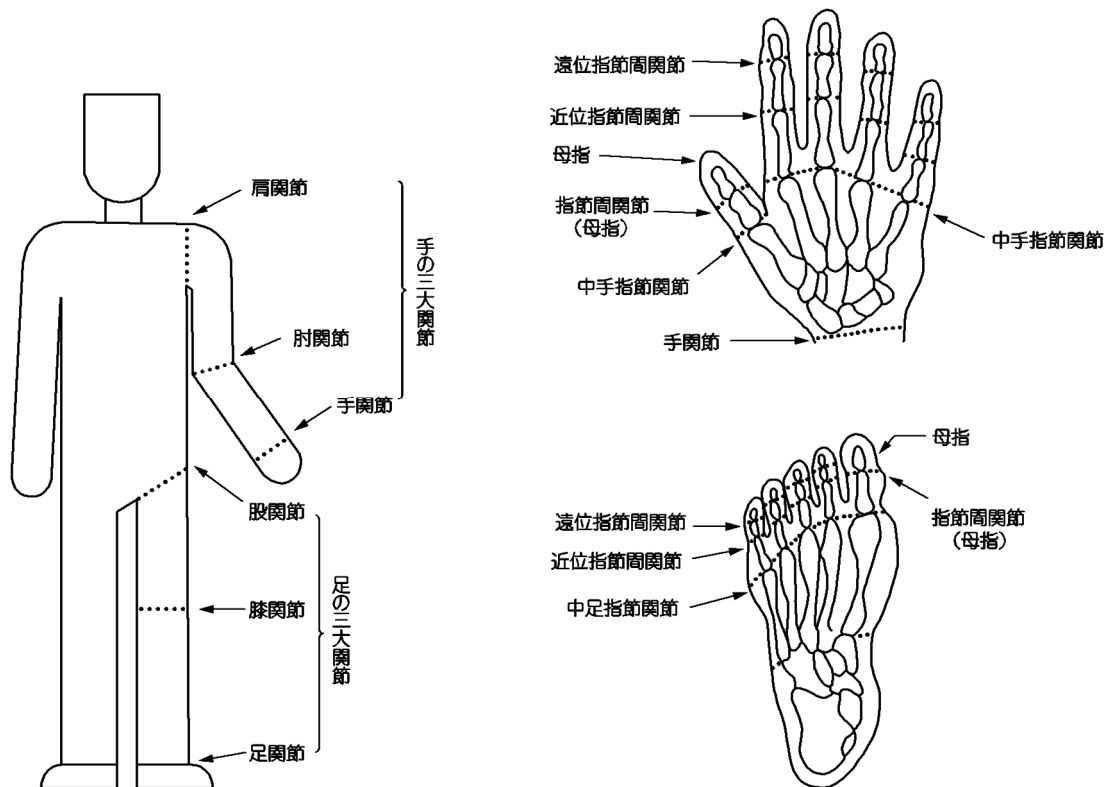
9. 腎臓の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が 30ml/分未満または血清クレアチン濃度が 3.0mg/dl 以上で回復の見込みのない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

(身体部位の名称図)



特定損傷特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特定損傷給付金の支払
- 第3条 特定損傷給付金の支払限度
- 第4条 特定損傷給付金の請求手続
- 第5条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第6条 特約の保険料の払込免除
- 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の解約
- 第12条 解約返戻金
- 第13条 特定損傷給付金の受取人による特約の存続
- 第14条 特定損傷給付金額の減額
- 第15条 特約の保険期間の変更
- 第16条 特約の復旧
- 第17条 特約の消滅
- 第18条 主契約が払済保険に変更された場合の特則
- 第19条 告知義務および告知義務違反
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 契約者配当
- 第22条 管轄裁判所
- 第23条 保険料一時払に関する特則
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第26条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第27条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第28条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第29条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第30条 医療保険(04)に付加されている場合の特則
- 第31条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第32条 家族収入保険に付加されている場合の特則
- 第33条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第34条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第35条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
- 医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 附則1 対象となる特定損傷
- 附則2 治療等の定義

特定損傷特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社所定の取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社は新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は第3項ただし書きに定めるこの特約の責任開始期の直前の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が年単位の契約応当日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法<回数>に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特定損傷給付金の支払）

1 特定損傷給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特定損傷給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	特定損傷給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
特定損傷給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの各号のいずれにも該当する附則2の1.に定める治療を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の特定損傷給付金額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による附則1に定める特定損傷（以下、「特定損傷」といいます。）に対して受けた治療 (2) 不慮の事故の日から起算して180日以内に受けた治療 (3) 附則2の2.に定める病院または診療所において受けた治療	特定損傷給付金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 前項の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかにより特定損傷給付金の支払事由に該当した被保険者数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、特定損傷給付金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

3 保険契約者は、特定損傷給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、特定損傷給付金の受取人は、保険契約者となります。

第3条（特定損傷給付金の支払限度）

特定損傷給付金の支払限度は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 同一の不慮の事故による特定損傷についての特定損傷給付金の支払は、1回のみとします。
- (2) 通算支払限度は、特定損傷給付金の支払回数を通算して10回とします。

第4条（特定損傷給付金の請求手続）

1 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特定損傷給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2 特定損傷給付金の受取人は、特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、特定損傷給付金を請求してください。

3 被保険者が死亡した場合、特定損傷給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者としてします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、特定損傷給付金の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
- (2) 前号に該当する者がいない場合
主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
- (3) 前2号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
- (4) 前3号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
- (5) 前4号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者

4 前項の規定により会社が特定損傷給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特定損傷給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 故意に特定損傷給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。

6 特定損傷給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

7 特定損傷給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特定損

傷給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、特定損傷給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

特定損傷給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特定損傷給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	特定損傷給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特定損傷給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	特定損傷給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第20条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、特定損傷給付金の受取人もしくは第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは特定損傷給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特定損傷給付金の請求時までにおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、特定損傷給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、特定損傷給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 9 前2項の場合、会社は、特定損傷給付金を請求した者に通知します。
- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて特定損傷給付金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、特定損傷給付金を支払います。
- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、特定損傷給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定損傷給付金を支払いません。

第5条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を特定損傷給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を特定損傷給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、特定損傷給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき特定損傷給付金を支払いません。

第6条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、この特約の責任開

始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社に取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ア. 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - イ. 年払で払い込む方法
 - (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第8条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第10条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第11条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第12条（解約返戻金）

- 1 この特約の保険期間と保険料払込期間とが同一の場合には、この特約の解約返戻金はありません。
- 2 この特約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときには、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 4 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第4条（特定損傷給付金の請求手続）第6項の規定を準用します。

第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす特定損傷給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 被保険者本人であること

- (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第 14 条（特定損傷給付金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の特定損傷給付金額を減額することができます。ただし、減額後の特定損傷給付金額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 保険契約者がこの特約の特定損傷給付金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 特定損傷給付金額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の規定によりこの特約の特定損傷給付金額を減額したときは、保険証券に表示します。

第 15 条（特約の保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。
- 2 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 4 本条の規定によりこの特約の保険期間の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第 16 条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第 17 条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 特定損傷給付金の支払が第 3 条（特定損傷給付金の支払限度）第 2 号に定める通算支払限度に達したとき
 - (2) 主約款の規定により主契約の保険金を支払ったとき
 - (3) 主契約に死亡保険金がない場合で、主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
 - (4) 主契約に死亡保険金および手術給付金がない場合で、主契約の入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
 - (5) 主契約が前 3 号以外の事由により消滅したとき
 - (6) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第 1 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 3 第 1 項第 4 号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 4 第 1 項第 5 号の規定によりこの特約が消滅した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約または主契約に付加されている特約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 5 第 1 項第 6 号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第 1 項第 6 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第 18 条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）

- 1 主契約が主契約の責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて 10 年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたとき、前条第 1 項第 6 号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、保険契約者から継続の申し出がない場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

第 19 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 20 条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人がこの特約の特定損傷給付金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特定損傷給付金を詐取させる目的で、事故招致（末遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の特定損傷給付金の請求に関し、特定損傷給付金の受取人の詐欺行為（末遂を含みます。）があった

場合

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特定損傷給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特定損傷給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、特定損傷給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特定損傷給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による特定損傷給付金の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに特定損傷給付金を支払っているときは、特定損傷給付金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特定損傷給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における特定損傷給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第23条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第5条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項、第8条（特約の保険料の自動振替貸付）、第15条（特約の保険期間の変更）および第18条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用しません。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第6条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第26条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第8条（年金の種類）第1項の規定により定められた年金の種類が1種類であることを要します。
 - (1) この特約の保険料（第3号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、本条において同じとします。）については、第6条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。

- (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
- (3) 第1号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
- ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
……年金の保証期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - ② 年金の種類が確定年金のとき
……年金支払期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
- (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。
 - ② この特約の解約返戻金があり、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めるものとします。
- (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅するものとし、別段の申し出のない限り、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当しまたは据え置きます。
- (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅しまたは減額されることなく継続するものとします。

第27条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第28条（新医療保険に付加されている場合の特則）

この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定損傷給付金の支払）第3項ただし書きの規定は適用せず、主約款に定めるところによります。
- (2) 第18条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用せず、主契約が払済保険に変更されたこの特約が消滅した場合の取扱は、主約款の払済保険への変更に関する規定に定めるところによります。
- (3) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - イ. 前ア. の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - ウ. 前ア. または前イ. の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（特定損傷給付金の支払）、第3条（特定損傷給付金の支払限度）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - エ. 前ア. から前ウ. に定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (4) この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本号において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本号において、本号の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - イ. 前ア. の場合、変更後特約において、第2条（特定損傷給付金の支払）、第3条（特定損傷給付金の支払限度）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - ウ. 前ア. および前イ. に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。
- (5) 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が第3号の規定により更新された後、特定損傷給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が特定損傷給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって特定損傷給付金を会社に請求することができます。

第 29 条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（特定損傷給付金の支払）、第3条（特定損傷給付金の支払限度）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 2 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新された後、特定損傷給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が特定損傷給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって特定損傷給付金を会社に請求することができます。

第 30 条（医療保険(O4)に付加されている場合の特則）

- 1 第2条（特定損傷給付金の支払）第1項の受取人に関する規定中、「被保険者」とあるのは「主契約の給付金の受取人（主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と読み替えます。
- 2 同条第3項の規定は適用しません。
- 3 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（特定損傷給付金の支払）、第3条（特定損傷給付金の支払限度）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）、第17条（特約の消滅）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 4 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新された後、特定損傷給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が特定損傷給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって特定損傷給付金を会社に請求することができます。

第 31 条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

- この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第6条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第6条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第 32 条（家族収入保険に付加されている場合の特則）

- この特約が家族収入保険に付加されている場合には、第4条（特定損傷給付金の請求手続）第3項第1号をつぎのとおり読み替えます。
- 「(1) 主契約の家族年金受取人（法定相続人である家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）」

第 33 条（平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則）

- 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された後、特定損傷給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が特定損傷給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって特定損傷給付金を会社に請求することができます。

第34条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第6条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第6条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第35条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定損傷給付金の支払）第3項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「死亡保険金」を「家族年金」と、それぞれ読み替えます。
- (2) 第4条（特定損傷給付金の請求手続）第3項第1号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第17条（特約の消滅）第1項第2号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

- 1 第2条（特定損傷給付金の支払）第1項の受取人に関する規定中、「被保険者」とあるのは「主契約の給付金の受取人（主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と読み替えます。
- 2 同条第3項の規定は適用しません。
- 3 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（特定損傷給付金の支払）、第3条（特定損傷給付金の支払限度）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (4) 第1号から前号までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 4 この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本項において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本項において、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - (2) 前号の場合、変更後特約において、第2条（特定損傷給付金の支払）、第3条（特定損傷給付金の支払限度）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (3) 第1号および前号に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 対象となる特定損傷

この特約の対象となる「特定損傷」とは、つぎのいずれかをいいます。

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

附則2 治療等の定義**1. 治療**

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

5大生活習慣病特約(14)条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約の締結および責任開始期
- 第3条 5大生活習慣病入院給付金の支払
- 第4条 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払
- 第5条 給付金の支払限度
- 第6条 給付金の請求手続
- 第7条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第8条 特約の保険料の払込免除
- 第9条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第10条 特約の保険料の払込
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の解約
- 第14条 解約返戻金
- 第15条 給付金の受取人による特約の存続

- 第16条 5大生活習慣病入院給付金日額の減額
- 第17条 特約の復旧
- 第18条 告知義務および告知義務違反
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 特約の消滅
- 第21条 契約者配当
- 第22条 管轄裁判所
- 第23条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第24条 特約の自動更新等
- 第25条 主約款の規定の準用

支払限度変更特則

主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

附則 対象となる5大生活習慣病

5大生活習慣病特約(14)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の所定の5大生活習慣病による入院、手術または放射線治療の場合に、それぞれ所定の給付金（5大生活習慣病入院給付金または5大生活習慣病手術・放射線治療給付金を指します。以下、同じとします。）を支払うことを主な内容とするものです。また、この特約の解約返戻金を0に設定し、それを保険料に反映しています。

第1条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	意義
(1) 入院	「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（第3号に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、第3号に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(2) 治療を目的とする入院	「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。したがって、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。
(3) 病院または診療所	「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。 ② ①の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設
(4) 医学上重要な関係	「医学上重要な関係」とは、傷病名の異同にかかわらず、医学上特に関連があるとされる一連の傷病間の関係をいいます。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

用語	意義
(5) 治療を直接の目的とする手術	「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）および診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。
(6) 公的医療保険制度	「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済組合法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
(7) 医科診療報酬点数表	「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
(8) 歯科診療報酬点数表	「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
(9) 治療を直接の目的とする放射線治療	「治療を直接の目的とする放射線治療」とは、治療のために必要な放射線治療で、被保険者に放射線を照射するもの（電磁波温熱療法を含みます。）をいいます。したがって、治療のために必要な放射線治療であっても、血液照射など被保険者に放射線を照射しない治療は含みません。
(10) 放射線を常時照射する治療	「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

第2条（特約の締結および責任開始期）

- この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第3条（5大生活習慣病入院給付金の支払）

- 5大生活習慣病入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
5大生活習慣病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。復旧の取扱が行われた後の5大生活習慣病入院給付金日額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期とします。以下、同じとします。）以後に発病した附則に定める5大生活習慣病（以下、「5大生活習慣病」といいます。）の治療を目的とする入院 (2) 病院または診療所における入院 (3) 入院日数が2日以上継続した入院	5大生活習慣病入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人

- 会社は、被保険者が前項に定める入院を開始した時に異なる5大生活習慣病（附則の表の同一の5大生活習慣病の種類に区分された5大生活習慣病は同一の5大生活習慣病とします。）を併発していた場合またはその入院中に異なる5大生活習慣病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった5大生活習慣病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。

- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が 30 日以内の入院
 - (2) それぞれの入院の直接の原因となった 5 大生活習慣病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認める入院
- 4 被保険者が 5 大生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった 5 大生活習慣病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1 回の入院とみなして本条および第 5 条（給付金の支払限度）第 1 項第 1 号の規定を適用します。ただし、5 大生活習慣病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 5 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した 5 大生活習慣病の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第 1 項の規定を適用します。
- 6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した 5 大生活習慣病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に 5 大生活習慣病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第 1 項の規定を適用します。
- (1) その 5 大生活習慣病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その 5 大生活習慣病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その 5 大生活習慣病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その 5 大生活習慣病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 7 会社は、被保険者が 5 大生活習慣病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に 5 大生活習慣病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその 5 大生活習慣病の治療を終了した日までの入院については、第 1 項の規定を適用します。ただし、会社がその 5 大生活習慣病のみによっても入院する必要があると認めたときに限ります。
- 8 被保険者が第 1 項に定める入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、その事由発生後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合の 5 大生活習慣病入院給付金日額は、この特約の保険期間満了日のそれと同額とします。
- 9 被保険者の入院中に 5 大生活習慣病入院給付金日額が減額されたときは、5 大生活習慣病入院給付金の支払額は各日現在の 5 大生活習慣病入院給付金日額に応じて計算します。
- 10 保険契約者は、5 大生活習慣病入院給付金の受取人を主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

第4条（5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払）

1 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名 称	支払事由	支払額	受 取 人
5 大 生 活 習 慣 病 手 術 ・ 放 射 線 治 療 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれかに該当する手術または放射線治療を受けたとき (1) つぎのいずれにも該当する手術 ① この特約の責任開始期以後に発病した5大生活習慣病の治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における手術 ③ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、つぎに定めるものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 オ. 抜歯手術 カ. 分娩時における会陰（陰門）切開および縫合術ならびに分娩時における会陰（膈壁）裂創縫合術 キ. 外耳道異物除去術 ク. 鼻内異物摘出術 ケ. 涙点の閉鎖術 コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 (2) つぎの各号のいずれにも該当する放射線治療（以下、「放射線治療」といいます。） ① この特約の責任開始期以後に発病した5大生活習慣病の治療を直接の目的とする放射線治療 ② 病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における放射線治療 ③ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療（公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を含みます。）	a. 入院日数が2日以上継続した入院中に手術を受けた場合 その手術日現在の5大生活習慣病入院給付金日額 × 20 b. a. 以外で手術を受けた場合 その手術日現在の5大生活習慣病入院給付金日額 × 5 c. 放射線治療を受けた場合 その放射線治療日現在の5大生活習慣病入院給付金日額 × 10	主契約の給付金の受取人

- 2 被保険者が同一の日に2以上の手術を受けた場合（1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。）には、最も5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払額の多いいずれか1つの手術を受けたものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 被保険者が同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、それらの手術については最も5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払額の多いいずれか1つの手術に対してのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金を支払います。
- 4 被保険者が同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金を支払います。
- 5 被保険者が同一の日に2以上の放射線治療を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、いずれか1つの放射線治療についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金を支払います。
- 6 被保険者が放射線治療を受けた場合で、当該放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として5大生活習慣病手術・放射線治療給付金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、当該放射線治療の開始

日に受けたものとみなします。

- 7 被保険者が2回以上の放射線治療を受けた場合には、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日経過後に受けた放射線治療について、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金を支払います。
- 8 本条の場合、前条第3項、第5項、第6項および第10項の規定を準用します。

第5条（給付金の支払限度）

- 1 この特約の1回の入院についての5大生活習慣病入院給付金の支払限度（以下、「5大生活習慣病入院給付金の支払限度」といいます。）および通算支払限度は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 5大生活習慣病入院給付金の支払限度は、主契約の災害入院給付金の支払限度と同一の支払日数とします。
 - (2) 通算支払限度は、5大生活習慣病入院給付金の支払日数を通算して1,095日とします。
- 2 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払回数の限度はありません。

第6条（給付金の請求手続）

この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

第7条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 3 第1項および前項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき給付金を支払いません。

第8条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
 - (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (3) この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 第1項から前項までのほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

第10条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 3 第1項および前項のほか、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第12条（特約の復活）

- 1 主契約の復活の請求に際して別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものと

します。

- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第14条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

第15条（給付金の受取人による特約の存続）

給付金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の給付金の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第16条（5大生活習慣病入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社を取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の5大生活習慣病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の5大生活習慣病入院給付金日額は、会社所定のコロ以上であることを要します。
- 2 主契約の基本入院給付金日額が減額された場合で、この特約の5大生活習慣病入院給付金日額が会社所定のコロの範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 第1項および前項のほか、主約款の基本入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第17条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧の請求に際して別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第18条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第19条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第20条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
- (2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第23条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

この特約における法令等の改正に伴う支払事由の変更については、主約款の法令等の改正に伴う支払事由の変更に関する規定を準用します。

第24条（特約の自動更新等）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第3条（5大生活習慣病入院給付金の支

払)から第5条(給付金の支払限度)まで、第8条(特約の保険料の払込免除)、第15条(給付金の受取人による特約の存続)および第18条(告知義務および告知義務違反)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

- (4) 第1号から前号までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 2 この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結(以下、「変更」といいます。)してこの特約の保険期間を延長することができます(以下、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。)
- (2) 前号の場合、変更後特約において、第3条(5大生活習慣病入院給付金の支払)から第5条(給付金の支払限度)まで、第8条(特約の保険料の払込免除)、第15条(給付金の受取人による特約の存続)および第18条(告知義務および告知義務違反)の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- (3) 第1号および前号に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

第25条(主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

支払限度変更特則

- 1 支払限度変更特則が付加された主契約にこの特約を付加する場合には、この特約についても支払限度変更特則が付加されるものとします。
- 2 本特則を付加したこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の5大生活習慣病入院給付金の支払限度は、主契約の支払限度変更日に変更されます。
- (2) 主契約の支払限度変更日に変更されるこの特約の5大生活習慣病入院給付金の支払限度は、主契約の災害入院給付金の支払限度と同一とします。
- (3) 被保険者が主契約の支払限度変更日を含んで継続して入院しているときは、その入院の退院日における5大生活習慣病入院給付金の支払限度により取り扱います。
- (4) 被保険者が主契約の支払限度変更日以後に入院し、その入院が第3条(5大生活習慣病入院給付金の支払)第3項または第4項の規定によりその入院前の入院と1回の入院とみなされるときは、当該支払限度変更日以後の入院の退院日における5大生活習慣病入院給付金の支払限度により取り扱います。
- (5) 第3号または前号の場合、当該支払限度変更日前の5大生活習慣病入院給付金の支払限度に達したことにより5大生活習慣病入院給付金が支払われていない入院の期間があるときは、その入院の期間も含めた1回の入院(1回の入院とみなす場合を含みます。)について、第3号または前号の退院日における5大生活習慣病入院給付金の支払限度の判定を行い、その入院の期間に対して支払うべき5大生活習慣病入院給付金があればこれを支払います。
- (6) 第24条(特約の自動更新等)第2項の規定により、この特約の保険期間が延長される場合には、変更後特約の5大生活習慣病入院給付金の支払限度は、変更後特約の保険期間を通じて一定とします。
- 3 本特則を解約することはできません。

主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、第8条(特約の保険料の払込免除)第1項および第2項第3号中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則 対象となる5大生活習慣病

この特約の対象となる5大生活習慣病の範囲は、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる5大生活習慣病に含めることがあります。

5大生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○男性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ○上皮内新生物 ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症＜多血症＞ ・骨髓異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の ・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の ・ランゲルハンス細胞組織球症	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C60～C63 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09 D45 D46 D47.1 D47.3 D76.0
糖尿病	○糖尿病	E10～E14
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患および肺循環疾患 ○その他の型の心疾患 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・心（臓）切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害	I05～I09 I20～I25 I26～I28 I30～I52 I97.0 I97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I10～I15
脳血管疾患	○挿間性および発作性障害（G40～G47）中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群（半球性） ・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明 ○脳血管疾患	G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9 I60～I69

女性疾病入院特約(14)条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約の締結および責任開始期
- 第3条 女性疾病入院給付金の支払
- 第4条 女性疾病入院給付金の支払限度
- 第5条 女性疾病入院給付金の請求手続
- 第6条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第7条 特約の保険料の払込免除
- 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の解約
- 第13条 解約返戻金
- 第14条 女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続
- 第15条 女性疾病入院給付金日額の減額

- 第16条 特約の復旧
- 第17条 告知義務および告知義務違反
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 特約の消滅
- 第20条 契約者配当
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 特約の自動更新等
- 第23条 主約款の規定の準用

支払限度変更特則

主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

附則 対象となる女性特定疾病

女性疾病入院特約(14)条項

この特約の趣旨

この特約は、女性を主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする主契約に付加して締結し、被保険者の所定の女性特定疾病による入院の場合に、女性疾病入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。また、この特約の解約返戻金を0に設定し、それを保険料に反映しています。

第1条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	意義
(1) 入院	「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（第3号に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、第3号に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(2) 治療を目的とする入院	「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。したがって、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。
(3) 病院または診療所	「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。 ② ①の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設
(4) 医学上重要な関係	「医学上重要な関係」とは、傷病名の異同にかかわらず、医学上特に関連があるとされる一連の傷病間の関係をいいます。たとえば、胃がんとその転移による肝がん等の関係をいいます。

第2条（特約の締結および責任開始期）

- この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえ

- で、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 3 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 4 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第3条（女性疾病入院給付金の支払）

- 1 女性疾病入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	女性疾病入院給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。復旧の取扱が行われた後の女性疾病入院給付金日額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期とします。以下、同じとします。）以後に発病した附則に定める女性特定疾病（以下、「女性特定疾病」といいます。）の治療を目的とする入院 (2) 病院または診療所における入院 (3) 入院日数が2日以上継続した入院	女性疾病入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人

- 2 会社は、被保険者が前項に定める入院を開始した時に異なる女性特定疾病（附則の表の同一の女性特定疾病の種類に区分された女性特定疾病は同一の女性特定疾病とします。）を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
- (2) それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認める入院
- 4 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および次条第1号の規定を適用します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 5 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- 6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に女性疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) その女性特定疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その女性特定疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 7 会社は、被保険者が女性特定疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に女性特定疾病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその女性特定疾病の治療を終了した日までの入院については、第1項の規定を適用します。ただし、会社がその女性特定疾病のみによっても入院する必要があると認めたときに限ります。
- 8 被保険者が第1項に定める入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、その事由発生後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合の女性疾病入院給付金日額は、この特約の保険期間満了日のそれと同額とします。
- 9 被保険者の入院中に女性疾病入院給付金日額が減額されたときは、女性疾病入院給付金の支払額は各日現在の女性疾病入院給付金日額に応じて計算します。
- 10 保険契約者は、女性疾病入院給付金の受取人を主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

第4条（女性疾病入院給付金の支払限度）

女性疾病入院給付金の支払限度および通算支払限度は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) この特約の1回の入院についての女性疾病入院給付金の支払限度（以下、「女性疾病入院給付金の支払限度」といいます。）は、主契約の災害入院給付金の支払限度と同一の支払日数とします。
- (2) 通算支払限度は、女性疾病入院給付金の支払日数を通算して1,095日とします。

第5条（女性疾病入院給付金の請求手続）

この特約の女性疾病入院給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

第6条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を女性疾病入院給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を女性疾病入院給付金から差し引きます。
- 3 第1項および前項の場合、女性疾病入院給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき女性疾病入院給付金を支払いません。

第7条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社に取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
 - (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (3) この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 第1項から前項までのほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

第9条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 3 第1項および前項のほか、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第10条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第11条（特約の復活）

- 1 主契約の復活の請求に際して別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第 12 条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第 13 条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

第 14 条（女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続）

女性疾病入院給付金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の給付金の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第 15 条（女性疾病入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社を取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の女性疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付金日額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主契約の基本入院給付金日額が減額された場合で、この特約の女性疾病入院給付金日額が会社所定の金額の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 第 1 項および前項のほか、主約款の基本入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第 16 条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧の請求に際して別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第 17 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 18 条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第 19 条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 女性疾病入院給付金の支払が第 4 条（女性疾病入院給付金の支払限度）第 2 号に定める通算支払限度に達したとき
 - (2) 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
 - (3) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき
- 2 前項第 1 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第 20 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 21 条（管轄裁判所）

この特約における女性疾病入院給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第 22 条（特約の自動更新等）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の 2 週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第 1 号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第 3 条（女性疾病入院給付金の支払）、第 4 条（女性疾病入院給付金の支払限度）、第 7 条（特約の保険料の払込免除）、第 14 条（女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続）および第 17 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (4) 第 1 号から前号までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

- 2 この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - (2) 前号の場合、変更後特約において、第3条（女性疾病入院給付金の支払）、第4条（女性疾病入院給付金の支払限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第14条（女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続）および第17条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (3) 第1号および前号に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

支払限度変更特則

- 1 支払限度変更特則が付加された主契約にこの特約を付加する場合には、この特約についても支払限度変更特則が付加されるものとします。
- 2 本特則を付加したこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の女性疾病入院給付金の支払限度は、主契約の支払限度変更日に変更されます。
 - (2) 主契約の支払限度変更日に変更されるこの特約の女性疾病入院給付金の支払限度は、主契約の災害入院給付金の支払限度と同一とします。
 - (3) 被保険者が主契約の支払限度変更日を含んで継続して入院しているときは、その入院の退院日における女性疾病入院給付金の支払限度により取り扱います。
 - (4) 被保険者が主契約の支払限度変更日以後に入院し、その入院が第3条（女性疾病入院給付金の支払）第3項または第4項の規定によりその入院前の入院と1回の入院とみなされるときは、当該支払限度変更日以後の入院の退院日における女性疾病入院給付金の支払限度により取り扱います。
 - (5) 第3号または前号の場合、当該支払限度変更日前の女性疾病入院給付金の支払限度に達したことにより女性疾病入院給付金が支払われていない入院の期間があるときは、その入院の期間も含めた1回の入院（1回の入院とみなす場合を含みます。）について、第3号または前号の退院日における女性疾病入院給付金の支払限度の判定を行い、その入院の期間に対して支払うべき女性疾病入院給付金があればこれを支払います。
 - (6) 第22条（特約の自動更新等）第2項の規定により、この特約の保険期間が延長される場合には、変更後特約の女性疾病入院給付金の支払限度は、変更後特約の保険期間を通じて一定とします。
- 3 本特則を解約することはできません。

主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、第7条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則 対象となる女性特定疾病

この特約の対象となる女性特定疾病の範囲は、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性特定疾病に含めることがあります。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物（D00～D09）中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸（部）の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・陰	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
	・その他および部位不明の上皮内癌	D09
	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	・骨髓異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の	
	・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の	
	・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物（D10～D36）中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・腎尿路の良性新生物	D30
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
	・腎尿路の性状不詳または不明の新生物	D41
	・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の	
	・乳房	D48.6

女性特定疾病の 種類	分類項目	基本分類コード
血液および造血 器の疾患	○栄養性貧血	D50～D53
	○溶血性貧血（D55～D59）中の ・後天性溶血性貧血	D59
	○無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64
	○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D65～D69）中 の ・紫斑病およびその他の出血性病態（D69）中の ・アレルギー性紫斑病	D69.0
	・血小板機能異常症	D69.1
	・その他の血小板非減少性紫斑病	D69.2
	・特発性血小板減少性紫斑病	D69.3
	・その他の原発性血小板減少症	D69.4
	・続発性血小板減少症	D69.5
	・血小板減少症、詳細不明	D69.6
内分泌、栄養お よび代謝疾患	○甲状腺障害（E00～E07）中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	・その他の甲状腺機能低下症（E03）中の ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症	E03.0
	・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮（後天性）	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	・その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	・甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕	E05
	・甲状腺炎	E06
	・その他の甲状腺障害	E07
	○その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の ・クッシング＜Cushing＞症候群	E24
	・卵巣機能障害	E28
	○代謝障害（E70～E90）中の ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89） 中の ・治療後甲状腺機能低下症	E89.0
	・治療後卵巣機能不全（症）	E89.4
循環系の疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80～I89）中の ・その他の部位の静脈瘤（I86）中の ・外陰静脈瘤	I86.3
	○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の ・低血圧（症）	I95
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I97.2
消化系の疾患	○胆のう＜嚢＞、胆管および膵の障害（K80～K87）中の ・胆石症	K80
	・胆のう＜嚢＞炎	K81
	・胆のう＜嚢＞のその他の疾患	K82
	・胆道のその他の疾患	K83
	・他に分類される疾患における胆のう＜嚢＞、胆道および膵の障 害（K87）中の ・他に分類される疾患における胆のう＜嚢＞および胆道の障 害	K87.0
	○消化器系のその他の疾患（K90～K93）中の ・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）中の ・胆のう＜嚢＞摘出＜除＞後症候群	K91.5

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害（M05～M14）中の	
	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	・その他の明示された関節障害（M12）中の	
	・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー＜Jaccoud＞病〕	M12.0
	○全身性結合組織障害（M30～M36）中の	
	・その他のえく壊＞死性血管障害（M31）中の	
	・大動脈弓症候群〔高安病〕	M31.4
	・全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞＜SLE＞	M32
	・皮膚（多発性）筋炎	M33
	・全身性硬化症	M34
	・その他の全身性結合組織疾患（M35）中の	
	・乾燥症候群〔シェーグレン＜Sjögren＞症候群〕	M35.0
	・その他の重複症候群	M35.1
	・リウマチ性多発筋痛症	M35.3
	・その他の明示された全身性結合組織疾患	M35.8
	・全身性結合組織疾患、詳細不明	M35.9
腎尿路生殖器系の疾患	○糸球体疾患	N00～N08
	○腎尿細管間質性疾患	N10～N16
	○腎不全（N17～N19）中の	
	・慢性腎不全	N18
	○尿路結石症（N20～N23）中の	
	・腎結石および尿管結石	N20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N22
	○腎および尿管のその他の障害（N25～N29）中の	
	・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害	N29
	○尿路系のその他の疾患	N30～N39
	○乳房の障害	N60～N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	○女性生殖器の非炎症性障害（N80～N98）中の	
	・子宮内膜症	N80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N82
	・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害	N83
	・女性性器のポリープ	N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸（部）を除く	N85
	・子宮頸（部）のびらんおよび外反（症）	N86
	・子宮頸（部）の異形成	N87
	・子宮頸（部）のその他の非炎症性障害	N88
	・膣のその他の非炎症性障害	N89
	・外陰および会陰のその他の非炎症性障害	N90
	・無月経、過少月経および希発月経	N91
	・過多月経、頻発月経および月経不順	N92
	・子宮および膣のその他の異常出血	N93
	・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N94
	・閉経期およびその他の閉経周辺期障害	N95
	・習慣流産	N96
	・女性不妊症	N97
	○腎尿路生殖器系のその他の障害	N99

女性特定疾病の 種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠	000～008
	○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
	○分娩の合併症	060～075
	○分娩（080～084）中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	081
	・帝王切開による単胎分娩	082
	・その他の介助単胎分娩	083
	・多胎分娩	084
	○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099
	○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
	・産科的破傷風	A34

がん診断一時金特約(14)条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 用語の意義およびがんの診断確定
- 第2条 特約の締結および保険期間の始期
- 第3条 特約の責任開始期
- 第4条 がん診断一時金の支払
- 第5条 上皮内がん診断一時金の支払
- 第6条 診断一時金の支払限度
- 第7条 診断一時金の請求手続
- 第8条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第9条 特約の保険料の払込免除
- 第10条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第11条 特約の保険料の払込
- 第12条 特約の失効
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の解約
- 第15条 解約返戻金
- 第16条 診断一時金の受取人による特約の存続

- 第17条 診断一時金額の減額
- 第18条 特約の復旧
- 第19条 特約の責任開始期前のがんの診断確定による無効
- 第20条 告知義務および告知義務違反
- 第21条 重大事由による解除
- 第22条 特約の消滅
- 第23条 契約者配当
- 第24条 管轄裁判所
- 第25条 特約の自動更新等
- 第26条 主約款の規定の準用

主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物

がん診断一時金特約(14)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が、がんと診断確定された場合は所定の診断一時金（がん診断一時金または上皮内がん診断一時金を指します。以下、同じとします。）を支払い、がん診断一時金の支払から一定期間が経過した後にがん（上皮内がんを除きます。）の治療のために入院した場合はがん診断一時金を支払うことを主要内容とするものです。また、この特約の解約返戻金を0に設定し、それを保険料に反映しています。

第1条（用語の意義およびがんの診断確定）

1 この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	意義
(1) がん	「がん」とは、「附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」に定めるものをいいます。
(2) 上皮内がん	「上皮内がん」とは、「附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」中に定める上皮内新生物のことをいいます。
(3) 入院	「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（第5号に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、第5号に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(4) 治療を目的とする入院	「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。したがって、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。
(5) 病院または診療所	「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。 ② ①の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設
(6) 医学上重要な関係	「医学上重要な関係」とは、傷病名の異同にかかわらず、医学上特に関連があるとされる一連の傷病間の関係をいいます。たとえば、胃がんとその転移による肝がん等の関係をいいます。

- 2 がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的になされたものであることを要します。

第2条（特約の締結および保険期間の始期）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の保険期間の始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の保険期間の始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 3 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の保険期間の始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の保険期間の始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 4 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第3条（特約の責任開始期）

- 1 この特約の締結の際の責任開始期は、前条に定めるこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日目の日の翌日とします。
- 2 この特約の復活または復旧の際の責任開始期は、主契約の復活または復旧の際の責任開始の日と同一の日とします。ただし、前項に定めるこの特約の締結の際の責任開始期の前日までにこの特約の復活または復旧が行われた場合には、この特約の復活または復旧の際の責任開始期は、前項に定めるこの特約の締結の際の責任開始期と同一の日とします。
- 3 会社は、第1項および前項に定めるこの特約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、この特約の保険期間の始期（この特約について復活または復旧が行われた場合には、最後の復活または復旧の際の主契約の責任開始期。以下、同じとします。）から責任を負います。

第4条（がん診断一時金の支払）

- 1 がん診断一時金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	診断一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
がん診断一時金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めてがん（第1条（用語の意義およびがんの診断確定）第1項第2号に定める上皮内がんを除きます。以下、本条において同じとします。）と診断確定されたとき (2) 直前に支払われたがん診断一時金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した後、つぎのいずれにも該当する入院を開始したとき ① がんの治療を目的とする入院 ② 病院または診療所における入院 ③ 入院日数が2日以上継続した入院	診断一時金額	主契約の給付金の受取人

- 2 被保険者ががん以外の入院中にがんの治療を開始したと会社が認めたときは、この治療を開始した日にがんの治療を目的とする入院を開始したものとみなして、前項、次項および第4項の規定を適用します。
- 3 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
(1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
(2) それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認める入院
- 4 被保険者が直前に支払われたがん診断一時金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日にがんの治療により入院中である場合には、その日に入院を開始したものとみなして、第1項から前項までの規定を適用してがん診断一時金を支払います。
- 5 保険契約者は、がん診断一時金の受取人を主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

第5条（上皮内がん診断一時金の支払）

- 1 上皮内がん診断一時金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
上皮内がん診断一時金	被保険者がこの特約の保険期間中かつこの特約の責任開始期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて第1条（用語の意義およびがんの診断確定）第1項第2号に定める上皮内がん診断確定されたとき	診断一時金額の10%	主契約の給付金の受取人

- 2 保険契約者は、上皮内がん診断一時金の受取人を主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

第6条（診断一時金の支払限度）

診断一時金の支払回数の限度は次の各号のとおりとします。

- (1) がん診断一時金の支払回数の限度はありません。
- (2) 上皮内がん診断一時金の支払回数の限度は1回とします。

第7条（診断一時金の請求手続）

この特約の診断一時金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

第8条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による診断一時金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を診断一時金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の診断一時金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を診断一時金から差し引きます。
- 3 第1項および前項の場合、診断一時金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき診断一時金を支払いません。

第9条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条（特約の締結および保険期間の始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の保険期間の始期前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間の始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社に取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
 - (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
 - (3) この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
- 4 第1項から前項までのほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第10条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

第11条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
- 3 第1項および前項のほか、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第12条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第 13 条（特約の復活）

- 1 主契約の復活の請求に際して別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第 14 条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第 15 条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

第 16 条（診断一時金の受取人による特約の存続）

診断一時金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の給付金の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第 17 条（診断一時金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社を取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の診断一時金額を減額することができます。ただし、減額後の診断一時金額は、会社所定のコロ金額以上であることを要します。
- 2 前項のほか、主約款の基本入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第 18 条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧の請求に際して別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしてします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第 19 条（特約の責任開始期前のがんの診断確定による無効）

- 1 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期前までにかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。
- 2 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 告知前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか 1 人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期前までに被保険者ががんと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
- 3 第 1 項および前項の規定は、この特約の復活または復旧の場合に準用します。ただし、すでに払い込まれたこの特約の保険料は、復活または復旧の時から無効とする時までのこの特約の保険料（復活または復旧の際の延滞保険料を含みます。）とします。この場合、第 13 条（特約の復活）第 2 項または第 18 条（特約の復旧）第 2 項の規定にかかわらず、この特約は復活または復旧が行われなかったものとして取り扱います。
- 4 本条の規定を適用する場合には、第 20 条（告知義務および告知義務違反）および第 21 条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第 20 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 21 条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第 22 条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
- (2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき

第 23 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 24 条（管轄裁判所）

この特約における診断一時金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第 25 条（特約の自動更新等）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第4条（がん診断一時金の支払）から第6条（診断一時金の支払限度）まで、第9条（特約の保険料の払込免除）、第16条（診断一時金の受取人による特約の存続）、第19条（特約の責任開始期前のがんの診断確定による無効）および第20条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (4) 第1号から前号までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 2 この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - (2) 前号の場合、変更後特約において、第4条（がん診断一時金の支払）から第6条（診断一時金の支払限度）まで、第9条（特約の保険料の払込免除）、第16条（診断一時金の受取人による特約の存続）、第19条（特約の責任開始期前のがんの診断確定による無効）および第20条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (3) 第1号および前号に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

第 26 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、第9条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髓異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の	
・リンパ細胞組織および細胞組織球系の疾患（D76）中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記 1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第 5 桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第 5 桁性状コード番号
／ 3 . . . 悪性、原発部位
／ 6 . . . 悪性、転移部位
悪性、続発部位
／ 9 . . . 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（備考）

1. 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合（U I C C）により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類」（診断確定された時点における最新版とします。）で病期分類が 0 期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

B. 対象となる上皮内新生物

1. 対象となる上皮内新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに上皮内新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる上皮内新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
○上皮内新生物	D00～D09

2. 上記 1. において上皮内新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際

疾病分類「腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが上皮内癌に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる上皮内新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号	
／2・・・上皮内癌	上皮内 非浸潤性 非侵襲性

先進医療特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 先進医療給付金の支払
- 第3条 先進医療給付金の削減支払
- 第4条 先進医療給付金の支払限度
- 第5条 先進医療給付金の請求手続
- 第6条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第7条 特約の保険料の払込免除
- 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の解約
- 第14条 解約返戻金
- 第15条 先進医療給付金の受取人による特約の存続
- 第16条 特約の復旧
- 第17条 告知義務および告知義務違反
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 特約の消滅
- 第20条 特約の自動更新
- 第21条 契約者配当
- 第22条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第23条 管轄裁判所

第24条 主約款の規定の準用

保険料一時払に関する特則

主契約が払済保険に変更された場合の特則

主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則

主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則

主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則

主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則

医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

附則1 療養等の定義

附則2 異常分娩

附則3 薬物依存

附則4 請求書類

先進医療特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が厚生労働大臣の承認した先進医療による療養を受けた場合に、先進医療給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、新医療保険特約条項の規定により、災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金がすべて指定された新医療保険特約（以下、「主特約」といいます。）とあわせて主契約に付加することを要します。
- 2 この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 5 第3項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（先進医療給付金の支払）

- 1 先進医療給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	先進医療給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	先進医療給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に下記の各号のいずれにも該当する附則1の1.に定める療養（以下、「療養」といいます。）を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後は最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病（附則2に定める異常分娩を含みます。以下、同じとします。）を直接の原因とする療養 (2) 附則1の2.に定める先進医療による療養	被保険者が受療した附則1の4.に定める先進医療の技術にかかわる費用の額のうち被保険者が負担すべき金額	被保険者	下記のいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 附則3に定める被保険者の薬物依存

- 2 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因として療養を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けたときは、その療養はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。）を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に先進医療給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 4 保険契約者は、先進医療給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、先進医療給付金の受取人は、保険契約者となります。

第3条（先進医療給付金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかにより先進医療給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、その影響の程度に応じ、先進医療給付金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第4条（先進医療給付金の支払限度）

先進医療給付金の通算支払限度は、支払われた先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円とします。

第5条（先進医療給付金の請求手続）

- 1 先進医療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または先進医療給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 先進医療給付金の受取人は、先進医療給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに附則4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、先進医療給付金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、先進医療給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者としてします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、先進医療給付金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) 主契約の死亡保険金または家族年金の受取人（法定相続人である死亡保険金または家族年金の受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
- (2) 前号に該当する者がいない場合
- 主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、特約の特約死亡保険金受

取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）

- (3) 前2号に該当する者がいない場合

主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）

- (4) 前3号に該当する者がいない場合

戸籍上の配偶者

- (5) 前4号に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

- 4 前項の規定により会社が先進医療給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複して先進医療給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- 5 故意に先進医療給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。

- 6 先進医療給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- 7 先進医療給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から先進医療給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、先進医療給付金を支払うべき期限は、先進医療給付金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

先進医療給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 先進医療給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	先進医療給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 先進医療給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	先進医療給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第3号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、先進医療給付金の受取人もしくは第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは先進医療給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から先進医療給付金の請求時までにおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、先進医療給付金を支払うべき期限は、先進医療給付金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数のに該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、先進医療給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 9 前2項の場合、会社は、先進医療給付金を請求した者に通知します。

- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて先進医療給付金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、先進医療給付金を支払います。

- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、先進医療給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は先進医療給付金を支払いません。

第6条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による先進医療給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を先進医療給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の先進医療給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を先進医療給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、先進医療給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき先進医療給付金を支払いません。

第7条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第3項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社に取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
 - (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。
 - (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。

第9条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとしします。
- 2 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、第7条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 3 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 4 第2項の場合、第7条（特約の保険料の払込免除）第3項の規定を準用します。
- 5 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。

第10条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第12条（特約の復活）

- 1 主契約および主特約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約および主特約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第 14 条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

第 15 条（先進医療給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす先進医療給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第 16 条（特約の復旧）

- 1 主契約および主特約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約および主特約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第 17 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 18 条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人がこの特約の先進医療給付金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に先進医療給付金を詐取させる目的で、事故招致（末遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の先進医療給付金の請求に関し、先進医療給付金の受取人に詐欺行為（末遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または先進医療給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、先進医療給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた先進医療給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による先進医療給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに先進医療給付金を支払っていたときは、先進医療給付金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または先進医療給付金の受取人に通知します。

第 19 条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 先進医療給付金の支払が第 4 条（先進医療給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達したとき
 - (2) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
 - (3) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき
 - (4) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
 - (5) 主特約が前 3 号以外の事由で消滅したとき
- 2 前項第 1 号または第 4 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 3 第 1 項第 3 号の規定によりこの特約が消滅した場合に、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。

第20条（特約の自動更新）

- 1 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日（以下、「この特約の更新日」といいます。）に自動的に更新され継続するものとします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、この特約の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の更新日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (3) 更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間（主契約が保険料一時払の場合は、主契約の保険期間。以下、本条において同じとします。）の満了日をこえるとき
 - (4) 更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日をこえるとき
 - (5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され保険金削減支払法が適用されており、かつ、この特約の保険期間満了日の翌日が保険金削減期間中であるとき
 - (6) この特約の保険期間が歳満期で定められているとき
- 2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、更新前のこの特約の保険期間と同一とすると前項第2号から第4号に該当する場合には、会社の定める範囲（この特約の更新日において会社を取り扱っている範囲とします。以下、本条において同じとします。）内で、この特約の保険期間を短縮して更新します。
- 3 更新後のこの特約の保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険料払込期間と同一とします。ただし、更新前のこの特約の保険料払込期間と同一とすると会社の定める範囲外となる場合には、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更して更新します。
- 4 前2項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出るにより、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、この特約の更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。
- 6 更新後のこの特約には、この特約の更新日における特約条項を適用します。
- 7 更新後のこの特約の保険料払込方法<回数>は、更新前のこの特約の保険料払込方法<回数>と同一とします。ただし、主契約の保険料払込方法<回数>が年払、半年払または月払で、かつ、この特約の保険料が一時払の場合（主契約の保険料の払込が免除されている場合を除きます。）には、保険契約者がこの特約の更新日の2週間前までに特に申し出をしない限り、この特約は、主契約の保険料払込方法<回数>と同じ保険料払込方法<回数>に変更して更新されるものとします。
- 8 更新後のこの特約の第1回保険料については、つぎのとおり取り扱います。この場合、第6条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）および第10条（特約の保険料の自動振替貸付）ならびに主約款の保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効に関する規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の第1回保険料はこの特約の更新日の属する月の末日までに、主契約の保険料とともに払い込んでください。ただし、この特約の更新日が主契約の保険料の前納された期間中にあるときは、この期間中に払い込むべきこの特約の保険料は前納することを要します。この場合には、次号の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が一時払の場合、主契約の保険料とは別に払い込むことができます。また、この特約の更新日が主契約の保険料の前納された期間中にあるときまたは主契約の保険料の払込が免除されているときは、主契約の保険料とは別に払い込んでください。別に払い込む場合には、主契約の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 9 猶予期間中に前項の保険料の払込がないときは、この特約は更新されなかったものとし、更新前のこの特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 10 更新後のこの特約において、第2条（先進医療給付金の支払）、第4条（先進医療給付金の支払限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第15条（先進医療給付金の受取人による特約の存続）および第17条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 11 この特約の更新日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合には、主約款の契約年齢または性別の誤りの処理に関する規定を準用します。
- 12 第1項の規定にかかわらず、この特約の更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、この特約の更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- 13 本条の規定によりこの特約が更新された場合または他の特約等に変更された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的医療保険制度の変更内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前まで

に保険契約者に通知します。

- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項のこの特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第23条（管轄裁判所）

この特約における先進医療給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

保険料一時払に関する特則

この特約の保険料が一時払のときは、第6条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第9条（特約の保険料の払込）および第10条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

主契約が払済保険に変更された場合の特則

- 1 主契約が主契約の責任開始期の属する日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて10年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたときは、第19条（特約の消滅）第1項第4号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、この特約の保険料が一時払の場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第7条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅することなく継続するものとします。

主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第8条（年金の種類）第1項の規定により定められた年金の種類が1種類であることを要します。
 - (1) この特約の保険料（第3号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、本項において同じとします。）については、第7条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 第1号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
 - ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
……年金の保証期間満了日または本項の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - ② 年金の種類が確定年金のとき
……年金支払期間満了日または本項の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。
 - ② 支払うべき責任準備金差額があるときは、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めず、かつ、保険契約者に支払わないものとします。
 - (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があった場合には、この特約は消滅するものとします。

- (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅することなく継続するものとします。

主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第9条（特約の保険料の払込）第3項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第7条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第9条（特約の保険料の払込）第3項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第7条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

この特約が医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項の規定は適用しません。
- (2) 第2条（先進医療給付金の支払）第1項の受取人に関する規定中、「被保険者」を「主契約の給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（先進医療給付金の支払）第4項をつぎのとおり読み替えます。
- 「4 保険契約者は、先進医療給付金の受取人を主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。」
- (4) 第12条（特約の復活）および第16条（特約の復旧）中、「主契約および主特約」を「主契約」と読み替えます。
- (5) 第19条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第19条（特約の消滅）」

1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 先進医療給付金の支払が第4条（先進医療給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達したとき
- (2) 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
- (3) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき

2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」

- (6) 第20条（特約の自動更新）第1項第4号の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 療養等の定義

1. 療養
「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
2. 先進医療
「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）第 1 条第 1 号に定められる先進医療をいいます。ただし、療養を受けた日現在 3. の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。
3. 公的医療保険制度
「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
(1) 健康保険法
(2) 国民健康保険法
(3) 国家公務員共済組合法
(4) 地方公務員等共済組合法
(5) 私立学校教職員共済法
(6) 船員保険法
(7) 高齢者の医療の確保に関する法律
4. 先進医療の技術にかかわる費用の額
「先進医療の技術にかかわる費用の額」とは、2. に定める先進医療にかかわる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかわる療養につき 3. に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額をこえるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

附則2 異常分娩

「異常分娩」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

附則3 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

附則4 請求書類

〔Ⅰ〕 給付金等の請求の場合

項目	手続書類
先進医療給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による先進医療給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の治療証明書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 先進医療給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

項目	手続書類
先進医療給付金の受取人による特約の存続	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

（備考）

1. 前表と同じとします。

就労不能障害特約（無解約返戻金型）条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結、責任開始期、保険期間および保険料払込期間
- 第2条 保険証券
- 第3条 就労不能障害保険金の支払
- 第4条 就労不能障害保険金を支払わない場合
- 第5条 特約の保険料の払込免除
- 第6条 特約の保険料の払込を免除しない場合
- 第7条 戦争その他の変乱による就労不能障害保険金の削減支払等
- 第8条 就労不能障害保険金および保険料払込免除の請求手続
- 第9条 就労不能障害保険金の支払の時期および場所等
- 第10条 特約の保険料の払込
- 第11条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第12条 特約の失効
- 第13条 特約の復活
- 第14条 告知義務および告知義務違反
- 第15条 重大事由による解除

- 第16条 特約の解約
- 第17条 解約返戻金
- 第18条 債権者等により特約が解約される場合の取扱
- 第19条 就労不能障害保険金額の減額
- 第20条 特約の復旧
- 第21条 特約の自動更新等
- 第22条 特約の消滅
- 第23条 契約者配当
- 第24条 管轄裁判所
- 第25条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第26条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 附則1 対象となる就労不能障害状態
- 附則2 対象となる障害状態
- 附則3 薬物依存
- 附則4 請求書類
- 附則5 身体部位の名称図（就労不能障害特約（無解約返戻金型）用）

就労不能障害特約（無解約返戻金型）条項

この特約の趣旨

- ・この特約の保険期間中に被保険者が所定の就労不能障害状態に該当した場合に、就労不能障害保険金を支払う特約です。
- ・この特約の保険期間中の解約返戻金を〇に設定し、それを保険料に反映させた特約です。

第1条（特約の締結、責任開始期、保険期間および保険料払込期間）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 2 第1項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社が会社の定める方法により計算した金額を受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する主契約の契約応当日（*1）とします。
- 3 第2項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、第2項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日を基準に定めます。（補1）
- 4 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める期間の範囲内でこの特約の保険期間および保険料払込期間を選択するものとします。

第1条の補則

補1 この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合、この特約の契約年齢および保険期間は、その日を基準に定めます。

第1条の用語の意義

*1 主契約の契約応当日

主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日とします。なお、契約応当日とは、毎月、半年ごとまたは毎年の主約款に定める契約日に対応する日を行い、契約応当日のない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

第2条（保険証券）

主約款に定めるほか、つぎの第(1)号から第(5)号までの場合には、新たな保険証券を交付します。

- (1) 主契約の締結後におけるこの特約の主契約への付加
- (2) 特約の保険料の払込免除
- (3) 就労不能障害保険金額の減額
- (4) この特約の解約
- (5) 第22条（特約の消滅）の規定によるこの特約の消滅^{（補1）}

第2条の補則

補1 主契約が消滅する場合を除きます。

第3条（就労不能障害保険金の支払）

1 就労不能障害保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	就労不能障害保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
就労不能障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの第(1)号または第(2)号のいずれかに該当したとき ^{（補1）（補2）（補3）} (1) この特約の責任開始期 ^{（*1）} 以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として就労不能障害状態 ^{（*2）} のうち「1. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態A」に該当したとき (2) この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として就労不能障害状態のうち「2. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態B」に該当したとき	就労不能障害保険金額	主契約の給付金の受取人

2 保険契約者は、就労不能障害保険金の受取人を主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

第3条の補則

補1 つぎの[1]または[2]のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に就労不能障害保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

[1] その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことによりその疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

[2] その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

補2 この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって就労不能障害状態に該当した場合にも、就労不能障害保険金の支払事由に該当します。この場合、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病は、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病であることを要します。

補3 つぎの[1]または[2]のいずれかの場合には、この特約の保険期間満了日かつ満了前に就労不能障害状態に該当したものとみなします。

[1] 被保険者がこの特約の保険期間満了後に国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定された場合で、かつ、この特約の保険期間満了日においてその認定を請求していたとき

[2] 被保険者がこの特約の保険期間満了日からその日を含めて180日の間に、障害状態（附則2）に該当したとき。ただし、障害状態（附則2）のうち「1. 所定の疾患等による障害」の(1)または「7. 上・下肢の障害」の(1)に該当した場合を除きます。

第3条の用語の意義

*1 責任開始期

復活の取扱いが行われた場合の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。復旧の取扱いが行われた場合の就労不能障害保険金額の増額部分の責任開始期は、最後の復旧の際の責任開始期とします。本条において同じとします。

*2 就労不能障害状態

附則 1 に定める就労不能障害状態をいいます。本条において同じとします。

第4条（就労不能障害保険金を支払わない場合）

就労不能障害保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	免責事由
就労不能障害保険金	(1) つぎの①から⑧までのいずれかにより、被保険者が就労不能障害保険金の支払事由の第(1)号に該当したとき
	① 保険契約者の故意または重大な過失
	② 被保険者の故意または重大な過失
	③ 被保険者の犯罪行為
	④ 被保険者の精神障害を原因とする事故
	⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	⑧ 被保険者の薬物依存 ^(※1)
	(2) つぎの①から④までのいずれかにより、被保険者が就労不能障害保険金の支払事由の第(2)号に該当したとき
	① 保険契約者の故意または重大な過失
	② 被保険者の故意または重大な過失
	③ 被保険者の犯罪行為
	④ 被保険者の薬物依存

第4条の用語の意義

※ 1 薬物依存

附則 3 に定める薬物依存をいいます。本条において同じとします。

第5条（特約の保険料の払込免除）

1 この特約の保険料の払込の免除は、つぎのとおりとします。^(補1)

この特約の保険料の払込を免除する場合（「保険料の払込の免除事由」といいます。）	払込を免除する保険料
つぎの第(1)号または第(2)号のいずれかに該当したとき (1) 被保険者がこの特約の責任開始期 ^(※1) 以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険料払込期間中に高度障害状態（別表 1）に該当したとき ^{(補2)(補3)} (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表 3）に該当したとき ^{(補4)(補5)}	保険料の払込の免除事由に該当した日の直後に到来する払込期月（払込期月の初日から契約応当日 ^(※2) の前日まで）に保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後の保険料

2 第 1 項の規定によりこの特約の保険料の払込が免除された場合には、この特約の保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

3 保険料の払込が免除されたこの特約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、つぎの第(1)号および第(2)号の取扱を行いません。

- (1) 就労不能障害保険金額の減額
- (2) 特約の復旧

第5条の補則

補 1 保険料の払込免除事由がこの特約の就労不能障害保険金の支払事由に該当する場合には、この特約の保険料の払込は免除せず、第 3 条（就労不能障害保険金の支払）の規定を適用します。

補 2 この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表 1）に該当した場合にも、保険料の払込の免除事由に該当します。この場合、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病は、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病であることを要します。

補 3 つぎの[1]または[2]のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に第 1 項第(1)号に定める保険料の払込の免除事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第 1 項第(1)号に定める保険料の払込の免除に関する規定を適用します。

[1] その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことによりその疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

[2] その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再

検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

補4 この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態(別表3)に該当した場合にも、保険料の払込の免除事由に該当します。この場合、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病は、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病であることを要します。

補5 つぎの[1]または[2]のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に第1項第(2)号に定める保険料の払込の免除事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項第(2)号に定める保険料の払込の免除に関する規定を適用します。

[1] その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことによりその疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

[2] その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条の用語の意義

*1 責任開始期

復活の取扱が行われた場合の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。復旧の取扱が行われた場合の就労不能障害保険金額の増額部分の責任開始期は、最後の復旧の際の責任開始期とします。本条において同じとします。

*2 契約応当日

毎月、半年ごとまたは毎年の主約款に定める契約日に対応する日を行い、契約応当日のない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。本条において同じとします。

第6条(特約の保険料の払込を免除しない場合)

第5条(特約の保険料の払込免除)の規定にかかわらず、つぎの第(1)号または第(2)号により第5条(特約の保険料の払込免除)第1項に定めるこの特約の保険料の払込の免除事由に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

(1) 保険契約者または被保険者の故意により、保険料の払込の免除事由の第(1)号に該当したとき

(2) つぎの①から⑧までのいずれかにより、保険料の払込の免除事由の第(2)号に該当したとき

- ① 保険契約者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の犯罪行為
- ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑧ 被保険者の薬物依存^(※1)

第6条の用語の意義

*1 薬物依存

附則3に定める薬物依存をいいます。

第7条(戦争その他の変乱による就労不能障害保険金の削減支払等)

1 第3条(就労不能障害保険金の支払)の規定にかかわらず、会社は、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれかにより就労不能障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、その影響の程度に応じ、就労不能障害保険金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

2 第5条(特約の保険料の払込免除)の規定にかかわらず、会社は、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれかに該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、この特約の保険料の払込を免除しないことがあります。

(1) 被保険者が戦争その他の変乱により、第5条(特約の保険料の払込免除)第1項の保険料の払込の免除事由の第(1)号に該当したとき

(2) 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により、第5条(特約の保険料の払込免除)第1項の保険料の払込の免除事由の第(2)号に該当したとき

第8条（就労不能障害保険金および保険料払込免除の請求手続）

- 1 この特約の就労不能障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合には、つぎの第(1)号または第(2)号の請求手続を行ってください。

事由	請求手続
(1) 就労不能障害保険金の支払事由が生じたとき	① 保険契約者または就労不能障害保険金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。 ② 就労不能障害保険金の受取人は、請求書類（附則4）を会社へ提出して就労不能障害保険金を請求してください。
(2) 保険料の払込の免除事由が生じたとき	① 保険契約者または被保険者は、すみやかに会社へ通知してください。 ② 保険契約者は、請求書類（附則4）を会社へ提出してこの特約の保険料の払込の免除を請求してください。

- 2 被保険者が死亡した場合、就労不能障害保険金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの第(1)号から第(4)号までに定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。^{（補1）}
- (1) 主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されている場合
特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数のときはその協議により定めた者）
- (2) 第(1)号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
- (3) 第(1)号および第(2)号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
- (4) 第(1)号から第(3)号までに該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 3 第2項の規定により会社が就労不能障害保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその就労不能障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 故意に被保険者を死亡させた者は、第2項に定める代表者としての取扱を受けることができません。

第8条の補則

補1 就労不能障害保険金の受取人が法人である場合には、第2項の規定は適用しません。

第9条（就労不能障害保険金の支払の時期および場所等）

この特約の就労不能障害保険金の支払の時期および場所等については、主約款の給付金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第10条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第11条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日^{（*1）}以後末日までに就労不能障害保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を就労不能障害保険金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に就労不能障害保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を就労不能障害保険金から差し引きます。
- 3 第1項および第2項の場合、就労不能障害保険金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、その猶予期間の満了日まで未払込保険料を払い込んでください。
- (2) 第(1)号の未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき就労不能障害保険金を支払いません。

第11条の用語の意義

- *1 契約応当日
毎月、半年ごとまたは毎年の主約款に定める契約日に対応する日を行い、契約応当日のない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

第12条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第13条（特約の復活）

- 1 主契約の復活の請求に際して別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったもの

とします。

- 2 第1項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第16条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第17条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

第18条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

債権者等により特約が解約される場合の取扱については、主約款の給付金の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第19条（就労不能障害保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲^{（*1）}内で、将来に向かってこの特約の就労不能障害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の就労不能障害保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 就労不能障害保険金額の減額部分は、解約したものとして取り扱います。
- 3 保険契約者が就労不能障害保険金額の減額を請求する場合には、請求書類（附則4）を会社に提出してください。

第19条の用語の意義

*1 会社の定める金額の範囲

保険契約者が就労不能障害保険金額の減額を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。

第20条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧の請求に際して別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとして扱います。
- 2 第1項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第21条（特約の自動更新等）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。^{（補1）}
 - （1）保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、更新日^{（*1）}に主契約と同時に自動的に更新され継続するものとして扱います。^{（補2）}
 - （2）第(1)号の場合、更新後の特約においてつぎの①から④までの規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。^{（補3）}
 - ① 第3条（就労不能障害保険金の支払）
 - ② 第5条（特約の保険料の払込免除）
 - ③ 第14条（告知義務および告知義務違反）
 - ④ 第18条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）
 - （3）第(1)号および第(2)号に定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 2 この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - （1）保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。^{（補4）}
 - （2）第(1)号の場合、変更後特約においてつぎの①から④までの規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - ① 第3条（就労不能障害保険金の支払）
 - ② 第5条（特約の保険料の払込免除）
 - ③ 第14条（告知義務および告知義務違反）

- ④ 第18条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）
- (3) 第(1)号および第(2)号に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

第21条の補則

- 補1 この特約が付加されている主契約が他の保険契約に変更され継続する場合においても、第1項の規定を適用します。
- 補2 更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- 補3 他の特約等において第1項第(2)号①から④までの規定を適用する場合においても、変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 補4 変更前特約の保険料の払込が免除されている場合には、会社は、第2項の変更を取り扱いません。

第21条の用語の意義

- *1 更新日
主約款に定める更新日をいいます。本条において同じとします。

第22条（特約の消滅）

- つぎの第(1)号から第(4)号までのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。
- (1) 第3条（就労不能障害保険金の支払）の規定により就労不能障害保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
- (3) 主契約が第(2)号以外の事由により消滅したとき
- (4) 主契約が払済保険に変更されたとき

第23条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第24条（管轄裁判所）

この特約における就労不能障害保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第25条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、国民年金法^(*)の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を国民年金法の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、第1項の変更を行う場合には、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 第3項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれかの方法を指定してください。
- (1) 第2項のこの特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 第4項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、第4項第(1)号の方法が指定されたものとみなします。

第25条の用語の意義

- *1 国民年金法
国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）その他関連する法令等を含みます。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 対象となる就労不能障害状態

1. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態A	つぎの(1)または(2)のいずれかに該当したもの (1) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件（国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。）のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当したと認定されたもの (2) 障害状態（附則2）のうち、「1. 所定の疾患等による障害」、「2. 眼の障害」、「3. 耳の障害」、「4. 平衡機能の障害」、「5. そしゃく機能の障害」、「6. 言語機能の障害」、「7. 上・下肢の障害」または「8. 体幹の障害」のいずれかに該当したもの
2. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態B	つぎの(1)または(2)のいずれかに該当したもの (1) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第10号または2級の第16号に該当したと認定されたもの (2) 障害状態（附則2）のうち、「9. 精神の障害」に該当したもの

附則2 対象となる障害状態

対象となる障害状態とは、国民年金法施行令第4条の6別表（ただし、障害等級1級の第11号および2級の第17号（身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの）を除きます。）と同程度の状態として、下表に定める状態をいいます。

1. 所定の疾患等による障害	(1) つぎのいずれかの状態に該当したもの ・心臓移植を受けたもの ・人工心臓を装着したもの ・CRT（心臓再同期医療機器）またはCRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの ・永続的な人工透析療法を受けたもの ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの (2) つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、悪性新生物、高血圧
2. 眼の障害	両眼の視力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの
3. 耳の障害	両耳の聴力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの
4. 平衡機能の障害	平衡機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの
5. そしゃく機能の障害	そしゃく・嚥下の機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの
6. 言語機能の障害	音声または言語機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの
7. 上・下肢の障害	(1) つぎのいずれかの状態に該当したもの ・両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの ・1上肢のすべての指を欠くもの ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を足関節以上で欠くもの (2) つぎのいずれかの状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの ・1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの ・四肢の機能に障害を有するもの
8. 体幹の障害	体幹の機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの

9. 精神の障害	精神の障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの
----------	--

（備考）

1. 所定の疾患等による障害

- (1) 「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法のいいます。
- (2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。
- (3) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (4) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (5) 「疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。なお、以下で使用する「一般状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

〔一般状態区分〕	
ア.	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ.	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業（例えば、軽い家事、事務など）はできるもの
ウ.	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の 50%以上は起居しているもの
エ.	身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の 50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ.	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

(a) 呼吸器疾患

肺結核	① 胸部 X 線所見が日本結核病学会病型分類（以下「学会分類」という。）のⅠ型（広汎空洞型）、Ⅱ型（非広汎空洞型）またはⅢ型（不安定非空洞型）で病巣の拡がり方が3（大）であるもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ② 直前の6か月以内に排菌があり、胸部 X 線所見が学会分類のⅢ型で病巣の拡がり方が1（小）または2（中）であるもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの																		
じん肺	胸部 X 線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1側の肺野の 1/3 以上のもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの																		
呼吸不全	つぎのいずれかに該当するもの ① つぎのA表の(i)および(ii)ならびにB表の判定基準をすべて満たすもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの A表 動脈血ガス分析値 <table><tr><td></td><td>検査項目</td><td>単位</td><td>判定基準</td></tr><tr><td>(i)</td><td>動脈血 O₂分圧</td><td>Torr</td><td>60 以下</td></tr><tr><td>(ii)</td><td>動脈血 CO₂分圧</td><td>Torr</td><td>51 以上</td></tr></table> B表 予測肺活量 1 秒率 <table><tr><td>検査項目</td><td>単位</td><td>判定基準</td></tr><tr><td>予測肺活量 1 秒率</td><td>%</td><td>30 以下</td></tr></table> ② 常時（24 時間）の在宅酸素療法を施行中のもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの		検査項目	単位	判定基準	(i)	動脈血 O ₂ 分圧	Torr	60 以下	(ii)	動脈血 CO ₂ 分圧	Torr	51 以上	検査項目	単位	判定基準	予測肺活量 1 秒率	%	30 以下
	検査項目	単位	判定基準																
(i)	動脈血 O ₂ 分圧	Torr	60 以下																
(ii)	動脈血 CO ₂ 分圧	Torr	51 以上																
検査項目	単位	判定基準																	
予測肺活量 1 秒率	%	30 以下																	
慢性気管支喘息	呼吸困難を常に認める。常時とは限らないが、酸素療法を必要とし、一般状態区分のウ、エまたはオに該当する場合であって、プレドニゾロンに換算して1日 10mg 相当以上の連用、または 5mg 相当以上の連用と吸入ステロイド高用量の連用を必要とするもの																		

(b) 心疾患

弁疾患	① 人工弁を装着術後、なお病状をあらわす臨床所見が 5 つ以上、かつ、異常検査所見が 1 つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ② 異常検査所見の A、B、C、D、E、G のうち 2 つ以上の所見、かつ、病状をあらわす臨床所見が 5 つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの
心筋疾患	① 異常検査所見の F に加えて、病状をあらわす臨床所見が 5 つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ② 異常検査所見の A、B、C、D、E、G のうち 2 つ以上の所見および心不全の病状をあらわす臨床所見が 5 つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

虚血性心疾患（心筋梗塞、狭心症）	異常検査所見が2つ以上、かつ、軽労作で心不全あるいは狭心症などの症状をあらわし、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの														
難治性不整脈	① 異常検査所見のEがあり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ② 異常検査所見のA、B、C、D、F、Gのうち2つ以上の所見および病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの														
〔臨床所見〕 ① 動悸 ② 呼吸困難 ③ 息切れ ④ 胸痛 ⑤ 咳 ⑥ 痰 ⑦ 失神 ⑧ チアノーゼ ⑨ 浮腫 ⑩ 頸静脈怒張 ⑪ ばち状指 ⑫ 尿量減少 ⑬ 器質的雑音															
〔異常検査所見〕 <table border="1"> <tr> <td>A</td><td>安静時の心電図において、0.2mV以上のSTの低下もしくは0.5mV以上の深い陰性T波（aVR誘導を除く。）の所見のあるもの</td></tr> <tr> <td>B</td><td>負荷心電図（6Mets未満相当）等で明らかな心筋虚血所見があるもの</td></tr> <tr> <td>C</td><td>胸部X線上で心胸郭係数60%以上または明らかな肺静脈性うっ血所見や間質性肺水腫のあるもの</td></tr> <tr> <td>D</td><td>心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張能の制限、先天性異常のあるもの</td></tr> <tr> <td>E</td><td>心電図で、重症な頻脈性または徐脈性不整脈所見のあるもの</td></tr> <tr> <td>F</td><td>左室駆出率（EF）40%以下のもの</td></tr> <tr> <td>G</td><td>BNP（脳性ナトリウム利尿ペプチド）が200pg/mL相当を超えるもの</td></tr> </table>		A	安静時の心電図において、0.2mV以上のSTの低下もしくは0.5mV以上の深い陰性T波（aVR誘導を除く。）の所見のあるもの	B	負荷心電図（6Mets未満相当）等で明らかな心筋虚血所見があるもの	C	胸部X線上で心胸郭係数60%以上または明らかな肺静脈性うっ血所見や間質性肺水腫のあるもの	D	心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張能の制限、先天性異常のあるもの	E	心電図で、重症な頻脈性または徐脈性不整脈所見のあるもの	F	左室駆出率（EF）40%以下のもの	G	BNP（脳性ナトリウム利尿ペプチド）が200pg/mL相当を超えるもの
A	安静時の心電図において、0.2mV以上のSTの低下もしくは0.5mV以上の深い陰性T波（aVR誘導を除く。）の所見のあるもの														
B	負荷心電図（6Mets未満相当）等で明らかな心筋虚血所見があるもの														
C	胸部X線上で心胸郭係数60%以上または明らかな肺静脈性うっ血所見や間質性肺水腫のあるもの														
D	心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張能の制限、先天性異常のあるもの														
E	心電図で、重症な頻脈性または徐脈性不整脈所見のあるもの														
F	左室駆出率（EF）40%以下のもの														
G	BNP（脳性ナトリウム利尿ペプチド）が200pg/mL相当を超えるもの														

(c) 腎疾患

つぎの表①または②のいずれかの判定基準を満たすもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの			
	検査項目	単位	判定基準
①	内因性クレアチンクリアランス値	mL/分	20未満
②	血清クレアチニン濃度	mg/dL	5以上

（注）eGFR（推算糸球体濾過量）が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR（単位はmL/分/1.73m²）が10未満のときでも上記の判定基準を満たすものとする。

(d) 肝疾患

つぎの表①から⑥までの判定基準を3つ以上満たすもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの		
	検査項目/臨床所見	判定基準
①	血清総ビリルビン（mg/dL）	2以上
②	血清アルブミン（g/dL）（BCG法）	3.5以下
③	血小板数（万/μL）	10未満
④	プロトロンビン時間（PT）（%）	70以下
⑤	腹水	腹水あり
⑥	脳症（表1）	I度以上

表1 昏睡度分類

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠－覚醒リズムに逆転。 多幸気分ときに抑うつ状態。 だらしなく、氣にとめない態度。	あとで振り返ってみて判定できる。
II	指南力（時、場所）障害、 物を取り違える（confusion） 異常行動 （例：お金をまく、化粧品をゴミ箱に捨てるなど） ときに傾眠状態（普通のよびかけで開眼し会話ができる） 無礼な言動があったりするが、他人の指示には従う態度を見せる。	興奮状態がない。 尿便失禁がない。 羽ばたき振戦あり。

昏睡度	精神症状	参考事項
Ⅲ	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる。 嗜眠状態（ほとんど眠っている）。 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示には従わない、または従えない（簡単な命令には応じえる）。	羽ばたき振戦あり。 （患者の協力がえられる場合） 指南力は高度に障害。
Ⅳ	昏眠（完全な意識の消失）。 痛み刺激に反応する。	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる。
Ⅴ	深昏睡 痛み刺激にもまったく反応しない。	

(e) 血液・造血器疾患

赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血・溶血性貧血等）	つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、つぎのB表のうち、いずれか1つ以上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの A表 <table><tr><th>臨床所見</th></tr><tr><td>① 中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの</td></tr><tr><td>② 輸血を時々必要とするもの</td></tr></table> B表 <table><tr><th>検査所見</th></tr><tr><td>① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの （i）ヘモグロビン濃度が9.0g/dL未滿のもの （ii）網赤血球数が6万/μL未滿のもの</td></tr><tr><td>② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの （i）白血球数が2,000/μL未滿のもの （ii）好中球数が1,000/μL未滿のもの</td></tr><tr><td>③ 末梢血液中の血小板数が5万/μL未滿のもの</td></tr></table>	臨床所見	① 中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの	② 輸血を時々必要とするもの	検査所見	① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの （i）ヘモグロビン濃度が9.0g/dL未滿のもの （ii）網赤血球数が6万/μL未滿のもの	② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの （i）白血球数が2,000/μL未滿のもの （ii）好中球数が1,000/μL未滿のもの	③ 末梢血液中の血小板数が5万/μL未滿のもの		
臨床所見										
① 中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの										
② 輸血を時々必要とするもの										
検査所見										
① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの （i）ヘモグロビン濃度が9.0g/dL未滿のもの （ii）網赤血球数が6万/μL未滿のもの										
② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの （i）白血球数が2,000/μL未滿のもの （ii）好中球数が1,000/μL未滿のもの										
③ 末梢血液中の血小板数が5万/μL未滿のもの										
血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病・凝固因子欠乏症等）	つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表のいずれか1つ以上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの A表 <table><tr><th>臨床所見</th></tr><tr><td>① 中度の出血傾向、血栓傾向または関節症状のあるもの</td></tr><tr><td>② 補充療法を時々行っているもの</td></tr></table> B表 <table><tr><th>検査所見</th></tr><tr><td>① APTT または PT が基準値の2倍以上のもの</td></tr><tr><td>② 血小板数が5万/μL未滿のもの</td></tr><tr><td>③ 凝固因子活性が5%未滿のもの</td></tr></table>	臨床所見	① 中度の出血傾向、血栓傾向または関節症状のあるもの	② 補充療法を時々行っているもの	検査所見	① APTT または PT が基準値の2倍以上のもの	② 血小板数が5万/μL未滿のもの	③ 凝固因子活性が5%未滿のもの		
臨床所見										
① 中度の出血傾向、血栓傾向または関節症状のあるもの										
② 補充療法を時々行っているもの										
検査所見										
① APTT または PT が基準値の2倍以上のもの										
② 血小板数が5万/μL未滿のもの										
③ 凝固因子活性が5%未滿のもの										
白血球系・造血器腫瘍疾患（白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫等）	つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表のいずれか1つ以上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの A表 <table><tr><th>臨床所見</th></tr><tr><td>① 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの</td></tr><tr><td>② 輸血を時々必要とするもの</td></tr><tr><td>③ 継続的な治療が必要なもの</td></tr></table> B表 <table><tr><th>検査所見</th></tr><tr><td>① 末梢血液中のヘモグロビン濃度が9.0g/dL未滿のもの</td></tr><tr><td>② 末梢血液中の血小板数が5万/μL未滿のもの</td></tr><tr><td>③ 末梢血液中の正常好中球数が1,000/μL未滿のもの</td></tr><tr><td>④ 末梢血液中の正常リンパ球数が600/μL未滿のもの</td></tr></table>	臨床所見	① 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの	② 輸血を時々必要とするもの	③ 継続的な治療が必要なもの	検査所見	① 末梢血液中のヘモグロビン濃度が9.0g/dL未滿のもの	② 末梢血液中の血小板数が5万/μL未滿のもの	③ 末梢血液中の正常好中球数が1,000/μL未滿のもの	④ 末梢血液中の正常リンパ球数が600/μL未滿のもの
臨床所見										
① 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの										
② 輸血を時々必要とするもの										
③ 継続的な治療が必要なもの										
検査所見										
① 末梢血液中のヘモグロビン濃度が9.0g/dL未滿のもの										
② 末梢血液中の血小板数が5万/μL未滿のもの										
③ 末梢血液中の正常好中球数が1,000/μL未滿のもの										
④ 末梢血液中の正常リンパ球数が600/μL未滿のもの										

(f) 悪性新生物

つぎの表の①から④までの判定基準をすべて満たすもので、かつ、悪性新生物による衰弱または障害のため、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

	検査項目	単位	判定基準
①	赤血球数	万/mm ³	350 未満
②	血色素量	g/dL	10 未満
③	ヘマトクリット	%	25 未満
④	総蛋白	g/dL	5 未満

(g) 高血圧

つぎの①または②のいずれかに該当するもの

① つぎの(i)から(iv)までをすべて満たす「悪性高血圧症」(単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しない)

- (i) 高い拡張期性高血圧(通常最小血圧が 120mmHg 以上)
- (ii) 眼底所見で、下記の Keith-Wagener 分類のⅢ群以上のもの
- (iii) 腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる。
- (iv) 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う。

② 直前の 1 年以内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有するもの

〔Keith-Wagener 分類〕

Keith-Wagener 分類	眼底所見
I 群	細動脈に軽度の狭細と硬化を認め、眼底所見は軽微である。
Ⅱ群	眼底は I 群に比べて細動脈の変化が著明である。
Ⅲ群	細動脈に著明な緊張亢進と痙縮が認められ、硬化性変化を含む動脈系の変化は広汎かつ明瞭であるが、これとともに軽度あるいは明白な血管痙縮性網膜症(動脈の著しい狭細、口径不同、網膜浮腫、綿花状白斑、出血、硬性白斑など)がある。
Ⅳ群	網膜細動脈の機能的、器質的狭細とともに、広範囲な血管痙縮性網膜症が認められる。これとともに計測可能な程度以上の乳頭浮腫がある。

2. 眼の障害

(1) 「両眼の視力に著しい障害を有する状態」とは、つぎのいずれかに該当する程度の障害を有するものをいい

ます。

- (a) 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
- (b) 一眼の視力が 0.08 かつ他眼の視力が手動弁以下のもの
- (c) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
- (d) ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2 の視標で両眼の視野がそれぞれ 5 度以内におさまるもの
- (e) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの

(2) 眼瞼下垂による視力障害または視野障害は「両眼の視力に著しい障害を有する状態」には該当しません。

(3) 視力は、万国式試視力表またはそれと同一の原理に基づく試視力表により、きょう正視力について測定します。

(4) 両眼の視力を別々に測定し、良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで障害の程度を認定します。

(5) 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて測定します。認定は、ゴールドマン型視野計または自動視野計のどちらか一方の測定結果で行うこととし、両者の測定結果を混在させて認定することはできません。

3. 耳の障害

(1) 「両耳の聴力に著しい障害を有する状態」とは、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上のもの、または 80 デシベル以上かつ最良語音明瞭度(語音明瞭度が最も高い値)が 30%以下のものをいいます。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100(\%)$$

(2) 聴力の測定は、オージオメータ(JIS 規格またはこれに準ずる標準オージオメータ)で行います。

(3) 最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57s 式語表」あるいは「67s 式語表」とします。

4. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有する状態」とは、脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異

常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼で起立・立位保持が不能または開眼で直線を歩行中に 10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度のものをいいます。

5. そしゃく機能の障害

- (1) 「そしゃく・嚥下の機能に著しい障害を有する状態」とは、流動食以外は摂取できないもの、経口的に食物を摂取することができないもの、および、経口的に食物を摂取することが極めて困難なもの（食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、または、一日の大半を食事に費やさなければならない程度のもの）をいいます。
- (2) 歯の障害による場合は、補綴等の治療を行った結果によるものとします。

6. 言語機能の障害

- 「音声または言語機能に著しい障害を有する状態」とは、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。
- (a) 音声または言語を喪失するか、または音声もしくは言語機能障害のため意思を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの
- (b) 口唇音（ま行音、ば行音、ぱ行音等）、歯音・歯茎音（さ行、た行、ら行等）、歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）、軟口蓋音（か行音、が行音等）の4種の語音のうち3種以上が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が誰かが聞いても理解できないもの

7. 上・下肢の障害

- (1) 「1上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上が、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。
- (a) 不良肢位で強直しているもの
- (b) 関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
- (c) 筋力が著減または消失しているもの
- 筋力は、徒手による筋力検査によって測定し、つぎの5段階に区別します。（(4)の筋力についても同じとします。）

正常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	検者の手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半減	検者の加える抵抗には抗しえないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著減	自分の体部分の重さには抗しえないが、それを排するような体位では自動可能な場合
消失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合

- (2) 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」とは、中指指節関節、近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲がいずれも10度以下のものをいいます。
- (3) 「上肢の指を欠くもの」とは、中指指節関節以上で欠くものをいいます。
- (4) 「1下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1下肢の3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中いずれか2関節以上がつぎのいずれかに該当する程度のもの、または一側下肢長が他側下肢長の4分の1以上短縮しているもの（下肢長の測定は、上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測によります。）をいいます。
- (a) 不良肢位で強直しているもの
- (b) 関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
- (c) 筋力が著減または消失しているもの（測定基準は上肢と同じ）
- (5) 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の10足指を中指指節関節以上で欠くものをいいます。
- (6) 「1下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。
- (7) 「両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの」とは、両上肢の機能もしくは両下肢の機能、または1上肢および1下肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
- (8) 「四肢の機能に障害を有するもの」とは、四肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴の一部が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

8. 体幹の障害

- 「体幹の機能に著しい障害を有する状態」とは、体幹の機能の障害により、つぎのいずれかに該当する程度の障害を有するものをいいます。
- (a) 腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもできない
- (b) 臥位または座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができる
- (c) 室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある

9. 精神の障害

- 「精神の障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。なお、以下で使用する「精神障害状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

〔精神障害状態区分〕

- ア. 精神障害（病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等）を認めるが、社会生活は普通にできるもの
- イ. 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要であるもの

- ウ. 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要であるもの
 エ. 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要であるもの
 オ. 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要であるもの

(a) 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害並びに気分（感情）障害

- ① 統合失調症、統合失調症型障害または妄想性障害によるものにあつては、医師により医学的に必要であると証明された入院による治療を行ったかまたは行っているにもかかわらず、残遺状態または病状があるため人格変化、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるため、精神障害状態区分の工またはオに該当するもの
 ② 気分（感情）障害によるものにあつては、医師により医学的に必要であると証明された入院による治療を行ったかまたは行っているにもかかわらず、気分、意欲・行動の障害および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返したりするため、精神障害状態区分の工またはオに該当するもの

(b) 症状性を含む器質性精神障害

医師により医学的に必要であると証明された入院による治療を行ったかまたは行っているにもかかわらず、認知障害、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、精神障害状態区分の工またはオに該当するもの

(c) てんかん

- つぎの①または②のいずれかに該当するもの
 ① 医師による必要な治療を行っているにもかかわらず、てんかん性発作の(i)または(ii)が年に2回以上あり、かつ、精神障害状態区分の工またはオに該当するもの
 ② 医師による必要な治療を行っているにもかかわらず、てんかん性発作の(iii)または(iv)が月に1回以上あり、かつ、精神障害状態区分の工またはオに該当するもの
 (i) 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
 (ii) 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
 (iii) 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
 (iv) 意識障害はないが、随意運動が失われる発作

附則3 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

附則4 請求書類

〔I〕 就労不能障害保険金等の請求の場合

請求項目	手続書類
就労不能障害保険金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者が国民年金法に基づき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 就労不能障害保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 就労不能障害保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 就労不能障害保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

請求項目	手続書類
保険料払込免除	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および就労不能障害保険金の受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体が当該特約の就労不能障害保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下、「受給者」といいます。）に支払うときは、就労不能障害保険金の請求の際、第(1)号または第(2)号のいずれかおよび第(3)号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に就労不能障害保険金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

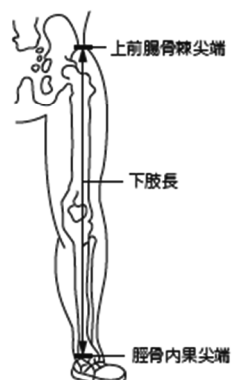
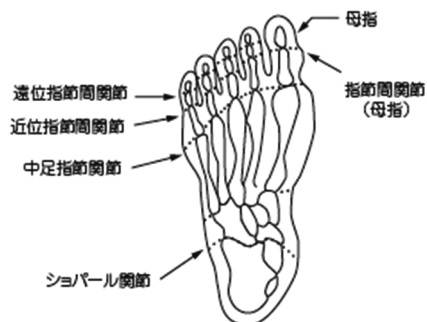
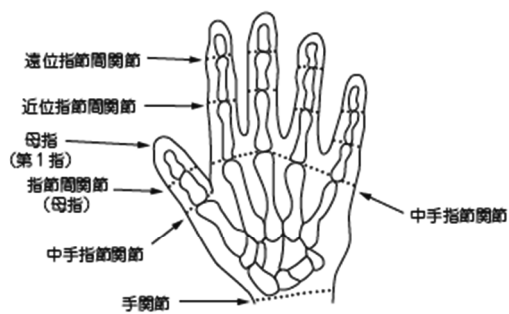
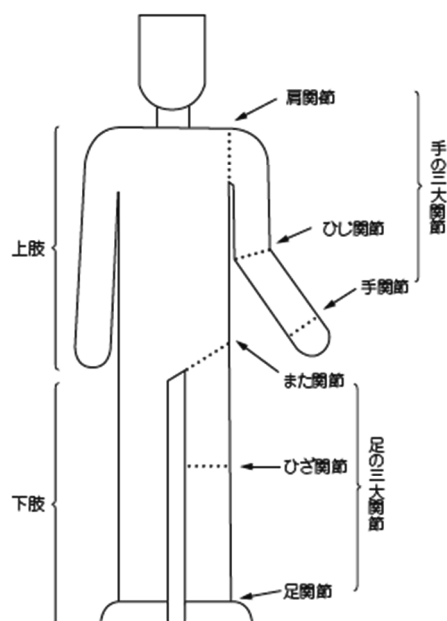
請求項目	手続書類
就労不能障害保険金額の減額	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

（備考）

1. 前表と同じとします。

附則5 身体部位の名称図（就労不能障害特約（無解約返戻金型）用）

＜身体部位の名称図＞



保険金等の支払方法の選択に関する特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 選択することができる支払方法
- 第3条 年金基金の設定または保険金等の据置
- 第4条 年金受取人または据置保険金等の受取人
- 第5条 年金証書および据置保険金等にかかる証書
- 第6条 年金支払日
- 第7条 据置期間
- 第8条 年金の種類
- 第9条 据置の内容
- 第10条 年金の分割支払
- 第11条 年金または据置保険金等の一時支払
- 第12条 年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続
- 第13条 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者
- 第14条 成年後見等の開始

第15条 特約の内容変更

第16条 特約の解約

第17条 特約の消滅

第17条の2 重大事由による解除

第18条 年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付

第19条 年齢の計算

第20条 年齢および性別の誤りの処理

第21条 契約者配当

第22条 管轄裁判所

第23条 主約款の規定の準用

第24条 積立利率変動型終身保険に付加された場合の特則

第25条 低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加された場合の特則

第26条 米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等について、一時支払にかわる支払方法により支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 2 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
- 3 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条（選択することができる支払方法）

- 1 この特約の締結により選択することができる支払方法は、つぎの各号のいずれかとし、詳しくは、この特約条項の規定に定めるところによるものとします。
 - (1) 年金支払。ただし、つぎの種類に限ります。
 - ア. 保証期間付夫婦連生終身年金
 - イ. 保証期間付終身年金
 - ウ. 確定年金（年金支払期間指定型）
 - エ. 確定年金（年金額指定型）
 - (2) 据置支払
- 2 前項に定める支払方法を選択するには、その支払方法について会社の定める方法により計算される年金額または据え置かれる保険金等の額が、会社所定の金額以上であることを要します。
- 3 第1項第1号ア. に定める支払方法を選択するには、第8条（年金の種類）第1項第1号に定める配偶者の同意を得ることを要します。

第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当し、または据え置きます。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、つぎの各号のいずれかとします。ただし、第1号においてア. の保険金が支払われない場合または第2号においてア. の解約返戻金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じな

いものとします。

- (1) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
 - ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。）
 - イ. 主契約に付加された特約の給付金
 - ウ. 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
 - エ. その他、前ア. の保険金の支払時に会社が支払う金額
- (2) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
 - ア. 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の固有の解約または減額の規定により行われた主契約または主契約に付加されている特約の解約または減額による解約返戻金。ただし、それぞれつぎの日に行われる解約または減額による解約返戻金に限るものとします。
 - ① 主契約については、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日
 - ② 主契約に付加されている特約については、その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年経過後（その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年よりもその特約の保険料払込期間が短い場合には、その特約の保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日
 - イ. 前ア. に伴うまたは前ア. と同時に行われた、主契約に付加されている特約の解約、減額または消滅による解約返戻金
 - ウ. 主契約または主契約に付加されている特約の前納保険料の清算金
 - エ. その他前ア. の解約返戻金の支払時に会社が支払う金額
 - オ. 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額
- 3 前項の規定にかかわらず、月払契約、年払契約または半年払契約である養老保険および米国ドル建年金支払型特殊養老保険の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金は、据置支払については、前項第2号ア. に定める金額に当たりません。

第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）

- 1 この特約の年金受取人は、つぎの各号に定めるところによります。ただし、年金受取人が法人の場合には第8条（年金の種類）第1項第1号に定める保証期間付夫婦連生終身年金および同条同項第2号に定める保証期間付終身年金の取扱をしません。
 - (1) 前条第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
……………年金開始日において会社の定めた範囲内の年齢である年金基金に充当された保険金等の受取人となります。
 - (2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
……………年金開始日において会社の定めた範囲内の年齢である主契約の保険契約者となります。
- 2 この特約の締結によって据え置かれる保険金等（以下、「据置保険金等」といいます。）の受取人（以下、「据置保険金等の受取人」といいます。）は、その保険金等の受取人となります。
- 3 この特約の年金受取人および据置保険金等の受取人を前2項に定める者以外の者に変更することはできません。

第5条（年金証書および据置保険金等にかかる証書）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により保険金等が据え置かれたときは、会社は据置保険金等にかかる支払期間その他必要事項を記載した証書を据置保険金等の受取人に交付します。

第6条（年金支払日）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金開始日は、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア. に定める解約または減額の日とします。
- 3 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第7条（据置期間）

据置保険金等を据え置く期間（以下、「据置期間」といいます。）は、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間とします。

第8条（年金の種類）

- 1 年金の種類はつぎの各号のいずれかとし、この特約の締結の際、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の、保険金等の支払事由発生後は年金受取人の申し出によって定めます。
 - (1) 保証期間付夫婦連生終身年金
あらかじめ定めた一定期間（以下、「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人の生存期間中、一定の年金（以下、「夫婦年金」といいます。）を支払います。年金受取人の死亡後は、夫婦年金

の支払事由に定める配偶者の生存期間中、夫婦年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
夫婦年金	年金受取人または年金基金設定日に年金受取人と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者（以下、「配偶者」といいます。）が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人または年金受取人が死亡したときは配偶者	配偶者の故意による年金受取人の致死
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		死亡一時金受取人の故意による年金受取人または配偶者の致死

(2) 保証期間付終身年金

保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

(3) 確定年金

保険契約者または年金受取人の指定するつぎのいずれかの型により、一定の年金を支払います。

ア. 確定年金（年金支払期間指定型）

指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金を、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

イ. 確定年金（年金額指定型）

指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金額に従い定まる年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	指定された年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金額に従い定まる年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金額に従い定まる年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

2 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。

3 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。

4 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 第3項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。

- 6 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 7 第3項および前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金の場合、第3項および第5項の死亡一時金受取人の変更は、配偶者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 9 第3項または第5項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 13 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が戸籍上の異動により第1項の規定に該当しなくなったときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 年金受取人は、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
 - (2) 会社は、年金の種類をつぎに定める年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。
 - ア. 年金基金設定日以後保証期間中の最後の年金支払日前
保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金
 - イ. 保証期間経過後
終身年金
- 14 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が年金支払開始日前に死亡したときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 年金受取人は、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
 - (2) 会社は、年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。
- 15 第1項において、保証期間中に免責事由に該当して夫婦年金を支払わない場合には、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は年金受取人が死亡した時にさかのぼって消滅します。
- 16 前項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第9条（据置の内容）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第1項の規定により保険金等を据え置いた場合には、据置期間、保険金等を会社に据え置き、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息を支払います。
- 2 前項の規定による据置支払については、据置開始時における会社所定の利率および計算方法により、計算します。
- 3 会社は、主務官庁に届け出て、前項に定める利率を将来に向かって変更することがあります。ただし、本項の規定により前項に定める利率を変更する場合には、会社はその旨を、前項に定める利率の変更日の1か月前までに据置保険金等の受取人に通知します。
- 4 据置期間中に、据置保険金等の受取人が死亡したときは、第2項に定める利率および計算方法による据置保険金等の受取人の死亡時の据置保険金等を、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 5 前項の場合、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人については、前条第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第10条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、保証期間付夫婦連生終身年金において年金受取人が死亡しかつ配偶者がすでに死亡していた場合、または配偶者が死亡しかつ年金受取人がすでに死亡していた場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してそれぞれの法定相続人に支払います。
- 3 第1項の場合、保証期間付終身年金および確定年金において年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 4 第2項の年金受取人および配偶者の死亡時の法定相続人ならびに第3項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第8条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第11条（年金または据置保険金等の一時支払）

- 1 年金受取人は保証期間中または確定年金の年金支払期間中の年金の支払にかえて、保証期間または確定年金の年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金（夫婦年金を含みます。）はそのまま存続します。この場合、年金証書に表示します。
- 3 第1項の規定により確定年金において会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。
- 4 据置保険金等の受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申し出がない限り、据置支払を取りやめてその時

の据置保険金等の一部または全部を一時金として請求することができます。

- 5 前項の規定により会社が据置保険金等の全部を一時金として支払った場合には、この特約は消滅します。

第12条（年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続）

年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第13条（法定相続人または死亡一時金受取人の代表者）

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第14条（成年後見等の開始）

- 1 年金受取人、死亡一時金受取人または据置保険金等の受取人（以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。）について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第15条（特約の内容変更）

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第16条（特約の解約）

- 1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
 - (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第17条（特約の消滅）

- 1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 第8条（年金の種類）の規定により死亡一時金が支払われたときまたは第9条（据置の内容）第4項の規定により据置保険金等が支払われたときは、この特約は消滅します。

第17条の2（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第18条（年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付）

年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付は取り扱いません。

第19条（年齢の計算）

年金受取人および配偶者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第20条（年齢および性別の誤りの処理）

年金受取人および配偶者の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における年金、死亡一時金または据置保険金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 23 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 24 条（積立利率変動型終身保険に付加された場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、積立金に付利する利率を定期的に更改する仕組みは適用しないものとします。この場合には、会社所定の利率を適用します。

第 25 条（低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加された場合の特則）

この特約が低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、積立金に付利する利率を定期的に更改する仕組みは適用しないものとします。この場合には、会社所定の利率を適用します。
- (2) 第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 1 号ア、をつぎのとおり読み替えます。
「ア、主契約および主契約に付加された特約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。また、主契約に生存給付金特約が付加されている場合、生存給付金を含むものとします。）」

第 26 条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建終身保険に付加されている場合には、第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 1 号ア、をつぎのとおり読み替えます。

「ア、主契約および主契約に付加された特約の保険金（主契約の生存給付金を含みます。ただし、この特約の締結または主契約の普通保険約款によって据え置かれた保険金または生存給付金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。）」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

特別条件付保険特約条項 目次

第1条 特約の適用	第6条 特約の消滅
第2条 特別条件	
第3条 契約内容の変更の制限	医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
第4条 特別保険料領収法の条件を付加した保険契約の解約返戻金	
第5条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則	就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加された主契約に付加されている場合の特則

特別条件付保険特約条項

第1条（特約の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）または特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないと認めたときは、会社は、この特約を主契約に付加して適用します。

第2条（特別条件）

1 この特約が付加された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を付加します。

(1) 保険金・給付金削減支払法

ア、会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡または高度障害状態（別表1）に該当し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の規定により保険金が支払われるときは、契約日（特約が中途付加されたときは、その特約の責任開始の日）または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間	経過期間				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

イ、会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が入院または手術を受け、主約款または特約条項の規定により給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金日額に前ア、に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき入院給付金日額を基準として、給付金を支払います。

(2) 特別保険料領収法

保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。なお、主約款または特約条項の規定によって主契約または特約の保険料の払込が免除された場合は、その主契約または特約の保険料についての特別保険料の払込を免除します。

(3) 特定部位・特定疾病不担保法

別表6に定める身体部位および特定疾病のうち、会社が指定した部位に生じた疾病または会社が指定した疾病（これと医学上重要な因果関係があると会社が認めた疾病を含みます。）の治療を目的とする入院または手術については、給付金を支払いません。ただし、感染症（別表10）の治療を目的とする入院または手術の場合を除きます。

また、被保険者が不担保期間満了の日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

2 前項第1号の条件が付加された主契約または特約について、主約款または特約条項の規定により年金額または年金現価を支払うときは、これらについても前項第1号ア、の規定を準用します。

3 第1項第1号の条件が付加された主契約または特約について、主約款または特約条項の規定により特定疾病保険金または特約特定疾病保険金を支払う場合には、これらについても第1項第1号ア、の規定を準用します。

第3条（契約内容の変更の制限）

1 この特約が付加された保険契約については、主約款および特約条項に規定する契約内容の変更等のうち、つぎの各号の取扱は行いません。

- (1) 払済保険への変更（保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限り。）
 - (2) 延長定期保険への変更
 - (3) 原保険契約への復旧
 - (4) 主契約または特約の保険期間の変更
 - (5) 保険料払込期間の変更
 - (6) 新医療保険の保険期間満了時における保険期間の延長
 - (7) 米国ドル建年金支払型特殊養老保険における年金開始日の繰下げ
- 2 主契約に付加された特約のみに特別条件が適用されているときは、前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号の取扱を行います。
- 3 この特約が付加されている保険契約における主契約または特約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 前条第1項第1号に定める特別条件が適用されている場合には、主約款または特約条項の規定にかかわらず、主契約または特約の保険期間満了の日までに保険金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の主契約または特約には更新前に付加した特別条件は適用されません。
 - (2) 前条第1項第2号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の主契約または特約の特別保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の主契約または特約の保険期間に基づいて計算します。

第4条（特別保険料領収法の条件を付加した保険契約の解約返戻金）

この特約により特別保険料領収法の条件を付加した場合で、特別保険料に対する解約返戻金があるときは、特別保険料に対する解約返戻金を、主約款または特約条項の規定による解約返戻金に加算して取り扱います。

第5条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特別条件）第1項第1号ア、中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。
- (2) 第3条（契約内容の変更の制限）第1項第1号をつぎのとおり読み替えます。
「(1) 払済保険への変更（特別保険料の払込期間中、保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限り。）」

第6条（特約の消滅）

会社が、第2条（特別条件）第1項に定める条件が付加されている主契約または特約について、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合することを承諾した場合、この特約は将来に向かって消滅します。

医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

この特約が医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特別条件）第1項第1号イ、をつぎのとおり読み替えます。
「イ、会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が給付金（一時金を含み、名称の如何を問いません。以下、同じとします。）の支払事由に該当し、主約款または特約条項の規定により給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金日額（一時金額を含みます。以下、同じとします。）に前ア、に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき入院給付金日額を基準として、給付金を支払います。」
- (2) 第2条（特別条件）第1項第3号をつぎのとおり読み替えます。
「(3) 特定部位・特定疾病不担保法
別表6に定める身体部位および特定疾病のうち、会社が指定した部位に生じた疾病または会社が指定した疾病（これと医学上重要な因果関係があると会社が認めた疾病を含みます。）の治療を目的として給付金の支払事由に該当しても、会社はこれを支払いません。ただし、感染症（別表10）の治療を目的として給付金の支払事由に該当する場合を除きます。
また、被保険者が不担保期間満了の日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。」
- (3) 第3条（契約内容の変更の制限）第1項第6号をつぎのとおり読み替えます。
「(6) 新医療保険または医療保険(14)（保険料払込中無解約返戻金型）の保険期間満了時における保険期間の延長」

就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加された主契約に付加されている場合の特則

この特約が就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加された主契約に付加されている場合には、就労不能障害特約（無解約返戻金型）の保険金削減支払について第2条（特別条件）第1項第1号ア、をつぎのとおり読み替えます。

「ア、会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が就労不能障害保険金の支払事由に該当し、就労不能障害特

約（無解約返戻金型）条項の規定により就労不能障害保険金が支払われるときは、契約日（就労不能障害特約（無解約返戻金型）が中途付加されたときは、特約の責任開始の日）または復活日からその日を含めて就労不能障害保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき就労不能障害保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を就労不能障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき就労不能障害保険金の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

」

特定障害不担保特約条項 目次

第1条	特約条項の適用	
第2条	不担保とする特定障害	就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加され
第3条	主契約または特約が更新される場合等の特則	た主契約に付加されている場合の特則

特定障害不担保特約条項

第1条（特約条項の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）およびつぎの各号に定める特約を主契約に付加して締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款（主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下、「主約款等」といいます。）のほか、この特約条項を適用します。

- (1) 平準定期保険特約
- (2) 無解約返戻金型平準定期保険特約
- (3) 災害死亡給付特約
- (4) 傷害特約
- (5) 疾病障害による保険料払込免除特約
- (6) 家族収入特約
- (7) 特定疾病保障終身保険特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 終身保険特約
- (10) 高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）
- (11) 米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）
- (12) 認知症保障終身特約（無解約返戻金型）
- (13) 米国ドル建認知症保障終身特約（無解約返戻金型）
- (14) 就労不能障害特約（無解約返戻金型）

第2条（不担保とする特定障害）

この特約により不担保とする特定障害（以下、「特定障害」といいます。）は、視力障害または聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 視力障害
被保険者が主約款等に定める高度障害状態または身体障害の状態（これらの状態を以下、「身体の障害状態」といいます。）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める高度障害保険金、高度障害年金（高度障害療養加算年金を含みます。以下、同じとします。）、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金（特約高度障害療養加算年金を含みます。以下、同じとします。）および障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、高度障害年金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。
- (2) 聴力障害
被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

第3条（主契約または特約が更新される場合等の特則）

- 1 この特約条項が適用される主契約または特約が更新され継続するときは、更新後の主契約または特約についてもこの特約条項を適用します。この場合、更新後の主契約または特約に適用される特定障害は、更新前の主契約または特約における特定障害と同一とします。
- 2 前項の規定は、つぎの各号に定める場合に準用します。
 - (1) 主約款等の規定により、主契約または特約が更新の取扱いに準じて会社の定める他の保険契約または特約に変更され継続するとき
 - (2) 主契約が新医療保険の場合で、主約款等に定める保険期間満了時における保険期間の延長の規定により、主契約または特約の保険期間を延長するとき

就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加された主契約に付加されている場合の特則

この特約が就労不能障害特約（無解約返戻金型）が付加された主契約に付加されている場合には、第2条（不担保とする特定障害）

保とする特定障害）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（不担保とする特定障害）」

この特約により不担保とする特定障害（以下、「特定障害」といいます。）は、視力障害または聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 視力障害

被保険者が主約款等に定める高度障害状態、就労不能障害状態または身体障害の状態（これらの状態を以下、「身体の障害状態」といいます。）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」、「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」、「両眼の視力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第1号もしくは2級の第1号に該当したと認定されたものに該当し、主約款等に定める特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、就労不能障害保険金および障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、就労不能障害保険金および障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

(2) 聴力障害

被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」、「両耳の聴力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第2号もしくは2級の第2号に該当したと認定されたものに該当し、主約款等に定める就労不能障害保険金および障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、就労不能障害保険金および障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。」

指定代理請求特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第6条 特約の解約
- 第7条 主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱
- 第8条 主契約が更新される場合の特則

第9条 無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則

第10条 生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則

第11条 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主たる被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主たる被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主たる被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- (3) その他、会社の定める保険金等

第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

- (1) 主たる被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 主たる被保険者の3親等内の親族
- (3) 主たる被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
- (4) 前3号のほか、主たる被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合

には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。

- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする者）が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 6 前5項に定めるほか、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に際しては、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における保険金等の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主たる被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第8条（主契約が更新される場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

第9条（無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合には、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則）

この特約を生存保障付連生定期保険に付加した場合には、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「第1被保険者」と読み替えます。

第11条（保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）」

この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」

- (2) 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）」

1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。

- (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
- (2) 年金受取人の3親等内の親族
- (3) 年金受取人と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
- (4) 前3号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

- (3) 第6条（特約の解約）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 年金受取人は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

団体扱特約(B)条項 目次

第1条	特約の適用範囲
第2条	保険料率
第3条	保険料の払込
第4条	特約の解除
第5条	特約の失効

第6条	契約日の特則
第7条	主約款の適用
第8条	積立利率変動型終身保険または低解約返 戻金型積立利率変動型終身保険に適用さ れている場合の特則

団体扱特約(B)条項

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、会社と生命保険団体扱契約(B)を締結した組合、連合会、同業団体等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属する者（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員を含むものとし、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員および組織を構成している会社、商店等の役職員を含むものとします。）を保険契約者とする保険契約の保険契約者数が10名以上の場合、または団体もしくは団体代表者を保険契約者とし当該団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者数が10名以上の場合に、団体を通じて会社がこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第2条（保険料率）

この特約の適用を受ける保険契約の保険料率は、特別団体扱保険料率とします。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。）から団体代表者を經由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、つぎの各号の日に払込があったものとして取り扱います。
 - 第1回保険料は、つぎのいずれかの日
 - ① 団体代表者が、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、同じとします。）から第1回保険料に相当する金額を控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料に相当する金額を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - ② 団体代表者が、第1回保険料に相当する金額を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料に相当する金額を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - ③ ①または②以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
 - ② 第2回以後の保険料は、団体代表者から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 第2回以後の保険料から団体代表者を經由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、団体代表者から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日に払込があったものとして取り扱います。
- 第1項第1号の①または②の場合、給与から控除された、または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料に相当する金額が、実際に第1回保険料として会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申し出により当該控除または振替が取り消された場合には、当該控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 団体代表者から保険料が一括して払い込まれた場合には、会社は、1通の保険料領収証を発行し、個々の領収証は発行しません。

第4条（特約の解除）

この特約の適用を受ける保険契約の保険契約者数または被保険者数が10名未満に減少し3か月（年払または半年払の保険契約の場合は6か月）を経過しても10名以上に戻らないときは、この特約を解除します。

第5条（特約の失効）

つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- ① 保険契約者（団体または団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）がその所属する団体から離脱したとき。
ただし、団体代表者を經由して保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- ② 会社と団体との間に締結された生命保険団体扱契約(B)が解除または解約されたとき
- ③ 保険契約が消滅または失効したとき
- ④ 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- ⑤ 保険料の払込を要しなくなったとき
- ⑥ 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき

第6条（契約日の特則）

- この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めた

ときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができますものとします。

- 2 前項の場合において、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第7条（主約款の適用）

この特約に規定のない事項については、主約款の規定によります。

第8条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合には、この特約条項の第6条（契約日の特則）の規定は適用しません。

保険証券等の電子化に関する特約条項 目次

第1条 特約の締結

第2条 電子証券

第3条 特約の解約

第4条 特約の消滅

第5条 主約款の規定の準用

保険証券等の電子化に関する特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の責任開始期後、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申出により主契約に付加して締結します。

第2条（電子証券）

会社は、この特約が付加された場合には、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険証券^(※1)もしくは証書^(※2)（以下、「保険証券等」といいます。）の発行または保険証券等への表示を省略することができます。^(補1)
- (2) 保険証券の発行または保険証券への表示を省略した場合には、会社は、保険契約の内容として電磁的方法により提供した事項（以下、「電子証券」といいます。）を、保険証券の記載事項とみなします。^(補2)
- (3) 保険契約者等^(※3)から申出があった場合には、会社は、すみやかに保険証券等の発行または保険証券等への表示を行います。

第2条の補則

補1 証書の省略については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または主契約に付加されている他の特約（以下、「主特約」といいます。）の特約条項に定めるところにより、証書を発行する時において、主契約または主特約の保険金等の受取人が保険契約者と同一である場合に限りま。

補2 保険契約の内容に変更が生じた場合には、新たに電子証券を提供します。

第2条の用語の意義

- ※1 保険証券
主約款または主特約の特約条項に定める保険証券をいいます。本条において同じとします。
- ※2 証書
年金証書等の主約款または主特約の特約条項に定める証書をいいます。本条において同じとします。
- ※3 保険契約者等
保険契約者のほか、主契約または主特約の保険金等の受取人が保険契約者同一である場合には、主約款または主特約の特約条項に定める保険金等の受取人を含みます。

第3条（特約の解約）

この特約を解約することはできません。

第4条（特約の消滅）

つぎの第(1)号から第(4)号までのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅するものとします。

- (1) 主約款の規定により、保険契約者が変更されたとき
- (2) 主約款の規定により、年金開始日以後に年金受取人が変更されたとき
- (3) 主約款の規定により、後継年金受取人が年金受取人の権利および義務を承継したとき
- (4) 主契約が消滅したとき

第5条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

保険契約の失効取消に関する特則（Ⅰ） 目次

第1条 失効取消の適用

第2条 主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱

保険契約の失効取消に関する特則（Ⅰ）

第1条（失効取消の適用）

- この特則は、失効についての規定がある保険契約（特約を含みます。以下、同じとします。）に適用されます。
- この特則が適用された保険契約については、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
 - 主たる保険契約（以下、「主契約」と言います。）の普通保険約款に定める猶予期間中に保険料の払込がない場合でも、失効取消可能期間^(※1)中に失効取消にかかる延滞保険料^(※2)の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
 - 失効取消可能期間中に保険金・給付金等^(※3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に第(1)号に定める失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金・給付金等の支払または保険料の払込の免除を行います。^(補1)
 - 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

第1条の補則

補1 保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金等^(※4)の支払事由が生じた場合には、死亡保険金等の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引いた金額を支払います。死亡保険金等が、米国ドル建個人年金保険(19)の死亡保険金および災害死亡保険金の場合には、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引かないものとします。

第1条の用語の意義

- ※1 失効取消可能期間
猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。本条において同じとします。
- ※2 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- ※3 保険金・給付金等
名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。本条において同じとします。
- ※4 死亡保険金等
死亡に際して支払う給付等をいい、名称の如何を問いません。本条において同じとします。

第2条（主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱）

- この特則の適用がある主契約が外国通貨建の保険で、主契約に円換算払込特約または円換算払込特約（外貨建養老保険用）が付加されている場合には、この特則の規定に基づき会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料^(※1)の換算基準日^(※2)は、払い込む日の属する月の前月末日とします。
- この特則の適用がある主契約が米国ドル建個人年金保険(19)で、主契約に円換算払込特約(19)が付加されている場合には、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。
 - この特則の規定に基づき会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料の換算基準日は、払い込む日の属する月の前月末日とします。
 - 円換算払込特約(19)条項第8条（円建払込額を定める場合の特則）の適用がある場合には、第(1)号の失効取消にかかる延滞保険料の払込については、円換算払込特約(19)条項第8条（円建払込額を定める場合の特則）第3項第(1)号に定める円建払込額により取り扱うものとし、保険料の払込がなかった各払込期月の前月末日を換算基準日として、それぞれの日の円換算払込特約(19)条項第2条（為替レート）に定める会社所定の為替レートを用いて、円建払込額を外国通貨建の保険料に換算した金額の合計額を主契約の保険料とします。

第2条の用語の意義

- ※1 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- ※2 換算基準日

外国通貨建てで定められた金額を円に換算する際の基準となる日をいいます。ただし、その日が取引銀行の休業日に当たる場合には、その直前の取引銀行の営業日とします。なお、取引銀行とはこの特則に関して会社が主として取引する銀行のことをいいます。本条において同じとします。

別表1 対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考3. 参照）
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（備考4. 参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障

分類項目（基本分類コード）		除外項目等
		害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
	・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
	・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
	・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
	・有毒動植物との接触（X20～X29）	
	・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）
	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（X52） ・食糧の不足（X53） ・水の不足（X54）
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）		
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）		※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）		※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。

2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照）
- (6) 1手の5手指を失ったか、または第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考4. (1)および(2)参照）
- (7) 10足指を失ったもの（備考5. 参照）
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考6. 参照）
- (9) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考7. 参照）
- (10) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考8. (1)参照）
- (11) 心臓に人工弁を置換したもの（備考8. (2)参照）
- (12) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考9. 参照）
- (13) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10. (1)および(2)参照）
- (14) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10. (3)および(4)参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メーターで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

8. 心臓の障害

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含まれません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

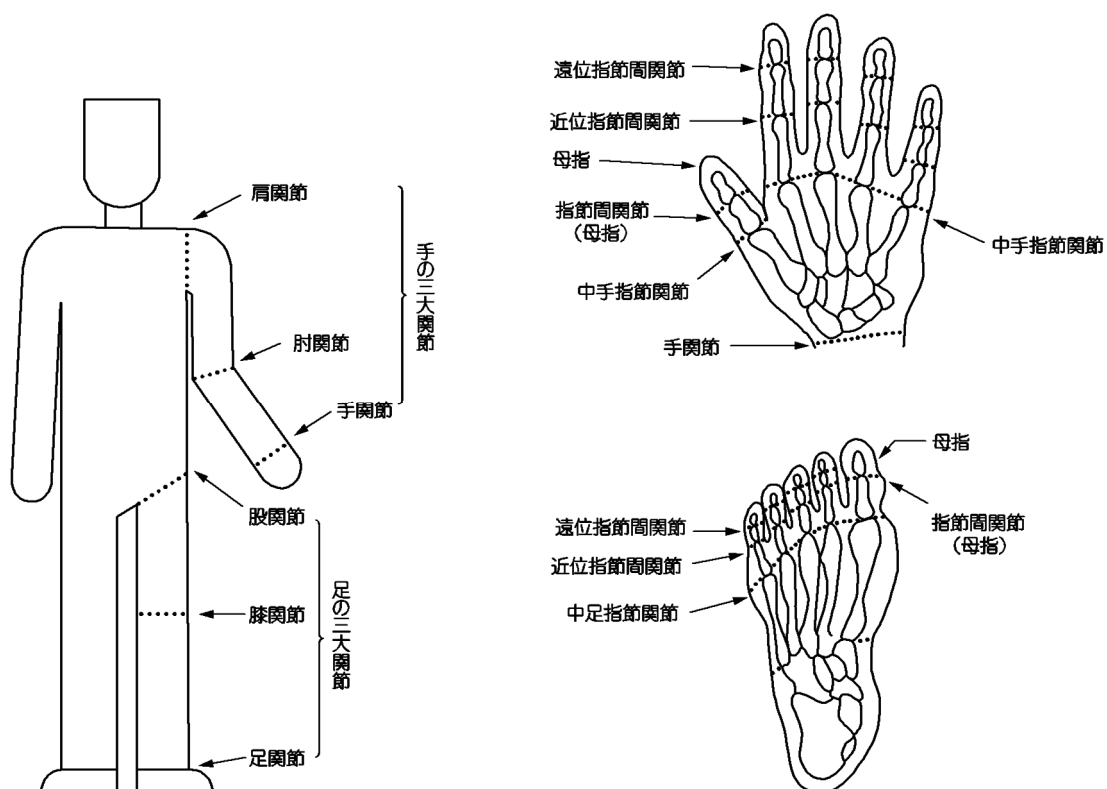
9. 腎臓の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が 30ml/分未満または血清クレアチン濃度が 3.0mg/dl 以上で回復の見込みのない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>



別表4 請求書類

〔I〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 特約死亡保険金 家族年金 特約家族年金 災害死亡保険金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (11) 最終の保険料領収証 (12) 保険証券
高度障害保険金 特約高度障害保険金 高度障害年金 特約高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 障害給付金受取人の戸籍抄本 (8) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 高度障害年金受取人の印鑑証明書 (10) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (11) 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (12) 最終の保険料領収証 (13) 保険証券
満期保険金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

請求項目	手続書類
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院初期加算給付金 見舞給付金（入院による場合） 成人病入院給付金 5大生活習慣病入院給付金 女性疾病入院給付金 がん入院給付金 がん治療給付金 がん経過観察給付金 がん診断一時金 上皮内がん診断一時金 入院一時金 長期入院給付金 通院給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 入院した病院または診療所の入院証明書（通院給付金の場合、通院した病院または診療所の通院証明書）＊ (5) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
手術給付金 手術・放射線治療給付金 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金 見舞給付金（手術による場合） 成人病手術給付金 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金 がん手術給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
特定損傷給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 特定損傷給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
介護年金 特約介護年金 介護給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 介護年金・介護給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 介護年金・介護給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 介護年金・介護給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
死亡給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
健康祝金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 健康祝金の受取人の戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 健康祝金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 介護保障証書

請求項目	手続書類
年金	(1) 請求書＊ (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
契約者貸付	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
低解約返戻金型積立利率変動型終身保険および米国ドル建終身保険の生存給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 生存給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生存給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 生存給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券
無事故給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
特定疾病保険金 特約特定疾病保険金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 特定疾病保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
保険金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合）

請求項目	手続書類
保険料払込免除特約による 保険料払込免除・既払込保 険料相当額の支払	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限りま す。） (5) 保険契約者の印鑑証明書（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限り ます。） (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を 受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
死亡時支払金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡時支払金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡時支払金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡時支払金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは 任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
被保険者の死亡の報告およ び解約返戻金相当額の支払	(1) 死亡報告書および請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本 (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見 を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を 受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第1回年金の場合のみ） (7) 年金証書（第1回年金の場合は保険証券）
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を 受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を 受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類
による代替を認めることがあります。
4. この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するもの
があります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。

5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第 42 条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。）の請求の際、第 1 号または第 2 号のいずれかおよび第 3 号の書類も必要とします。ただし、これらの者が 2 人以上であるときは、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金または高度障害年金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
保険契約の復活	(1) 申込書 * (2) 被保険者についての告知書 *
契約内容の変更 (1) 保険金額、基準保険金額、基本入院給付金日額または年金額の減額、増額（復旧） (2) 年金月額の変更 (3) 保険料払込方法〈回数〉の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間の変更 (6) 払済保険への変更 (7) 延長定期保険への変更 (8) 生存給付金支払日の変更 (9) 年金開始日の繰上げ・繰下げ	(1) 請求書 * (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書 *（会社が特に提出を求めた場合）
会社への通知による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更 会社への通知による後継年金受取人の指定・変更	(1) 請求書 * (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券または年金証書
遺言による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書 * (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券または年金証書
保険契約者の変更	(1) 請求書 * (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
年金種類の変更	(1) 請求書 * (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
指定代理請求人の変更指定	(1) 請求書 * (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票
受取人による保険契約または特約の存続	(1) 請求書 * (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病

身体部位の名称	
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	胃および十二指腸（当該部位の手術にともない、空腸の手術を受けた場合、空腸を含む。）
8	小腸および大腸
9	盲腸（虫様突起を含む。）
10	直腸および肛門
11	肝臓、胆嚢および胆管
12	脾臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術にともない、胸郭の手術を受けた場合には、胸郭を含む。）
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睪丸および副睪丸
17	前立腺
18	卵巣、卵管および子宮付属器
19	子宮（帝王切開を受けた場合に限る。）
20	乳房（乳腺を含む。）
21	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
22	頸椎部（当該神経を含む。）
23	胸椎部（当該神経を含む。）
24	腰椎部（当該神経を含む。）
25	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む。）
26	左肩関節部
27	右肩関節部
28	左股関節部
29	右股関節部
30	左上肢（左肩関節部を除く。）
31	右上肢（右肩関節部を除く。）
32	左下肢（左股関節部を除く。）
33	右下肢（右股関節部を除く。）
34	子宮（異常分娩が生じた場合を含む。）
35	皮膚
36	眼球および眼球付属器
特定疾病の名称	
37	異常妊娠、異常分娩
38	外傷にともなう合併症、後遺症

別表10 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2

分類項目	基本分類 コード
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

Memo

※ご契約に適用される諸利率は、金利情勢等に応じて変動することがあります。当社ホームページのお知らせ「ご契約に関する諸利率等について」に代表例を記載していますのでご覧ください。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ・（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1 か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



2024年12月版

← 当社用

公益財団法人

日本教育公務員弘済会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-4-6 ☎03(3354)4001

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

教職員専用 ^{ミナ キョウイク} 0120-37-9419 通話料無料

一般用 ^{ミナ ジブ ロック} 0120-37-2269 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>



お問い合わせ先（担当者）